

富士宮市景観計画

(案)

令和 8 年 1 月

富士宮市

序 章

1

1 景観について	1
－1 景観とは	
－2 良好な景観づくりの効果	
2 景観計画の策定について	2
－1 計画策定の背景と目的	
－2 本計画の位置づけ	
－3 計画の構成	
－4 計画の改訂	

第1章 景観の特性と課題

6

1 景観の成り立ち	6
－1 地形の形成	
－2 まちの形成	
2 景観の特性	10
－1 自然景観	
－2 農村景観	
－3 市街地景観	
－4 公共施設景観	
－5 歴史景観	
－6 富士山への眺望	
3 景観方策の実績	30
－1 景観条例の変遷	
－2 その他の方策	
4 景観形成の問題・課題	34
－1 景観方策の実績や社会情勢の変化を踏まえての問題・課題	
－2 景観構成要素別の問題・課題	

第2章 景観形成の目標

38

1 景観形成の目標（キャッチフレーズ）	38
2 景観の将来像	39
－1 ふるさとの原風景たる自然景観を大切にするまち	
－2 生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち	
－3 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち	

- － 4 場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち
- － 5 富士山などに因む深い歴史を感じるまち
- － 6 多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち

(景観法 第8条第2項第1号 関連)

第3章 景観計画の区域

43

1 景観計画の区域	43
2 重点地区の設定	44
－ 1 中央・駅前地区	
－ 2 神田地区	
－ 3 浅間大社周辺地区	
－ 4 朝霧高原地区	

第4章 良好的な景観の形成に関する方針

49

1 市域全域の景観形成基本方針	49
－ 1 ふるさとの原風景たる自然景観を大切にするまち	
－ 2 生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち	
－ 3 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち	
－ 4 場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち	
－ 5 富士山などに因む深い歴史を感じるまち	
－ 6 多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち	
－ 7 みんなで取り組む協働の景観づくり	
2 ゾーン別の景観形成基本方針	62
－ 1 富士山・山麓ゾーン	
－ 2 朝霧・天子山地ゾーン	
－ 3 農地・丘陵地ゾーン	
－ 4 周辺市街地ゾーン	
－ 5 中心市街地ゾーン	
3 重点地区の方針	68
－ 1 中央・駅前地区	
－ 2 神田地区	
－ 3 浅間大社周辺地区	
－ 4 朝霧高原地区	
4 今後重要と考えられる地域・地区の考え方	72
－ 1 白糸の滝周辺地区	

(景観法 第8条第2項第2号 関連)

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

74

1 市域全域の行為の制限に関する事項	74
- 1 届出対象行為	
- 2 景観形成基準	
2 重点地区の行為の制限に関する事項	91
- 1 中央・駅前地区	
- 2 神田地区	
- 3 浅間大社周辺地区	
- 4 朝霧高原地区	

(景観法 第8条第2項第3号、第19条第1項、第28条第1項 関連)

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

108

1 景観重要建造物	108
2 景観重要樹木	109

(景観法 第8条第2項第4号イ 関連)

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

110

(景観法 第8条第2項第4号口 関連)

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

111

第9章 景観形成の重点方策

118

第10章 景観形成推進に向けて

132

序 章

1 景観について

1－1 景観とは

- ・「景観」とは、「けしき、ながめ、またその美しさ」を意味します。又は、「人間をとりまく環境のながめ」「対象（群）の全体的なながめ」などと定義されています。もう少し詳しく説明すると、「山、川、田畠、建物、道路などにより構成される総合的な眺めと、そこから受ける心の動き」と言えます。心の動きとは、眺めに接することにより、「美しい」「心地よい」あるいは「不快だ」などと感じることです。
- ・地域の景観は、自然の営みと人の暮らしが相まってできあがってきており、地域の歴史や生活文化の現れということができます。
- ・戦後の高度成長期のまちづくりは、急速な都市化を進める中で、美しさや、地域の個性などへの配慮が欠けていたようです。今日、成熟社会といわれる中で、景観を重視したまちづくりが求められるようになってきています。

1－2 良好的な景観づくりの効果

生活環境の質の向上、愛着のもてる地域づくりを導きます

- ・良好な景観形成を進めることにより、暮らしの心地よさなど快適性を高め、生活環境の質の向上を図ることができます。例えば、まち並みは、個々の住宅や商店、工場などの建物などにより構成されています。それぞれが美しく、また、周辺との調和がとれていれば、まち並み景観は見違えるように良くなるはずです。それにより、自分のまちがより美しく、魅力を持つことになり、地域への愛着心が高まることが期待できます。

観光の活性化や市街地のにぎわいをもたらします

- ・雄大な富士山の景観は、外国人も含め多くの人を惹きつけます。また、富士山本宮浅間大社など地域の歴史景観も他にはない魅力を感じさせます。
- ・地域の優れた自然や歴史を生かした景観形成を進めることにより、観光ニーズを高めることができ、また、市街地のにぎわいを充実することができます。

市民活動等の活発化に寄与します

- ・近年、N P O 団体が増加しており、多様な市民活動が展開されるようになってきています。また、市内各地域の自治会活動も着実に行われてきています。
- ・花植え、ごみ清掃など、景観向上にかかる活動は、その成果を必ず目で確認することができることから、誰にでもわかりやすいテーマと言えます。
- ・地域の景観を向上させる活動プログラムを多彩に展開することにより、景観が向上し、市民活動がより活発に展開されることが期待できます。

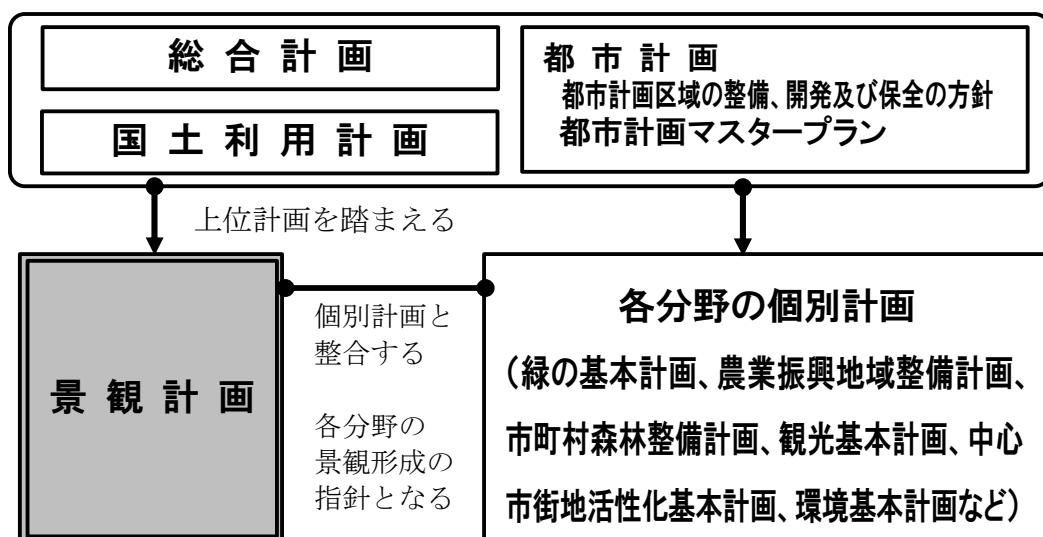
2 景観計画の策定について

2-1 計画策定の背景と目的

- 本市では平成7年に富士宮市都市景観条例を施行しました。また、同年、都市景観形成基本計画を策定し、大規模建築物の景観の誘導などを推進してきました。
- 基本計画策定後10年余が経過し、市街化の進展や市民意識の向上など、社会経済情勢の変化に伴い、景観形成の計画や方策の見直しが必要な状況でした。更に、平成16年には景観法が施行され、景観形成に係る制度が整えられました。これらを受け、平成19年8月1日に本市は景観行政団体となりました。
- 上記を踏まえ、富士宮市景観計画の策定、条例の制定をし、本市の環境と文化の向上、地域の活性化に寄与しています。

2-2 本計画の位置づけ

- 景観は、様々な要素から成っていること、都市計画や環境、産業振興などとの繋がりが強いことから、本計画は上位計画である総合計画などを踏まえつつ、関連する計画と連携しながら推進されるものです。



2-1の参考：景観計画策定の背景・目的

本市の景観づくりの実績

都市景観形成ガイドプラン（平成6年度策定）

都市景観条例（平成7年度施行）

都市景観形成基本計画（平成7年度策定）	〈条例第10条〉
---------------------	----------

富士山等景観保全地域等における景観誘導	〈条例第14条〉
---------------------	----------

大規模な建築行為等の景観誘導	〈条例第29条〉
----------------	----------

地区景観形成モデル地区における景観誘導 (神田地区、中央・駅前地区)	〈条例第23条〉
---------------------------------------	----------

その他、地区計画、風致地区、生垣づくり助成、保存樹、保存湧水池指定など

本市の景観づくりにおける問題・課題

- 市街化の進展に伴う大規模な建築行為などの届出、指導などにおいて、条例では限界あり
- これまで都市の景観や建築物の景観を主としてきたが、今後は自然や農村などを含めた総合的な景観づくりが必要
- 景観に係る市民活動も様々に行われており、これらの位置づけや促進が必要
- 世界遺産富士山のまちとして、景観面からの取り組みも求められている
- 広域交通条件が向上する中、観光、交流などの振興において、景観面からの取り組みも必要

社会情勢の変化⇒景観法の施行

- 良好な景観に関する国民の意識の高まりの中、全国500弱の自治体における景観に関する自主条例の制定
- 都市基盤の量から質へのニーズの転換
- 国を挙げての観光の活性化、魅力ある国づくり

○景観法の施行

- 良好な景観形成の基本理念、責務
- 良好な景観を形成するための方策

景観法施行後の景観づくりの取り組み

富士宮市景観計画の策定（平成21年度）

富士宮市富士山景観条例の制定（平成21年度）

↓ ← 旧芝川町との合併（平成22年3月23日）

新市域に対応した富士宮市景観計画

富士山の世界遺産登録（平成25年） → ↓ ← 重点地区・景観重要公共施設の追加等

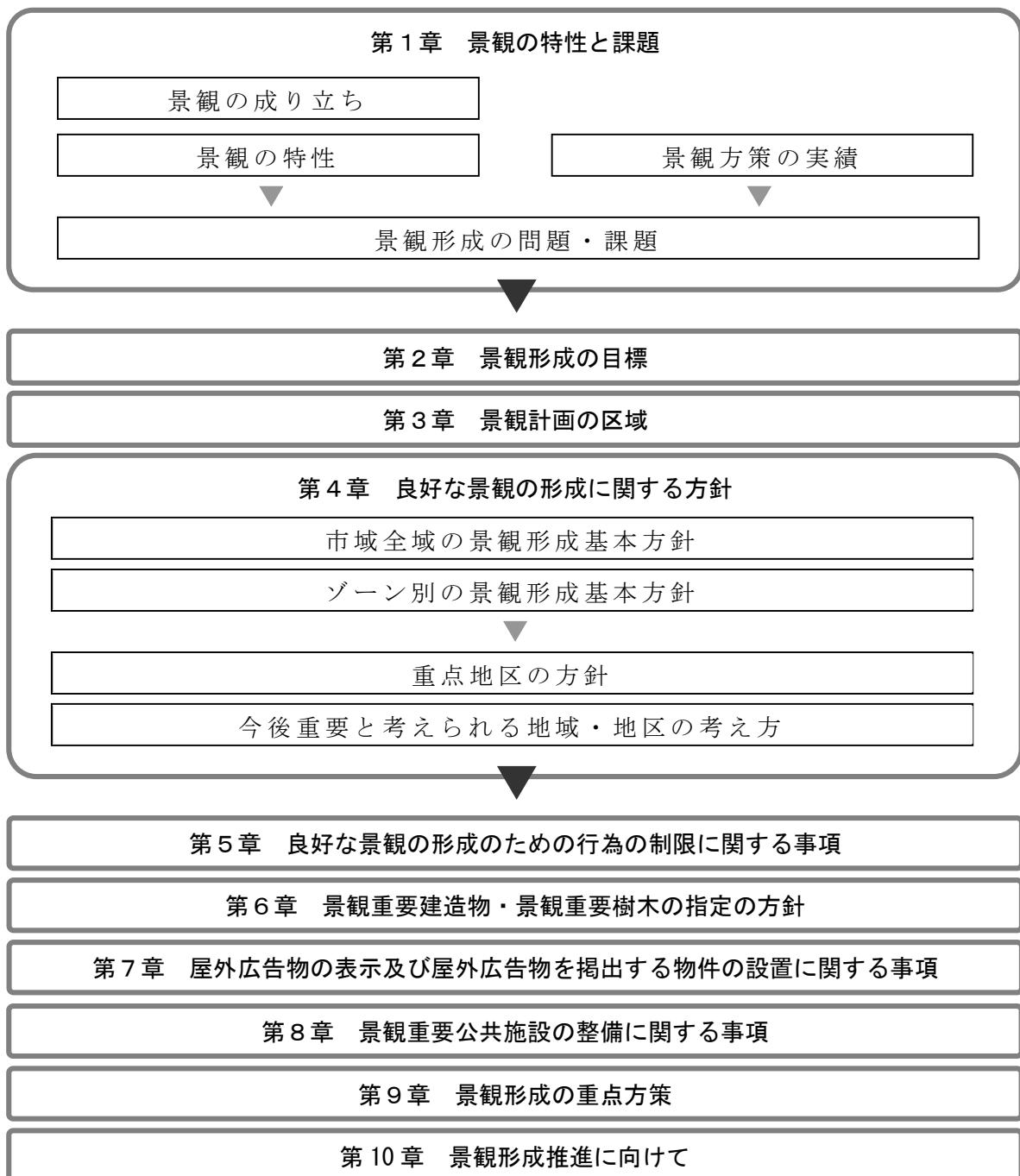
現行の富士宮市景観計画

2－3 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

- ・第1章は、本市の景観の成り立ちや問題、課題をまとめています。
- ・第2章、第3章、第4章は、景観形成を目指していくための基本的な方向性をまとめています。
- ・第5章は景観形成のための行為の制限、第6～8章において景観法に基づく誘導方策、第9章は市独自の施策を主体とした重点的な取り組みを示し、景観形成の方策をまとめています。また、第10章では、景観形成推進の組織、体制について記述しています。

富士宮市景観計画の構成



2－4 計画の改訂

計画の改訂については、以下のとおりです。

- ・景観法に基づく景観計画等の各種規制誘導措置は、地域における景観に関する意識の醸成や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、その変更の必要性や、新たな手法の選択等の是非について適時吟味していきます。しかし、一方で、良好な景観の形成は、地域における持続的な取り組みによって初めて実現されるものであることから、一定の継続性、安定性が要請されるものであり、特に規制を緩和する場合に当たっては、その景観に及ぼす影響を慎重に検討することとします。
- ・景観計画の運用については、景観要素や土地利用の状況の推移、変化を踏まえて概ね5年をめどに計画の運用を振り返り、必要に応じて改訂を行っていくものとします。

第1章 景観の特性と課題

1 景観の成り立ち

1-1 地形の形成

①富士山

- ・1万年前頃から、現在の富士山の火山活動が始まりました。溶岩が幾層も重なって小御岳や古富士火山を覆い、現在に近い形ができあがりました。その後も火山活動を繰り返しましたが、1707年の大噴火で宝永火口ができる以降は活動を休止しています。
- ・本市の海拔高度は、35mから富士山頂の3,776mまでに及び、高度差3,741mは日本一となっています。
- ・富士山頂から山麓部にかけては、成層火山特有の美しい稜線を形成しています。
- ・山の表面は、まだ原表面が多くありますが、侵蝕作用が進行し、多くの放射谷が見られます。山麓の末端には、山麓を流下する沢の堆積物などにより、大沢扇状地や万野原扇状地などが形成されています。
- ・富士山への降雨や雪解け水の大部分は、溶岩、砂礫などの堆積を通過して地下に浸透し、山麓末端部で地表に現れ、市内各地で湧水となっています。

②天子山地・白鳥山

- ・本市の北西部、山梨県との県境に天子山地があります。本栖湖南部の竜ヶ岳から、最高峰の毛無山、更に、天子ヶ岳に至り、次第に標高が低くなっています。
- ・富士山誕生のはるか以前、造山活動が盛んであった新第三紀中新世（約3500万年前から500万年）に形成されていました。
- ・富士川の右岸、山梨県との県境に白鳥山があります。白鳥山は、新第三紀中新世及び鮮新世の地層を破って形成された小火山です。白鳥山は宝永地震（1707年）や安政の大地震などで崩壊して富士川を堰き止め、大きな被害をもたらしました。

③羽鮈丘陵・白尾丘陵・明星丘陵

- ・天子山地の南、芝川と平行して南北に羽鮈丘陵が連なっています。丘陵の南部は、洪積前期の岩渕火山の噴出物で形成され、北部に行くに従い礫層となり、更にその上に古富士集塊質泥流が覆っています。
- ・白尾山、明星山を中心とした白尾丘陵、明星丘陵は、潤井川と富士川の間を北西から南東に連なっています。白尾山を始め大部分は古富士泥流（集塊積泥流）で形成され、明星山は岩渕火山の噴出物が富士川を越え堆積し形成されました。

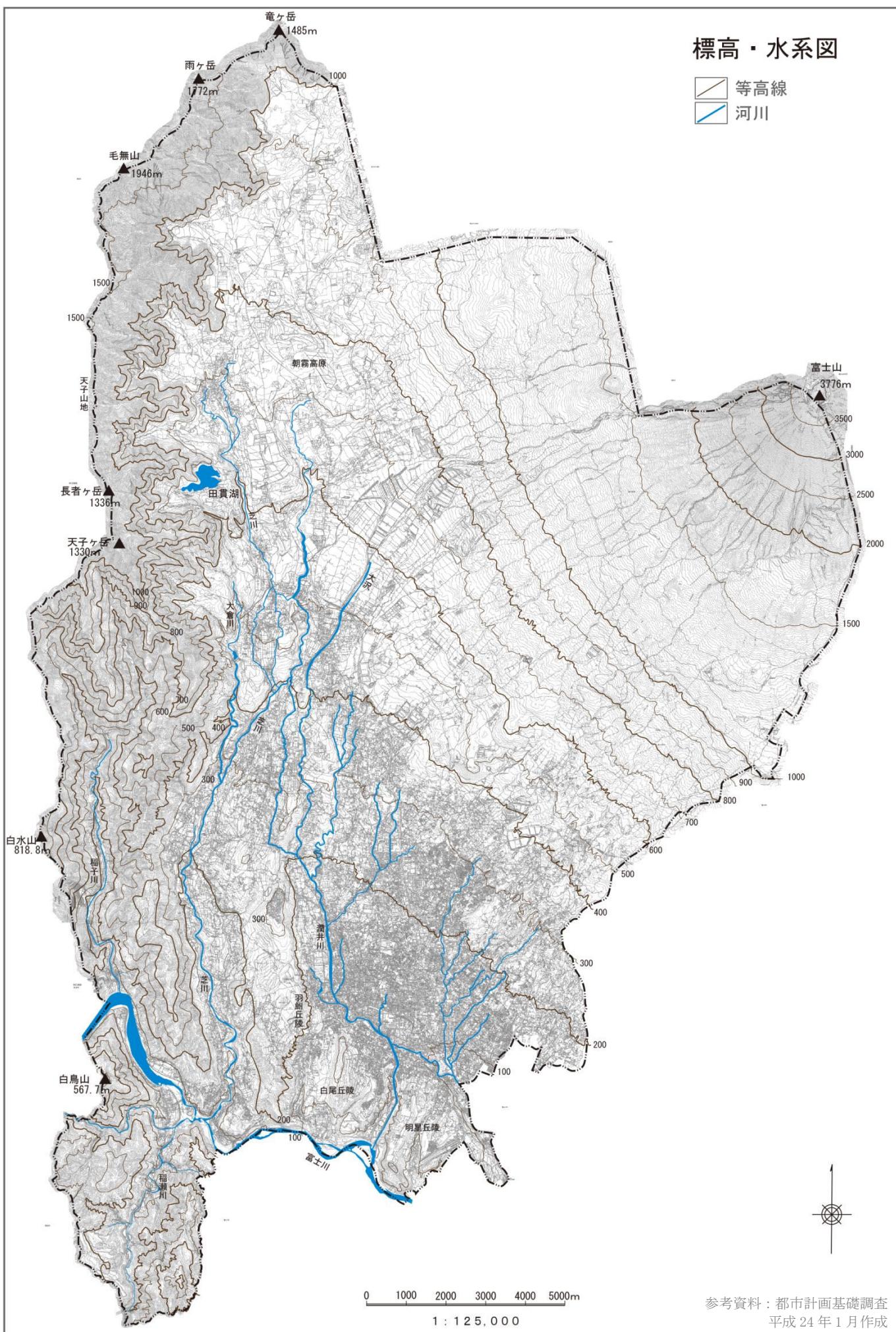
④富士川・芝川・潤井川

- ・富士川は、日本三大急流の一つにも数えられる河川で、山梨県から本地域に入り、稻子川、稻瀬川、芝川などの流れを加えて、やがて駿河湾に注いでいます。
- ・芝川は、天子山地東麓の扇状地の地下伏流水、猪之頭の湧水などが源となる河川で、富士山裾野と天子山地の接合点となっている裾合い谷※を流れています。
※ 異なる溶岩が重なって生ずる谷
- ・潤井川は、大沢崩れから流れ出す大沢を源としている河川で、市南部に連なる白尾丘陵、明星丘陵まで南流したあと、南東方向に流路を転じています。

参考資料：富士宮市史

標高・水系図

等高線
河川



参考資料：都市計画基礎調査
平成 24 年 1 月作成

1－2 まちの形成

①富士山本宮浅間大社と門前町の形成

- ・富士山本宮浅間大社に伝わる「富士本宮浅間社記」によると、古くは噴火を続けていた富士山を「山足の地」に祀っていたが、日本武尊が山宮浅間神社の地に遷し、その後坂上田村麻呂が現在地に遷したとされています。
- ・中世末期には、富士山本宮浅間大社の周辺で開かれた大宮の市は繁盛し、門前町として発展していきました。

②稻作と畑作

- ・芝川や潤井川に沿った地域に水田が拓かれてきました。更に、水の少ない北山地区の山麓部や上野地区の台地、柚野地区の台地、星山地区の丘陵などへ芝川や潤井川の水を引く用水路の整備が進み、畑作地帯から水田地帯へと変わっていきました。加えて、水の確保対策として、田貫湖や水久保などの貯水池が整備されました。
- ・栗倉、村山、杉田などの地域は、用水路による水の供給も十分でないため、畑作が中心となり、陸稲、麦、蕎麦、大豆、小豆などの穀物や野菜が生産されてきました。

③製紙、製糸産業の発展

- ・江戸時代から明治時代の頃においては、米や麦の生産を主流としつつ、商品性の高い三樫(みまた)、繭(まゆ)、茶、煙草などの生産が盛んになりました。芝川沿いの村などでは農閑期に紙すきも行われ、東京などの消費地に送られていました。
- ・明治期には、富士製紙が潤井川沿いの旧富士根村小泉に第二工場、旧大宮町源道寺に第三工場を増設し、旧芝富村朏島には、四日市製紙の芝川工場が設立されるなど、市内各地で製紙工場が設立・増設されました。これが近代的工業の先駆となり、また、これ以降、本地域は製紙業に深く関わることになりました。
- ・明治時代から大正時代にかけて、日本と諸外国の貿易が盛んになると、重要な輸出品である生糸や茶の生産が伸び始めました。旧大宮町などにおいて製糸工場や機織工場が開設され、周辺で生産された繭などの売買が行われ、産業の拠点として人口が増加していきました。
- ・原材料の運搬や商品の流通などのため、明治23年、大宮～富士市鈴川間に馬車鉄道が敷設、明治41年には大宮～上井出間に馬車鉄道が敷設されました。更に、富士身延鉄道の敷設が進められ、大正2年には大宮町駅が開業、その周辺は大いに発展しました。
更に、大正4年には大宮～芝川間が開通し、大正9年には身延までの鉄道が開通しました。

④朝霧高原の開拓

- ・朝霧高原は、寒さが厳しく霧が発生するため、土地利用が難しく、家畜の餌や肥料にする草を刈る場など限られた利用しかできませんでした。
- ・戦後、朝霧高原に復員者、陸軍少年戦車兵学校勤務者、近隣住民が移り住み、また、長野県からの青年が入植し広見、荻平、富士丘、東、見返、一の竹などにおいて少しづつ土地を切り開き、のちに西富士開拓地と呼ばれる広い牧草地を作り上げました。

⑤高度経済成長期の産業振興

- 昭和30年代頃、広い面積を必要とする工場などが市街地周辺に新築、移転し始めました。昭和38年には、工場の集団化を図るため、万野、宮原にまたがる地区に鉄工団地が造成されました。同年には、新工場建設のため広い敷地と豊富で良質な水を求めて、富士フィルムが大中里地区で操業を開始し、翌年にはテルモ富士宮工場が大宮地区（現在の三園平地区）で操業を開始しました。

⑥観光産業の振興

- 本市は、富士山をはじめ富士山本宮浅間大社、白糸の滝、田貫湖、朝霧高原などの多くの観光資源を有していることから、富士山周辺の主要な観光地として多くの人が訪れるようになりました。
- 富士山の良好な自然景観を求めて、市北部などにおいてゴルフ場、キャンプ場、観光牧場などのレジャー施設、教育・研修施設などの開発も進みました。
- 近年、富士川の急流を下るラフティングなどのアウトドアスポーツをはじめ、本地域内の自然や歴史を体験するツアーなどが提供されています。
- 柚野地区の用水沿いや集落内の路地の至る所から、田園や草花などと富士山を美しく眺めることができます。春や秋の季節には、地区内に設定された散策路に市外から多くの来訪者があります。

⑦産業振興に伴う人口増加と市街地拡大

- 高度経済成長期において本市や富士市の産業が振興し、労働者が集まり、人口が増加していました。住宅需要が増す中で、比較的地価が安く、環境の良い郊外部において、田畠の転用による住宅の供給が進み、市街地が拡大していました。
- 昭和30年代以降、淀川地区などの既成市街地内や、外神東地区や小泉地区などの既成市街地周辺において、土地区画整理事業が実施され、多くの宅地が供給されてきました。
- 産業振興や富士山観光などによる交通量増加に対応し、昭和38~40年に上井出地区から根原地区までの富士宮道路が整備され、更に、昭和44~47年に万野原新田地区から上井出地区までの区間が整備されました。昭和54~57年には本市の中心部と富士市を結ぶ西富士道路が整備されました。

参考資料：富士宮市史

2 景観の特性

2-1 自然景観

①雄大でさまざまな顔を持つ富士山の景観

- 市内の至る所から富士山を眺望することができます。生活の場から望むことができる富士山の姿は、市民にとって重要な景観となっています。
- 富士山は陽光を浴び、傘雲、冠雪を頂いて、赤富士、紅富士、ダイヤモンド富士、パール富士など、気候、季節、時間により多様な姿を現します。
- 朝霧高原などからは大沢崩れが見られ、自然が持つ荒々しさが感じられます。
- 県道富士宮公園線及び富士公園太郎坊線（以下、「登山道」と呼ぶ）が五合目に向けて通っており、沿道にはヒノキなどの針葉樹の人工林、ブナ、カエデなどの落葉広葉樹の自然林が見られます。
- 市内に富士山登山道の富士宮口があり、五合目から山頂までの登山道からは、山頂や青々と広がる空を間近に望むことができます。フジアザミ、フジハタザオなどの植物も見られます。登山のシーズンには、多くの登山客で賑わっています。



富士山の大沢崩れ



登山道沿道の森林



富士山登山道表富士宮口五合目付近

②自然の美しさが映える朝霧高原・田貫湖の景観

- 朝霧高原には多くの牧場があり、富士山を背景として広大な草原や草を食べる牛の姿が見られます。
- 朝霧高原の一角にある田貫湖は、湖面に富士山や天子ヶ岳を映す印象的な景観となっています。湖畔にはツツジの群生や桜などが見られます。
- 田貫湖北側の小田貫湿原は、富士山麓唯一の低層湿原です。湿原中央の木道から、珍しい植物や昆虫などが見られます。
- 根原地区では、秋になると高原に広がるススキ草原が見られます。
- 幹線道路沿道などに観光施設や研修施設が点在しています。これらの施設の一部には、建築物の形状や色合いが周囲となじんでいないものが見られます。
- 東海自然歩道が整備され、朝霧高原や天子山地などの自然景観を楽しむことができます。



朝霧高原



小田貫湿原



ススキ草原

③市街地の背景となっている天子山地と羽駒丘陵等の緑濃い山地・丘陵の景観

- 独立峰の富士山に対し、天子山地は南北に連なる稜線を形成しています。中でも毛無山はこの山地の最高峰で、ひときわ力強さを感じさせます。
- 羽駒丘陵、白尾丘陵、明星丘陵は、市街地の背景となる身近な緑の景観となっています。
- 天子山地、羽駒丘陵、白尾丘陵、明星丘陵の急斜面にはヒノキなどが植林されており、一部には自然林も見られ、緑豊かな森林となっています。
- 天母山などの斜面には、列状に間伐された人工林が見られます。
- 内房地区には森林のほか地域の特産品となっているタケノコが育つ竹林が見られます。



天子山地



明星丘陵



天母山

④荒々しい富士川と水量豊かな清流の河川景観

- 富士川は、山梨県から入り天子山地の南端を流れ、荒々しい渓谷を見せてています。なかでも釜口峡は、富士川で最も川幅が狭まった場所で、激しい流れにより独特な岩肌が作り出され、雄大な渓谷になっています。また、芝富地区月代の富士川左岸には、柱状節理が連なり渓谷美を見せてています。
- 芝川は、緑豊かな天子山地の山麓を流下し、岩肌の荒々しい渓谷を見せてています。河床には多くのポットホールが形成されており、柚野橋付近には県天然記念物に指定されたものがあります。
- 潤井川では、潤井川緑地付近において水流と桜並木と富士山が一体となった美しい景観が見られるほか、川沿いの多くの場所で豊かな緑と水の流れが見られます。
- 特別天然記念物である湧玉池を水源とする神田川は、川沿いに神田川ふれあい広場や富士山せせらぎ広場が整備され、清流とそれに親しむ市民や観光客の姿が見られます。
- 潤井川や神田川、清水川、方辺川などは、地域住民などの手により美化されており、良好な水辺の景観が保たれています。
- 市街地内の渋沢堀、西新堀では、石積護岸による河川整備が行われ、自然の風合いが感じられます。
- 稻子川上流の入山川沿いにある天子の七滝は、豊かな緑と水の流れを間近に感じる景観となっています。



釜口峡（富士川）



ポットホール（芝川）



潤井川

⑤富士山麓に湧き出る清らかな湧水の景観

- ・水量が豊富な富士山本宮浅間大社の湧玉池は、市内を流れる神田川の水源であり、富士山麓の湧水の象徴的な景観となっています。また、湧水に群れ遊ぶ鳥や魚の姿が見られます。
- ・地層の分かれ目から湧出し滝となっている白糸の滝は、芝川の水食谷の崖面に珠簾を懸けたように数多くの滝が落ちる様は荘厳であり、新緑や紅葉シーズンをはじめ、一年を通じて多くの観光客が訪れています。滝つぼ周辺の人工物の撤去、自然環境の回復・育成を進め、風致景観の向上を図っています。
- ・猪之頭地区には、陣馬の滝をはじめとする湧水群があります。芝川に流れ込むこれらの湧水は、富士山麓の自然と潤いが感じられます。
- ・このほか、各地域に数多くの湧水池が見られ、潤いのある景観となっています。
- ・淀師地区、大中里地区の潤井川沿いや、猪之頭地区、精進川地区などの芝川沿いで、きれいで豊かな水を利用した養鱒が行われています。



湧玉池



白糸の滝



猪之頭湧水群

⑥集落の点在する緑深い谷間の景観

- ・天子山地の南端にある尾根に沿って流れる稻子川や内房地区の稻瀬川沿いは、緑の斜面に囲まれた谷間の景観となっています。
- ・谷間にある平地には、集落や農地が点在し、斜面地の緑を背景とした落ち着いた景観となっています。



稻子地区



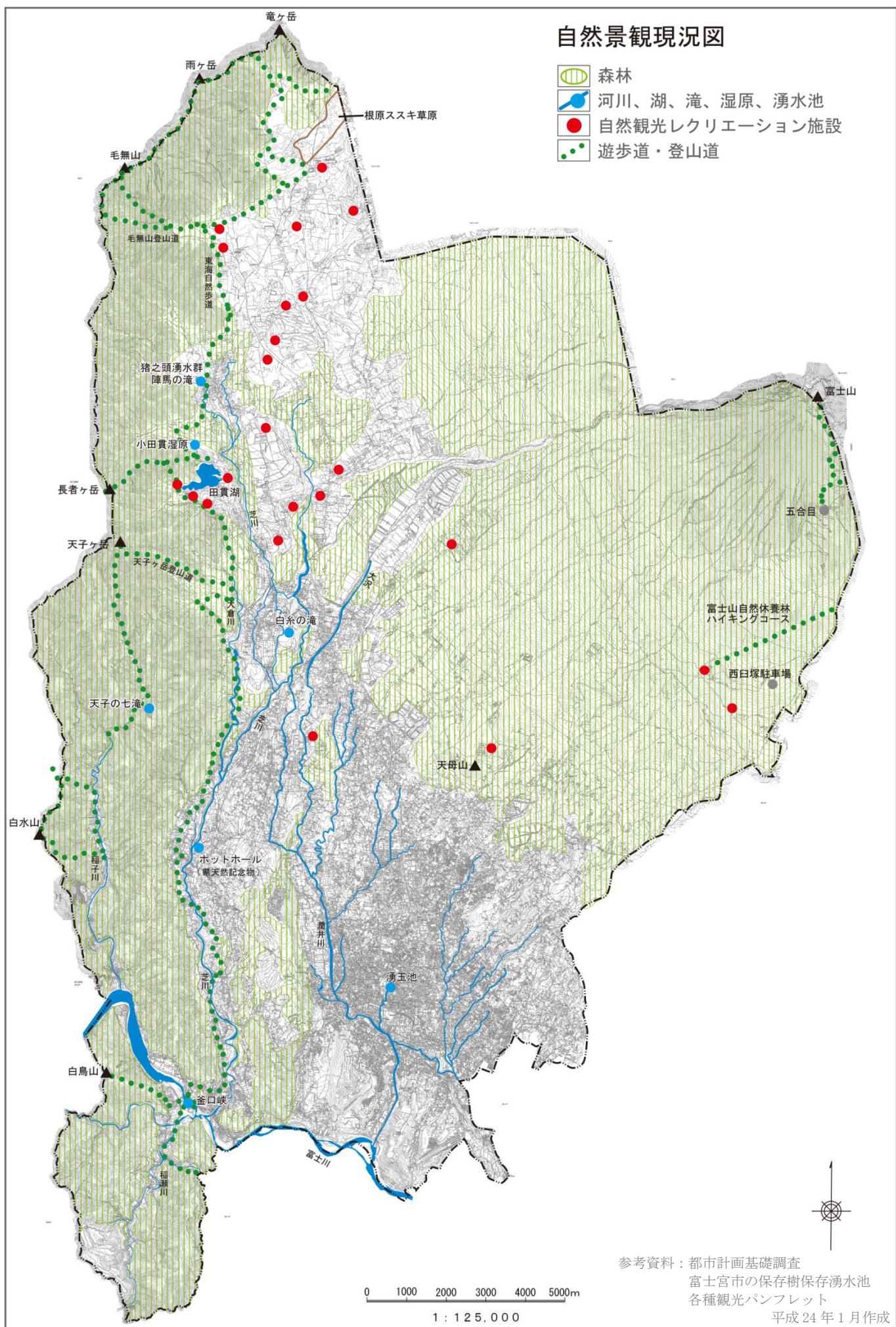
内房地区



谷間にある集落

自然景観現況図

-  森林
-  河川、湖、滝、湿原、湧水池
-  自然観光レクリエーション施設
-  遊歩道・登山道



2-2 農村景観

①水田などのある農村景観

- ・上井出、白糸、上野、北山地区では、起伏のある地形の中で、集落の周囲に水田が広がっています。
- ・精進川地区のなだらかな谷には、美しく広がる水田や潤いのある水路、湧水池があり、ゆったりとした田園となっています。
- ・青木地区では、山沿いに密集する集落と広がりのある水田で構成されています。
- ・安居山地区、貫戸地区では、市南部の丘陵地のなだらかな斜面に民家と水田が見られます。
- ・猪之頭地区では、豊かな湧水を利用した水田、ワサビ田、養鱒場が特徴となっています。
- ・稻子、柚野地区には棚田が見られ、特に美しいものは、静岡県棚田等十選に選ばれています。



精進川地区



青木地区



稻子の棚田

②茶園などのある農村景観

- ・高原地区などでは、明星丘陵上に茶園と民家のある景観が見られます。
- ・富士山南麓の栗倉、村山、杉田地区では、富士山や裾野の樹林地を背景に、まとまった茶園や畑、点在する民家があります。



高原地区



栗倉地区



杉田地区

③朝霧高原に畜産農家が点在する景観

- ・朝霧高原の一般国道139号沿いなどで広々とした牧草地に民家や畜舎が点在していますが、一部の牧草地には雑草に覆われた場所も見られます。
- ・一部の農家は観光客を受け入れ、来訪者と動物が触れ合う様子が見られます。



朝霧高原の牧草地



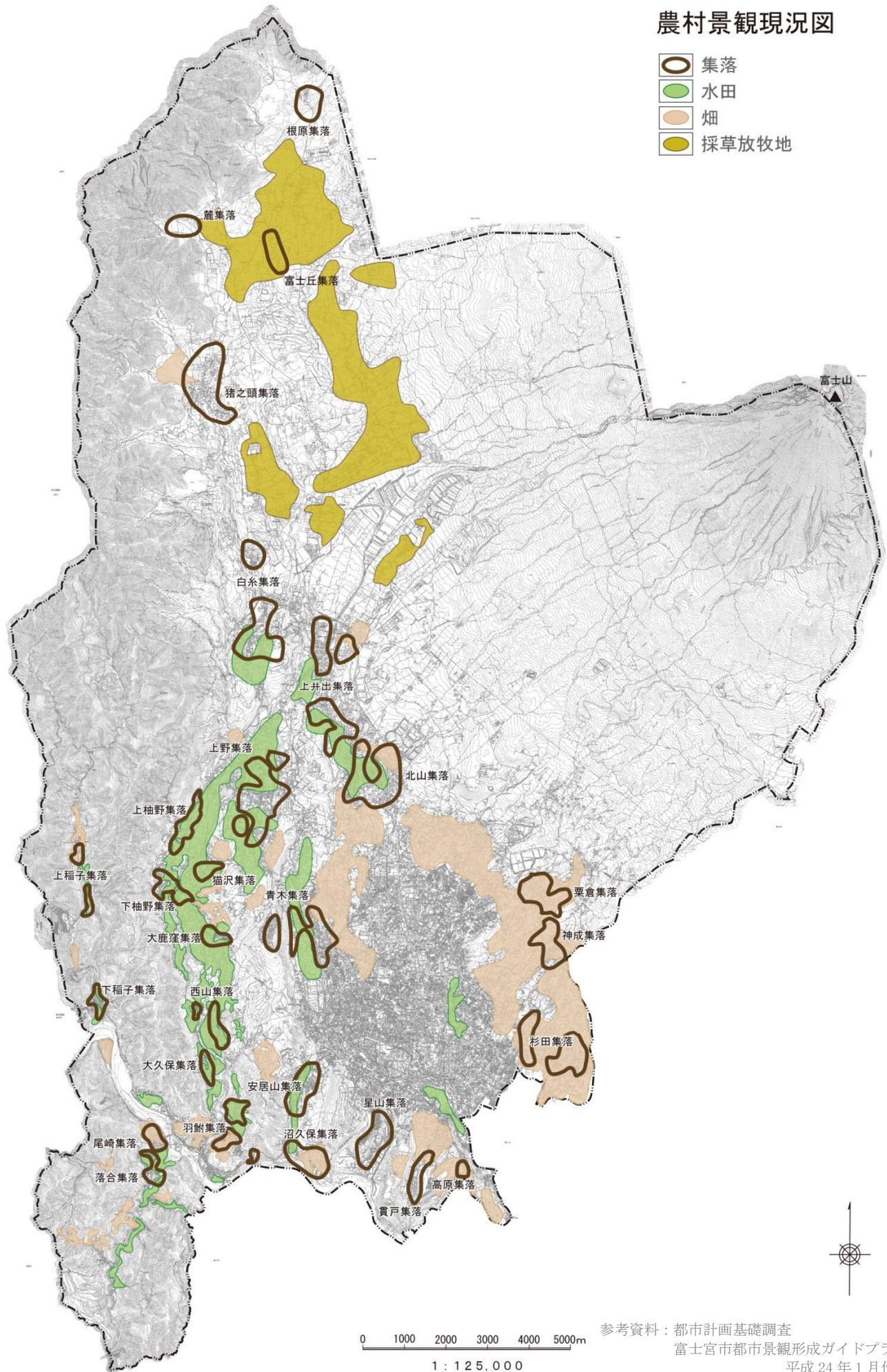
朝霧高原の牧草地



天子山地山麓の牧草地

農村景観現況図

-  集落
-  水田
-  畑
-  採草放牧地



参考資料：都市計画基礎調査

富士宮市都市景観形成ガイドプラン

平成24年1月作成

2－3 市街地景観

①いろいろな要素が入り混じる住宅地の景観

- ・高度経済成長期以降に、中心市街地周辺において市街地の拡大が進行してきました。
- ・中心市街地は、戸建ての住宅を中心に、店舗や工場も見られます。近年、中高層マンションも立地し、地域の景観に変化を与えています。
- ・中心市街地を取り巻く住宅地は、戸建ての住宅などが比較的密集したまち並みとなっています。
- ・更に、その住宅地の外側の富士山麓部、白尾丘陵、明星丘陵の斜面地などでは、市街地化が進行しており、富士山や丘陵地の緑を背景に戸建て住宅と農地が混在しています。



中心市街地周辺



中心市街地を取り巻く既成住宅地



白尾丘陵の斜面地

②整然とした新たな住宅地の景観

- ・外神東、栗倉南、淀川地区などは、土地区画整理事業が実施され、一部の地区では地区計画が指定されており、整った区画の中に戸建て住宅が立地し、整然としたまち並みとなっています。玄関周りや庭を緑化している住宅も比較的多く、緑が感じられる景観となっています。
- ・青木平、北山などの郊外の地区（市街化調整区域）で開発された住宅団地においても、同様のまち並みが見られます。



外神東地区の住宅地



前田北地区的住宅地



郊外の住宅団地

③まち並みなどの整備が進む中心市街地の商業地の景観

- ・中央・駅前地区、神田地区、宮町地区、西町地区には、商店街の景観が形成されています。
- ・中央・駅前及び神田地区は、道路拡幅により金剛杖や行灯をイメージした歩道照明の設置や電線地中化、街路樹、フラワーポットによる緑化が行われています。地区計画及び景観計画重点地区が指定されており、道路拡幅に合わせて店舗などの建替えが進み、門前町をイメージしたまち並みが形成されています。
- ・宮町地区は、アーケードのある商店街となっています。西町地区にも、西富士宮駅に至る沿道が商店街となっています。
- ・富士山本宮浅間大社や富士宮やきそばを出しているお店などを目当てに、まちなかを歩く観光客の姿が多く見られます。

- 富士宮駅北口周辺は、古いビルや空き店舗が見られ、本市の玄関口として魅力に乏しい景観となっています。
- 富士宮駅南には大規模小売店舗が立地し、中心市街地において目を引く景観となっています。



中央地区



神田地区



富士宮駅北口

④店舗などが立ち並ぶ幹線道路沿道のまち並み

- 一般国道139号、県道富士富士宮線、登山道などの沿道は、量販店、飲食店、娯楽施設などの建築物が多く立ち並んだ景観となっています。比較的規模の大きな建築物が多く、彩度の高い色彩を用いた建築物も見られます。
- 多くの野立て、屋上設置、壁面表示の屋外広告物が見られ、その規模も大きく、派手な色彩のものも見られます。



一般国道139号沿道



県道富士富士宮線沿道



登山道沿道

⑤本市の産業を支える工業地、工業団地などの景観

- 明治時代以降、潤井川沿いなどで製紙業が興ったことから、現在においてもその区域には豊かな水を生かした製紙業を中心とする工場群が見られます。
- 三園平地区には、高度経済成長期に広い用地を必要としていた工場の集団化を図るために鉄工団地が造成されました。現在も工場が集積しており、敷地縁辺部や出入口周辺が緑化されている工場も見られます。
- 郊外においては、山宮地区や北山地区などに工業団地が造成されています。敷地縁辺部などが緑化されており、団地周辺は森林に囲まれ、緑豊かな景観となっています。



潤井川沿いの工場



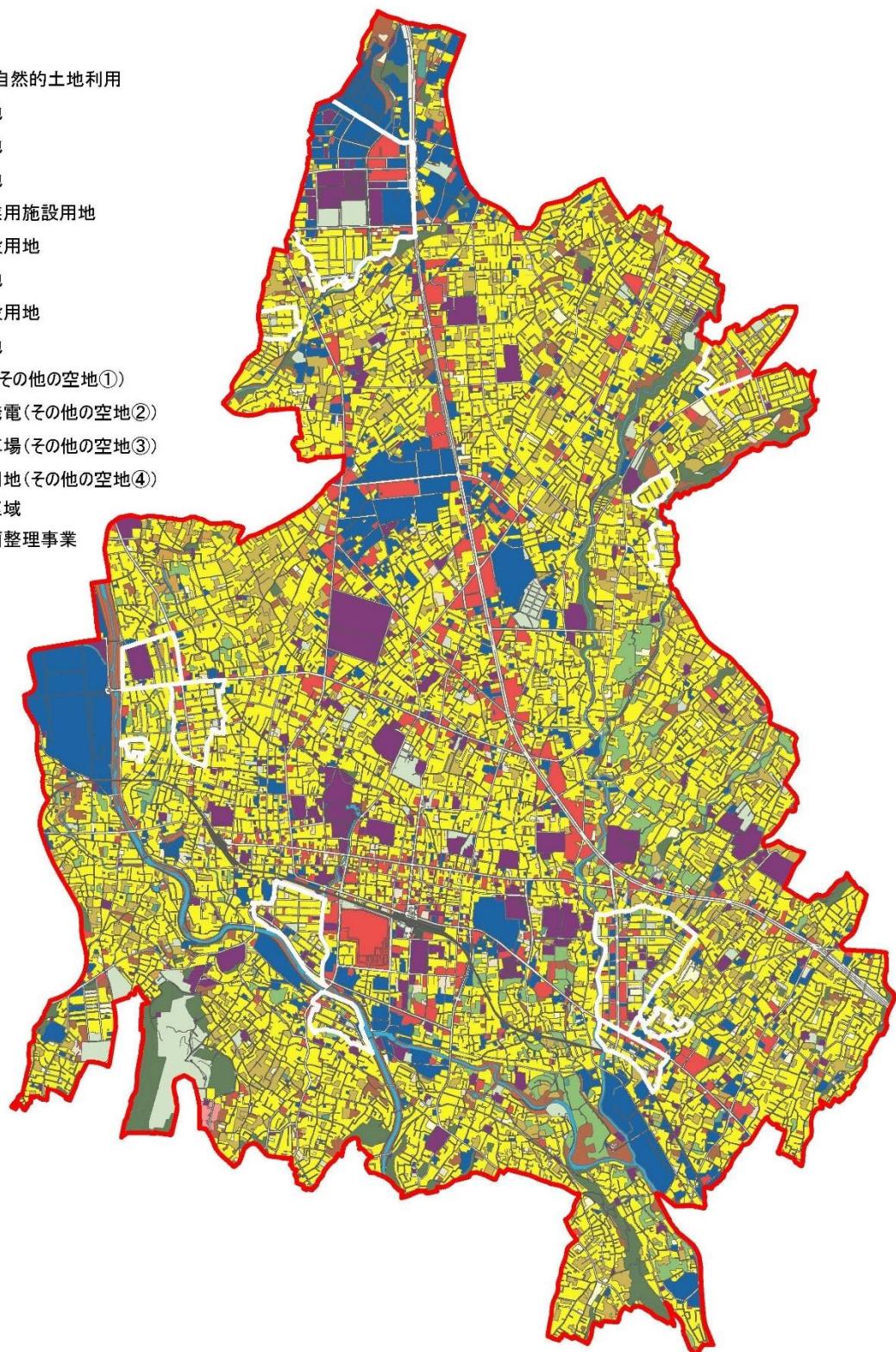
三園平地区



北山地区

市街地景観現況図

- 田
- 畑
- 山林
- 水面
- 自然地
- その他の自然的土地利用
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 農林漁業用施設用地
- 公益施設用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- 公共空地
- ゴルフ場(その他の空地①)
- 太陽光発電(その他の空地②)
- 平面駐車場(その他の空地③)
- 低未利用地(その他の空地④)
- 市街化区域
- 土地区画整理事業



参考資料：令和4年度都市計画基礎調査

2-4 公共施設景観

①雄大な自然から商業地まで変化の見られる一般国道139号の景観

- 一般国道139号が富士山の裾野に沿った形で南北に貫通しており、本市の軸となっています。
- 北山インターチェンジ以北の農村地域、朝霧高原を通る一部の区間では、道路からの眺望に配慮した防護柵の整備がなされています。道路からは、富士山、天子山地、朝霧高原の牧草地といった雄大な自然を望むことができます。沿道には屋外広告物が見られ、良好な自然景観や眺望を阻害しているところも見られます。
- 上井出インターチェンジ以南の市街地内の区間は3~4車線の広幅員の道路であり、一部において中央分離帯に低木が植栽されています。沿道には、量販店や飲食店、屋外広告物などが立ち並んだ景観となっています。



上井出インターチェンジ以北の区間



県境付近



市街地内の区間

②農村景観が広がる一般国道469号の景観

- 村山地区から稻子地区にかけて一般国道469号が本市を東西に通っています。
- 村山地区から北山地区にかけては畑地や集落、北山地区から稻子地区にかけては水田や集落などが見られ、沿道全体として本市の農村景観を望むことができます。



村山地区



山宮地区



上野地区

③富士山麓の自然や工場、住宅などの変化がある登山道の景観

- ・登山道は、富士山本宮浅間大社から富士宮口五合目に向かっており、富士山の麓に位置する本市においてはまちの軸といえる道路です。
- ・富士山本宮浅間大社から万野原新田地区までは、沿道に商業施設、工場、住宅が混在し、屋外広告物も多く設置されています。万野原新田地区以北は、生垣とサルスベリの木が連続して植栽されており、緑が印象的な景観となっています
- ・山宮地区を過ぎると、富士山麓の良好な自然を楽しめる道路となっています。沿道には、針葉樹の人工林及び落葉広葉樹の自然林が広がり、屋外広告物もほとんど見られない状況です。



市街地区間



サルスベリの街路樹



山宮地区以北

④市街地において潤いが感じられる街路樹の景観

- ・都市計画道路 3・4・72 富士宮駅黒田線、3・4・27 田中青木線、3・4・24 阿幸地青見線などの整備された道路は、高木や低木の街路樹が植えられており、市街地内において潤いが感じられる景観となっています。



都市計画道路 3・4・72 富士宮駅黒田線



都市計画道路 3・4・27 田中青木線



都市計画道路 3・4・24 阿幸地青見線

⑤豊かな自然や良好な眺望が楽しめる公園・緑地の景観

- 富士山や天子山地の山麓部、市南部丘陵地などには、天子の森、天母山自然公園、富士山ふれあいの森林、山宮スポーツ公園、明星山公園、白尾山公園などが整備されており、公園、緑地周辺の豊かな自然や富士山などへの眺望が得られます。
- 潤井川や神田川などの川沿いには、潤井川河川敷緑地、フーちゃん公園、神田川ふれあい広場、富士山せせらぎ広場などが整備されており、清流の景観を眺めることができます。
- 市街地内には、外神東公園、富士宮スポーツ公園、城山公園、中央広場などが整備されており、まちなかで潤いを感じられます。
- 内房地区の稻瀬川の支流にある南沢ホタルのせせらぎ広場は、遊歩道が整備されており、初夏には豊かな自然の中でホタルを見る人でにぎわいます。



山宮スポーツ公園



潤井川河川敷緑地



南沢ホタルのせせらぎ広場

⑥地域の大きな要素となっている公共建築物の景観

- 宮町地区北側は、市民文化会館、市立中央図書館が立地しています。建築物のデザインや色彩は抑えられており、敷地内には緑が多く、富士山本宮浅間大社と相まって落ち着いた印象を受ける景観となっています。
- 宮町地区南側には、静岡県富士山世界遺産センターが立地しています。富士山を模した特徴的な外観で、地域のシンボルとなっている公共建築物です。
- 中心市街地にある市役所や市立病院などや各地区にある小中学校や公民館などは、地域において比較的規模が大きい建築物であることから、地域の景観の大きな要素となり、外壁の色彩や敷地の緑などが地域の印象を左右しています。



市立中央図書館



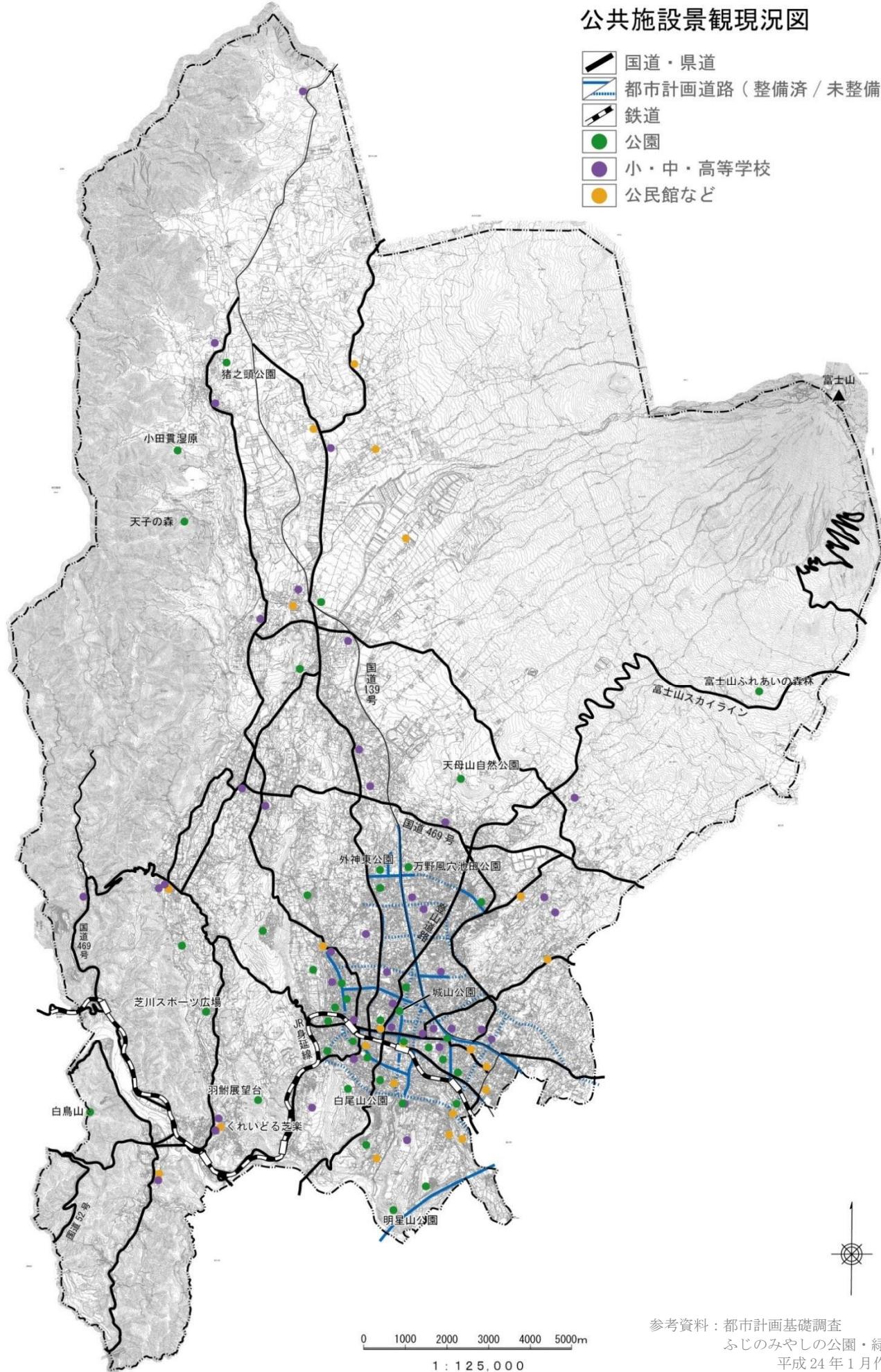
県立富士宮北高校



くれいどる芝楽

公共施設景観現況図

- 国道・県道
- 都市計画道路（整備済 / 未整備）
- 鉄道
- 公園
- 小・中・高等学校
- 公民館など



参考資料：都市計画基礎調査
ふじのみやしの公園・緑地
平成24年1月作成

2-5 歴史景観

①古くからある富士山への信仰を感じる景観

- ・御鎮座 1200 年を迎えた富士山本宮浅間大社は、浅間造りなどの歴史的な形態を残した神社建築や湧玉池の湧水が境内の豊富な緑と相まって、市街地の歴史的な景観の核となっています。
- ・村山浅間神社は、中世に富士山を信仰の対象とし、富士山中で修行をする修驗の行者が集った場所として趣のある景観となっています。明治 38 年までは、この神社を通り、樹林地を抜けて富士山へ通じる登山道がありました。
- ・山宮浅間神社は、富士山を御神体として仰ぐ遙拝所として祭祀を行った場所と考えられ、籠屋以外の建物を持たない神社ですが、周囲を緑に囲まれた歴史的な景観となっています。
- ・人穴富士講遺跡は、富士講の浄土として多くの参拝者で賑わった場所です。溶岩洞穴人穴と富士講石碑群の残る境内の様子が神聖な景観となっています。
- ・富士山信仰の関連遺跡・神社は、平成 22 年度に「史跡富士山」として、国の指定を受けました。史跡富士山を構成する市内の文化財は、富士山域（山頂信仰遺跡（富士山八合目以上の山頂部）・大宮・村山口登拝道）、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡の 5箇所です。
- ・平成 25 年 6 月には「富士山—信仰の対象と芸術の源泉—」が世界文化遺産として登録されました。市内では、史跡富士山を構成する上記文化財に白糸ノ滝を加えた 6 つの構成資産が指定されました。



富士山本宮浅間大社



村山浅間神社



山宮浅間神社

②富士の卷狩にまつわる景観

- ・源頼朝の「富士の卷狩」に由来する地名や伝承は多く、曾我兄弟の仇討ちもこれに関連しています。富士山の麓に残る曾我兄弟の隠れ岩と音止の滝、陣馬の滝、井出館と下馬ザクラなどのあるこの地域は、頼朝の時代に想いを馳せる名所として趣のある景観となっています。
- ・井出館には江戸時代に建てられた高麗門及び長屋が残り、門前の下馬ザクラとともに、歴史を感じる景観となっています。また、周囲にある菜の花畑や休憩施設がやすらぎを演出しています。



曾我兄弟の隠れ岩



井出館



下馬ザクラ

③寺社や古木などの地域の歴史を感じる景観

- ・大石寺には国有形文化財となっている五重塔、県有形文化財となっている三門と御影堂があるほか、たくさんの桜が植えられており、富士山を背景に荘厳な景観となっています。
- ・北山本門寺には、境内に県指定天然記念物の「題目杉」などが残されており、静寂の境内で見る大木の杉が歴史を感じさせています。
- ・西山本門寺には黒門をはじめ、境内にある大ヒイラギ（県天然記念物）や樹齢300年ともいわれる大イチョウ、長い参道沿いの古木や巨木が見られ、荘厳な雰囲気となっています。
- ・市内各寺社の境内地などには巨木や古木が見られ、地域の歴史を感じさせるとともに、地域のランドマークとなっています。
- ・道祖神などの石造物が残る古くからの辻では、地域の風習や生活の営みを感じることができます。



北山本門寺のスギ（題目杉）



西山本門寺黒門



道祖神

④潤いを感じる水路・貯水池の景観

- ・市内には、北山、山宮、外神地区などを灌漑している北山用水（世界かんがい施設遺産）のほか、上野地区の大堰川、中堰用水、柚野地区の三区用水（土井の川）、柚野から安居山の安居山用水、市街地を潤す渋沢用水などの大規模な用水路があります。水路沿いには長い間大切に利用してきたことを想像させるような水場が点在しており、潤いと文化を感じることができます。
- ・水不足を解消するために先人達により貯水池が築かれ、なかでも水久保貯水池では、周囲の緑化により、潤いと歴史が感じられます。
- ・田貫湖は、かつて狸沼と呼ばれた場所を農業用水確保のために整備した人造湖で、現在では、豊かに水をたたえる潤いの景観となっています。



土井の川（三区用水）



水久保貯水池



田貫湖

⑤製紙業などの近代産業の歴史を感じる景観

- 本市では、これまでに豊富な水を利用した製紙業をはじめ、輸送機械、電気機械、薬品、化学工業などの生産活動が展開されており、県内有数の工業地域を形成してきました。市内には、恵まれた水資源を利用して発展した工場などが点在しており、近代産業の歴史を感じる景観となっています。
- 芝川沿いには多くの発電所や関連施設（しづおか遺産）があり、明治時代から昭和時代初期頃の姿を残した歴史的な建造物で、周囲に立つ木製の電柱とともに歴史を感じる景観となっています。



潤井川沿いの工場



製紙工場



芝川沿いの発電所

⑥地域の祭りの躍動する景観

- 各地区において、地域文化の伝統を感じる盆祭り、神社への奉納相撲、どんど焼きなどの祭りや行事が行われています。
- 富士山本宮浅間大社境内において流鏑馬が奉納される“流鏑馬祭”は、源頼朝が富士の裾野で巻狩を行った際、武運長久や天下泰平を祈り奉納したことによる祭りで、勇壮な姿を見ることができます。
- お山開きは、手筒花火や水垢離、護摩焚きなどが行われており、富士登山の幕開けを告げる景観となっています。
- 富士山御神火（ごじんか）まつりでは、御神火を点火した神輿が神田川に入り、火の粉を浴びながら流れを遡る勇壮な景観を見ることができます。
- 宮おどり大会では、市民約6,000人がまちなかの通りを埋め尽くし、宮おどりを踊り続ける姿を見ることができます。
- 原の文珠さんでは、手筒花火が披露され、華麗で勇壮な景観を見ることができます。
- 富士宮まつりは勇壮な喧嘩囃子で知られています。祭りでは、各町内に山車や屋台の引き回しと富士宮囃子が行われ、伝統的な姿となっています。
- イチョウの葉が色づく頃に西山本門寺で行われる信長公黄葉まつりでは、美しい黄葉と伝統的な装いによる火縄銃の演武が見られます。



富士宮まつり



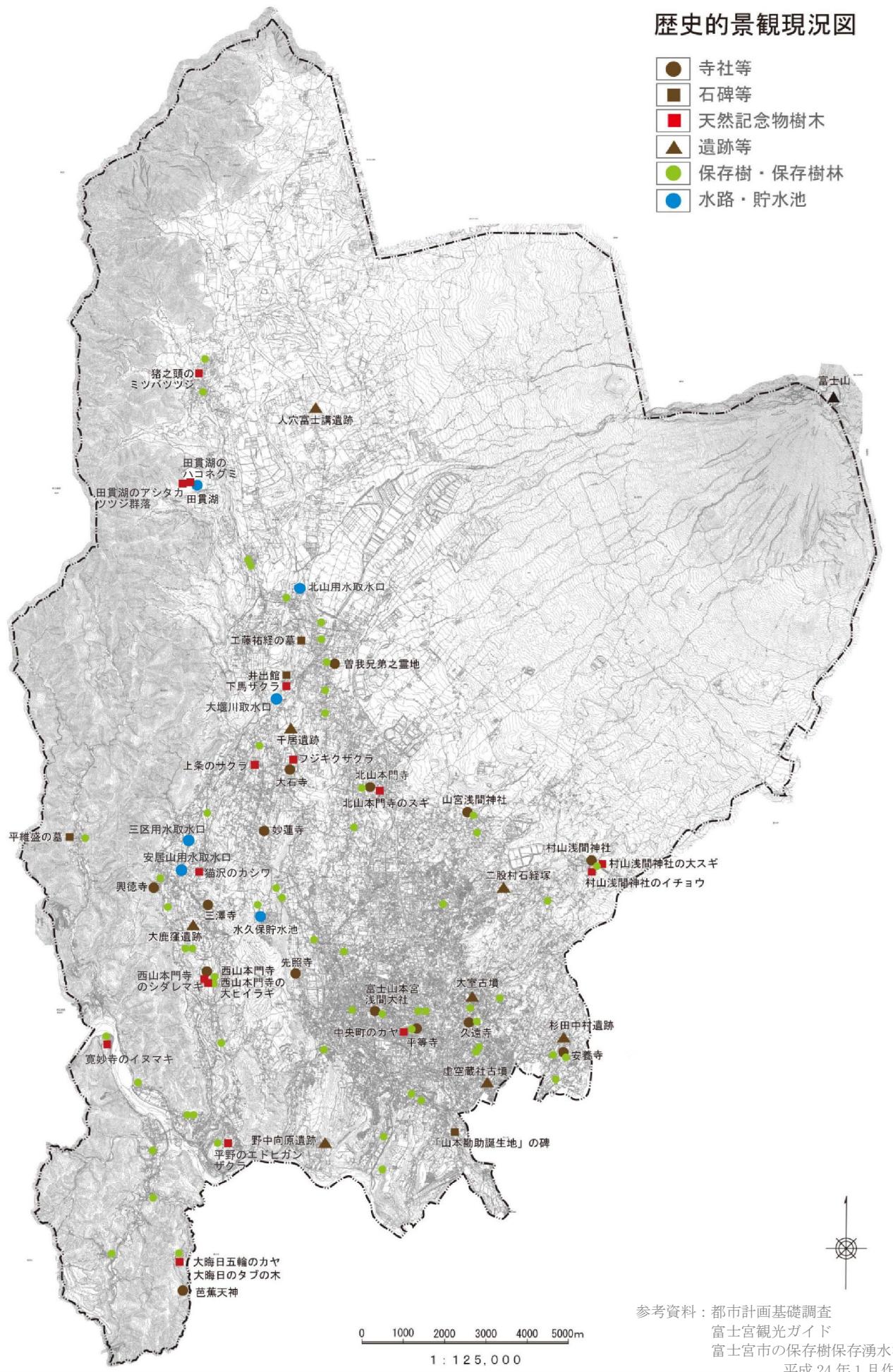
富士山御神火まつり



信長公黄葉まつり

歴史的景観現況図

- 寺社等
- 石碑等
- 天然記念物樹木
- ▲ 遺跡等
- 保存樹・保存樹林
- 水路・貯水池



参考資料：都市計画基礎調査

富士宮観光ガイド

富士宮市の保存樹・保存樹林

平成24年1月作成

2-6 富士山への眺望

①市北部からの自然豊かな富士山への眺望

- ・白糸の滝、大石寺、狩宿の下馬ザクラなどの名所から富士山を眺望することができます。特に、大石寺は、境内に桜が植えられていて、春には富士山と一体となった良好な景観を創出しています。白糸の滝は、白糸ノ滝テラスの整備により景観が大きく改善されました。色彩が周囲となじんでいない店舗なども目に留まります。
- ・一般国道139号沿いの道の駅朝霧高原や朝霧さわやかパーキングの付近などから、富士山と朝霧高原を眺望することができます。牧草地やススキの草原と富士山は、本市を代表する景観となっています。
- ・天子山地の山麓では、田貫湖や観光施設からも富士山を眺望することができます。眺望点周辺の緑や水辺と富士山が一体となって、良好な景観となっています。特に、田貫湖からの逆さ富士とダイヤモンド富士は、全国に知られる眺望です。



白糸の滝



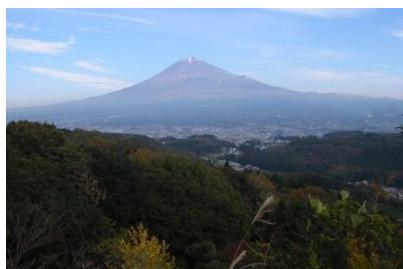
朝霧さわやかパーキング



田貫湖

②明星山、白尾山、羽飼丘陵など市南部からの富士山への眺望

- ・明星山公園や白尾山公園、羽飼山展望台からは、富士山とその山麓に広がる市街地の景観を眺望できます。市街地内においては、富士宮駅周辺のビルや大型店舗、三園平地区の工場群、富士山本宮浅間大社の社などが目に留まります。また、富士山麓部の森林の中に立地する工業団地、鉄塔なども目に留まります。
- ・丘陵地にある高原地区などからは、茶園を近景にした富士山を眺望することができます。
- ・柚野地区の興徳寺や桜峠の登り口からは、田園風景越しに富士山を眺望することができます。
- ・山梨県との県境である白鳥山からは富士山の眺望や富士川の流れとともに富士宮の市街地を眺望することができます。



明星山公園



羽飼山展望台



高原地区

③富士山麓部からの富士山を間近に感じる眺望

- ・登山道の市街地区間では、富士山方面に進むと正面に富士の姿を望むことができます。山宮地区以北では時折、樹木の間から間近に迫る富士の姿を見ることができます。
- ・富士宮口五合目から山頂までの登山道では、山頂や青々と広がる空を間近に望むことができます。



市街地区間



山宮地区北



西白塚駐車場

④市街地からのまち並みと富士山への眺望

- ・市街地の大半の場所から富士山を眺望することができます。
- ・富士山本宮浅間大社や神田川から富士山を眺望することができ、大社の緑と清流と富士山は本市を代表する景観となっています。
- ・富士宮市役所の最上階からは、富士山とその山麓に広がる市街地を眺望することができます。市街地内においては、比較的規模の大きい小中学校や三園平地区の工場群、周囲の色彩から突出した屋根や屋外広告物、富士山本宮浅間大社をはじめとする社寺林などが目に留まります。また、富士山麓部の森林の中に立地する工業団地や清掃センターも目に留まります。
- ・静岡県富士山世界遺産センターは、水盤に映る逆さ富士を見ることのできる眺望点です。最上階には展望ホールがあり、観光客が集まっています。
- ・外神東公園や城山公園などの大規模な公園からも、富士山をよく眺望することができます。公園内の植栽と山麓の森林がつながりを持った景観となっています。
- ・潤井川河川敷緑地にあるうるおい橋からも富士山を眺望することができます。河畔の桜並木が市街地の姿を隠し、川と桜と富士山が一体となった景観は、まちなかで自然の豊かさを実感することができます。



富士宮市役所 7 階

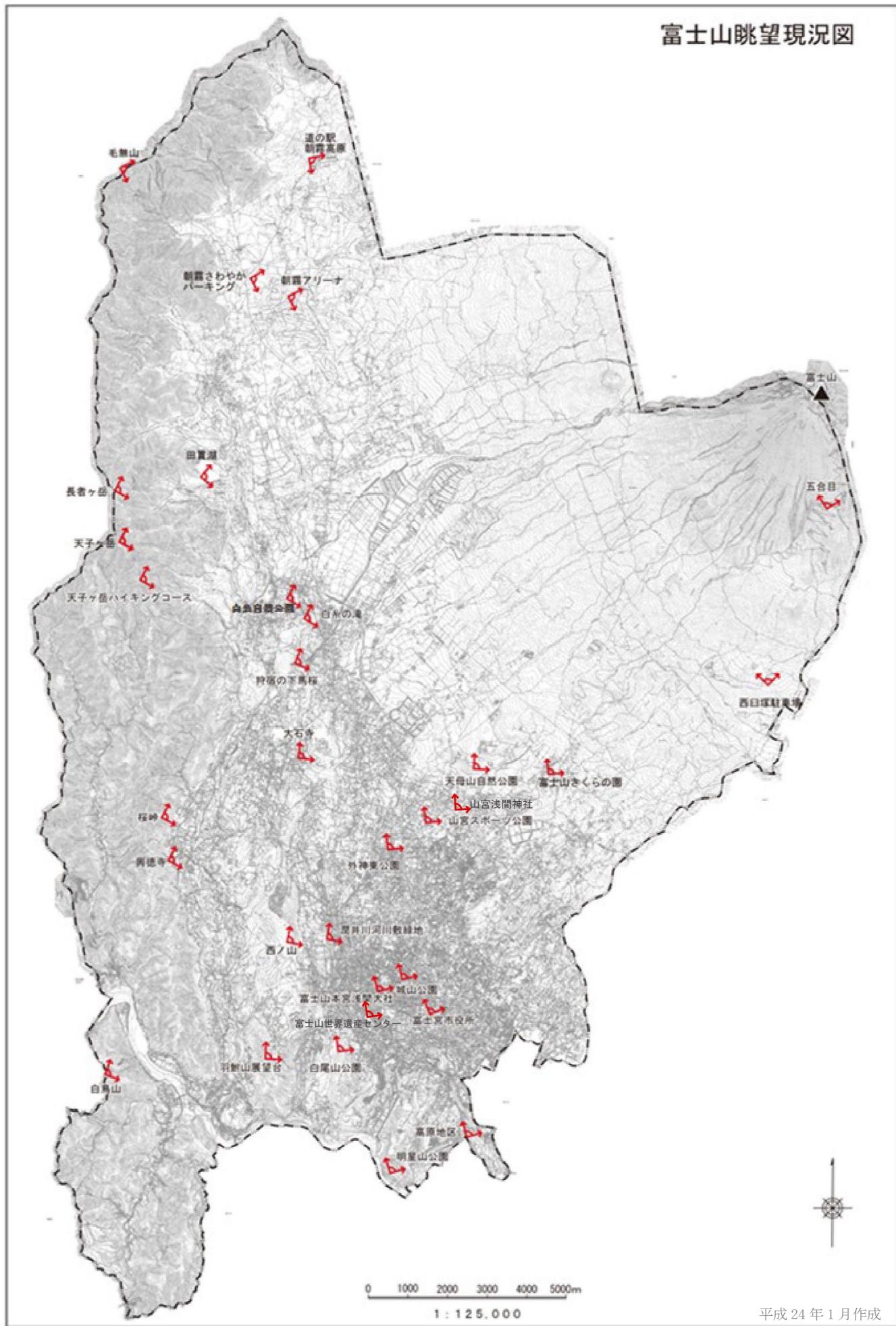


城山公園



うるおい橋（潤井川河川敷緑地）

富士山眺望現況図



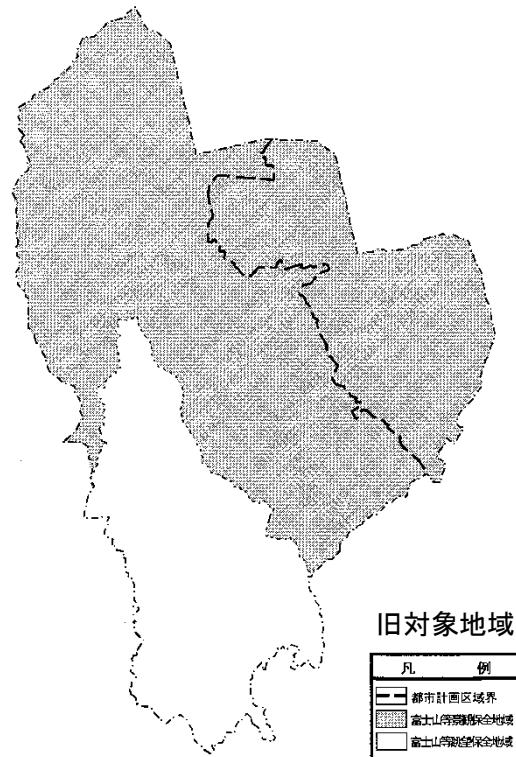
3 景観方策の実績

3-1 景観条例の変遷

富士山及び山麓の自然景観、歴史景観を保全、活用するとともに、これらの景観に調和した都市景観をつくることを目的に、平成7年に都市景観条例を制定し、市民、事業者、市の責務、良好な景観をつくるための独自の方策を定めました。その後、景観行政団体となり、これまでの条例を“富士宮市富士山景観条例”としました。

①旧都市景観条例の内容

- 富士山などの美しい景観を保全するため、一定規模以上の土地利用については事前に市に届け出て、景観について協議を行っていました。
- 大規模な建築物などは、地域の景観への影響が大きいことから、新築、増築、改築、大規模な修繕、外観の変更を行う場合には建築確認申請などの前に市に届け出て、景観について協議を行っていました。



保全地域の届出対象となる行為

地 域	届出が必要な行為	規 模
富士山等景観保全地域	土地の形質の変更	1,000 m ² 以上
富士山等眺望保全地域	都市計画法に規定する開発行為の許可を受けようとする土地の形質の変更	3,000 m ² 以上

大規模建築物等の届出対象となる行為

建築物	建築物の新築などで、以下に掲げる要件に該当する場合 ①都市計画区域内で、延べ床面積1,000 m ² を超えるもの ②住居系の用途地域又は市街化調整区域で、高さが10mを超えるもの ③商業、工業系の用途地域で、高さが15mを超えるもの
工作物	高さが10mを超えるもの、橋りょうで長さが50mを超えるもの

景観形成誘導基準

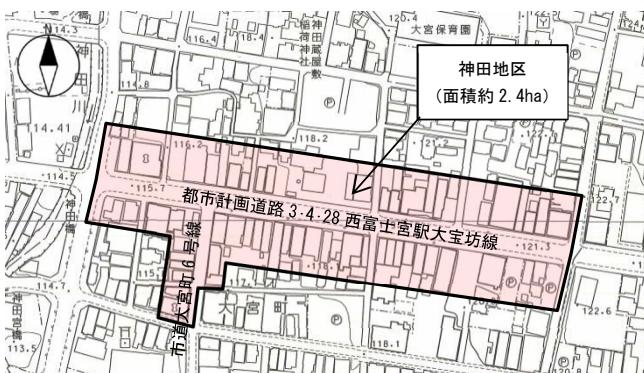
保全地域	・景観に配慮した造成、緑化、道路や調整池の整備などの方法 ・富士山や天子山地への眺望への配慮
大規模建築物等	・景観に配慮した建築物等の配置、高さ、屋根や壁面のデザインや色彩、緑化など ・色彩については、富士山をはじめとする自然景観と融和するよう、具体的な色彩の範囲を示しています

②重点地区（旧地区景観形成モデル地区）とまちづくり協議会

- ・神田地区、中央・駅前地区において、美しく賑わいのある新たな門前町の景観をつくるために、「美しいまちづくり推進協議会」を設置して当該地区の景観について協議しました。その成果に基づき、地区計画と地区景観形成モデル地区を定めました。（景観法に基づく景観計画の策定により、同地区は重点地区へと名称が変更となりました。）
- ・当該地区における建築物の新築などについては、事前に市に届出するようにし、景観について協議を行っています。基準に合致する行為には、助成を行っています。

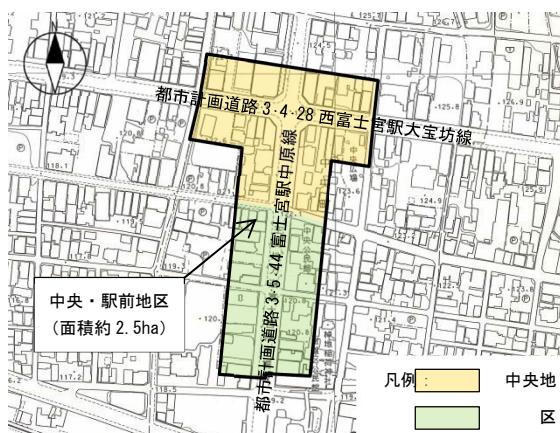
■神田地区（平成7年度指定）

対象区域（大宮町の一部）



■中央・駅前地区（平成9年度指定）

対象区域（中央町の一部）



③景観審議会

- ・富士宮市富士山景観条例によりその権限に属すると定められた事項やその他の良好な景観形成に関し必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査、審議する組織として、学識経験者や関係行政機関職員などからなる審議会を設置しています。これまでに、地区景観形成モデル地区の指定などについて審議してきました。

景観形成の目標

- ・これまでに育まれてきた景観を継承しつつ、新たな社会情勢に対応した富士山本宮浅間大社の近代的門前町として優れた賑わいのある都市景観を、住民、商店街の協力のもとに形成していく。

景観形成誘導基準（主なもの）

- ・建物の屋根は平入りを原則として、やむを得ない場合は、工夫する。
- ・建物の壁面デザインは、障子、蔀戸（しとみど）をモチーフとする。
- ・広告物等の位置は3箇所。形態は門前町イメージにあったデザイン又は手作り感のあるものとする。

景観形成の目標

- ・中央地区は市の中心となる交差点を含んだエリアとして「富士門前」の通りづくり、駅前地区は駅から門前通りのスタート部分として「富士山と水と緑」のまちづくりを目標とする。

景観形成誘導基準（主なもの）

- ・建物の屋根は、中央地区は平入り、駅前地区は妻入りを原則とする。
- ・建物の壁面デザインは、障子、蔀戸（しとみど）をモチーフとする。
- ・色彩は低彩度の自然素材色を基本とする。

3－2 その他の方策

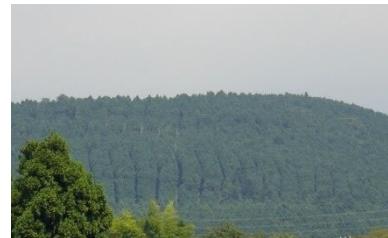
①富士山の美化運動、植樹活動

- ・富士山をいつまでも美しくする会をはじめボランティア団体などにより、富士山のごみ拾いが行われています。
- ・富士山の自然植生復元のため、ボランティアや行政により自生種である広葉樹の植樹活動が進められています。



②景観に配慮した森林の間伐

- ・登山道などで富士山への眺望の確保のために沿道の景観間伐を実施しました。
- ・北山・山宮地区などで間伐が進められており、景観にも配慮されたものとなっています。
- ・白糸ノ滝エリアで富士山の眺望改善のため樹木の伐採を実施しました。



③風致地区

- ・風致地区は都市環境の保全を図るために、都市計画法に基づき定める地域地区です。本市では、浅間大社地区、舞々木地区、山本高原地区、明星山地区、富士川地区、黒山地区、白尾山地区、西ノ山地区の8か所を都市計画決定しています。
- ・風致地区内では、建築物の新築、宅地の造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取などの行為を規制しています。

④保存樹、保存樹林、保存湧水池の指定

- ・「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」により、市内の巨樹銘木や湧水のうち代表的なものを選定し、保存への助成を行っています。(保存樹：43か所、保存樹林16か所、保存湧水池16か所)

⑤河川の美化運動

- ・漁業組合、神田川をきれいにする会、潤井川美化運動の会、明るい社会づくり運動推進協議会などにより、神田川や潤井川の河川美化が行われています。
- ・漁業組合、世界遺産に相応しい美しい川づくり協議会などにより、神田川や潤井川の河川美化が行われています。



⑥景観作物の栽培

- ・井出家高麗門及び長屋の周辺にある休耕田で菜の花を栽培しています。春には富士山を背景とする菜の花や下馬ザクラの景観を楽しむことができ、“狩宿さくらまつり”を開催しています。



⑦富士山等景観保全地域におけるトレーラーハウスの定置の規制に関する条例

- ・富士宮市富士山景観条例の富士山等景観保全地域において、富士山等の良好な自然景観を保全するために、条例によりトレーラーハウスの定置を規制しています。

⑧高度地区、地区計画、建築協定、環境保全協定

- ・浅間大社周辺地区では、富士山の眺望を確保するため高度地区（建築物の高さのルール）を導入しています。
- ・外神東、神田、中央、駅前、前田北、中島町地区で地区計画（まちづくりのルール）が導入され、調和のあるまち並みがつくられています。
- ・市内2か所の住宅地で建築協定が締結され、整然とした緑豊かなまち並みがつくられています。
- ・敷地面積9,000m²以上又は建築面積3,000m²以上の工場は、工場立地法による敷地緑化が行われています。また、富士山南陵工業団地では、事業者と市とで環境保全協定が締結され、緑の環境が良好に維持管理されています。



⑨富士宮市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例

- ・中高層建築物は、公法上、適正になされたものであっても、その高さから周辺環境に及ぼす影響が大きいことから、条例により建築計画の事前公開、紛争のあっせん及び調停などについての事項を定めています。

⑩ブロック塀等撤去補助金・生垣づくり補助金

- ・地震などによる災害を防ぐとともに、緑豊かな住みよいまちづくりを進めるために、道路や避難地に面する高さ80cm以上の組積造の塀の撤去など及び生垣設置に対して補助金の交付を行っています。

⑪花の会（富士宮花の会・芝川花そう会）

- ・富士宮花の会及び芝川花そう会では、花を愛好し栽培する有志により組織された各支部が、学校や公民館などの花壇、道路の植栽帯などの花壇づくりを行い、環境美化運動の推進と地域の潤いの創出に努めています。



⑫富士宮市緑化推進市民の会

- ・緑化運動の推進を通じて都市環境の向上を図るため、緑化祭や花壇づくりコンクールを開催しています。

⑬出生記念樹の配布

- ・出生の記念として、市からフジザクラなどの苗木を無料配布しています。

⑭歩く博物館

- ・市内に点在する歴史遺産や自然遺産を結ぶコースが設定されていて、各遺産の説明板が整備されています。

⑮景観デザイン研究会

- ・公共施設の計画、整備に際して、景観デザイン研究会により景観面からのチェックを行っています。また、特別会員である学識経験者より景観についての指導を受けています。

⑯美しい花いっぱいのまちづくり事業

- ・市による公共施設や商店街、駅前広場などに花で装飾する事業を実施しているほか、市民協働による花壇づくりやフラワーポッド設置などの緑化により、市民や観光客に潤いと安らぎを与えるとともに良好な景観形成を図っています。

4 景観形成の問題・課題

4-1 景観方策の実績や社会情勢の変化を踏まえての問題・課題

①これまでの景観方策の実効性を高めること

- 本市は平成7年に都市景観条例を制定し、大規模な開発行為や建築行為、地区景観形成モデル地区の景観の誘導を進めてきました。
- 平成16年に景観法が施行され平成22年に景観計画を策定し、景観方策を推進してきました。今後も、景観方策の更なる充実が求められています。

②自然や農村の景観を良好にする方策を導入すること

- 本市では、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などを契機とした、富士山を生かす観光の更なる振興に取り組みつつあります。また富士宮やきそばをはじめとする豊富な食、畜産、酪農、にじますなどを生かす食のまちとしての環境を整えています。良好な森林や河川、田畠、牧草地などの景観は、それらの取り組みの背景として欠かせない要素と考えています。
- 景観法は、国土交通省、農林水産省、環境省が合同で所管する法律であり、自然や農村の景観を対象とした方策も整えられています。このため市全域において自然や農村の景観を保全、育成するための方策を導入することが望まれています。

③市民によるまちづくり活動を活性化すること

- 本市では、これまでに道路や河川の美化活動など従来からの地域活動、富士山などの自然の保護活動、食をテーマとした中心市街地の活性化活動、市民を巻き込んだエコツーリズムなどの市民活動が行われてきました。
- 地方分権や厳しい地方財政状況を背景とし、より良好な景観を形成していくためには、行政による事業や大規模建築物などの景観誘導に加え、市民が主体となったまちづくり活動が、更に大切なものとなっています。
- より多くの市民がまちづくりに積極的に参加するには、まちづくりや景観についての市民意識を高め、活動を支援する方策を充実していくことが求められています。

④広域的な景観形成に対応すること

- 富士山の豊かな文化や美しい景観を人類共通の財産として後世に継承していくため、世界文化遺産登録後も、静岡県、山梨県、関係市町、民間団体などによる連携した取り組みが進められています。また、富士山麓を取り囲む国道が“日本風景街道”に登録されており、関連地域の住民、事業者、行政の連携のもと、道路と沿道の良好な景観づくりが進められています。
- このような富士山を核とした広域的な取り組みがあることから、これに対応した景観形成の方策を示すことが求められています。

⑤地域独自の景観を大切にすること

- 富士山が世界文化遺産に登録され、本市には富士山本宮浅間大社をはじめとする多くの構成資産があることや静岡県富士山世界遺産センターが立地していることから、富士山の文化的価値を世界に向けて発信する拠点となっています。
- 市民が愛着を持ち、観光客がまた訪れたくなるまちを目指し、地域の魅力化・個性化のために、地域独自の景観を大切にした方策が求められています。

4－2 景観構成要素別の問題・課題

①自然景観

- 富士山では、近年自然林の枯死木や衰退木の増加、管理不十分な人工林の増加、ごみの散乱などが見られることから、今後も森林の保全やごみ対策に努めることが求められています。更に、富士山周辺で開発や建築行為が行われる場合は景観への十分な配慮が求められます。
- 朝霧高原のススキ草原や茅場、田貫湖は、地域の歴史文化にかかる貴重な二次的自然であることから、今後もこれらの保全に努めるとともに、観光施設の立地の際は景観への十分な配慮が求められています。
- 市街地の背景となっている天子山地、羽鮒丘陵、白尾丘陵、明星丘陵、天母山、白水山、白鳥山などは、森林の保全に努めるとともに、開発に際しては、周辺景観への十分な配慮が求められます。
- 富士川は、護岸の改修や水面を含めた河川環境の保全が求められています。
- 潤井川、芝川などの河川は、ごみの投棄などが見られることから、河川の美化活動やマナーの向上などに努めていくことが求められています。
- ポットホールや柱状節理などの河川内にある資源の保全が求められています。
- 各地に湧水池があり、それを源に神田川などの多くの川が流れていることから、豊かな水を生かしたまちづくりを進めるために、水辺の修景や水に親しめる空間の創出が求められています。
- 白糸ノ滝や湧玉池などの周辺は、観光地化、市街地化していることから、自然本来の美しさを引き立てる景観づくりが期待されています。
- 本市の発展は豊富で良質な水資源と深く関係しており、また、各地区を流れる主要な河川は田園空間を形成する重要な要素であるため、市民や企業との協働のもとで、親しみのある美しい川づくりが求められています。

②農村景観

- 水田、茶園、畑の景観を保っていくため、今後も優良農地の保全や遊休農地の発生の防止に努める必要があります。農村の景観については、適切な営農環境の維持が大切です。
- 在来の集落の中には、周辺の農地や自然と調和した良好な景観を呈している地区もあります。今後も緑豊かなまち並みなどを保全、育成していくことが望まれています。
- 朝霧高原の富士山を背景にした本市独自の牧場景観を良好に保っていくため、牧草地の保全に努めるとともに、畜舎周辺の美化を誘導することが求められます。また、観光や酪農・体験の場として期待されています。
- 生産基盤施設や近代化施設などの整備に当たっては、周辺の農地や自然などとの調和への配慮が必要です。

③市街地景観

- 既成市街地や郊外住宅地において、土地利用の混在や中高層建築物の立地、生活道路の未整備が見られることから、目標とする土地利用への誘導や生活基盤の整備において、良好なまち並みの形成、地域の自然や歴史の資源、眺望などを生かした景観の創出が求められています。
- 土地区画整理事業などが実施され整然としたまち並みとなっている住宅地は、現在の良好なまち並みを維持していくことが望まれています。
- 中央・駅前、神田、宮町、本町、西町地区の商店街では、富士山本宮浅間大社などの歴史資源、路地、湧水などを生かして、人が集まる魅力あるまち並みやまちかどを創出することが期待されています。
- 富士宮駅前は、駅前広場が供用開始されてから40年以上が経過していることから、本市の玄関口にふさわしい、景観とユニバーサルデザインに配慮した整備が求められています。
- 幹線道路沿道の商業地は色彩などが目立つ建築物や屋外広告物が見られることから、周辺の景観と不調和とならないように誘導を図ることが必要とされています。
- 総合計画に位置づけられた緑・産業振興地域に企業立地を推進していることから、市街地からの眺望に配慮した景観の誘導が必要とされています。
- 良好なまち並みを形成していくために、市街地で個別の開発や建築が進む前に、あらかじめ地区レベルの景観の計画を立てておくことが求められています。

④公共施設景観

- 一般国道139号、469号、登山道は、多くの市民や観光客が利用することから、整備、改良に当たっては周辺の良好な自然や農村、富士山の眺望などへの配慮、体系的な案内標識の設置が必要です。沿道においても、周囲に配慮した建築物、屋外広告物の誘導が求められています。
- 都市計画道路などの整備が推進されていますが、整備に当たっては、周辺の景観や富士山への眺望などに配慮することが求められています。
- 富士宮花の会、芝川花そう会などの市民団体により、公共施設や沿道で花壇づくりが行われておりますが、会員が高齢化してきたことから活動の継続が困難になってきています。
- 市と地元自治会等との公園愛護活動協定により公園の美化が行われていますが、自治会等の高齢化及び規模縮小により活動の継続が困難になってきています。このため、市の更なる支援強化と、市民、事業者との更なる連携が求められています。
- 公共建築物等で、外壁の色彩などが周辺のまち並みや自然などと調和していないものが見られることから、改善が期待されています。

⑤歴史景観

- 富士山本宮浅間大社や村山浅間神社など、市内各所に富士山の歴史文化にかかる景観資源があります。これらについて、周辺を含めた保存に努めることが求められます。更に、観光資源として整備、修景等に取り組み、活用していくことが望まれています。
- 狩宿の下馬ザクラ、陣馬の滝など源頼朝の時代にまつわる歴史資源は、今後も保存に努めるとともに、景観に配慮した環境整備を進めることができます。
- 各地域に残る寺社や鎮守の森、古木や巨木、古民家、道祖神などの石造物などは、地域の歴史を感じさせるとともに、地域の景観のアクセントとなっていることから、今後も保存

や周辺の整備を進めていくことが求められています。

- ・在来の水路や貯水池などは農業など暮らしの風景の一部として、維持管理していくことが求められています。
- ・本市の産業の歴史をしのばせる明治時代のレンガ造の製紙工場や倉庫、芝川沿いの昭和初期の木造建築の発電所などがあり、これらを保存していくことが期待されています。
- ・富士山本宮浅間大社の例大祭など本市を代表する祭りや各地域の祭りは、莊厳さや高揚感などを感じさせる景観として継承することが望まれています。

⑥富士山への眺望

- ・市北部では、樹林の生育などにより良好な富士山眺望の確保が困難な場所が出てきていることから、田貫湖、白糸の滝、白糸自然公園などの本市を代表する観光資源から富士山への眺望を確保することが求められています。また、眺望点周辺の電柱や周辺と調和しない色彩の建築物などが良好な眺望を阻害することがあるため、これらの改善が求められています。
- ・市南部からの富士山眺望は、中景や遠景にある大規模な建築物等の形態や周辺と調和しない色彩などが良好な富士山眺望を阻害していることから、これらの改善が求められています。
- ・富士山麓部では、登山道などから良好な富士山眺望が得られるが、周辺の電柱や周辺と調和しない色彩の建築物などが眺望を阻害していることから、改善を検討する必要があります。
- ・市街地では、高度地区などによる規制により富士山眺望の確保に努めておりが、電柱や樹木、建築物などにより富士山眺望の確保が困難になってきていることから、富士山本宮浅間大社など多くの人が訪れる観光資源からの富士山眺望を保全することが求められています。
- ・主要な道路や河川から富士山が眺望できることから、道路沿道や河川沿岸に眺望を楽しむことのできる場所を設置することが求められています。
- ・市内の富士山を眺めることのできる場所では、快適な眺望場所の整備や支障木の伐採等による眺望の確保が求められています。

第2章 景観形成の目標

1 景観形成の目標（キャッチフレーズ）

富士山の庭園都市へ

富士山を擁する本市は、その優れた自然の恵みを生かし、歴史や文化を育みつつ発展してきました。富士山は、日本はもとより世界の人々に知られた我が国の象徴であり、国を代表する景観の一つです。更に、芸術や信仰の対象となるなど、昔から極めて多くの人々に対し、親しみや畏れを感じさせてきた貴重な財産です。これらを踏まえ富士山自体の優れた景観を継承することがまず大切です。

市域の西側に連なる天子山地や羽畠丘陵、白尾丘陵、明星丘陵、富士川、潤井川、芝川などは、市民が親しむ地域の景観であり、それぞれ地域の生活とともに保全し活用することが重要です。

また、これら豊かな緑と水の中に、自然と調和した美しいまち並みや道路や公園が整い、あるいは、手入れの行き届いた田畠や牧草地が広がる、暮らしの景観を構成していきます。

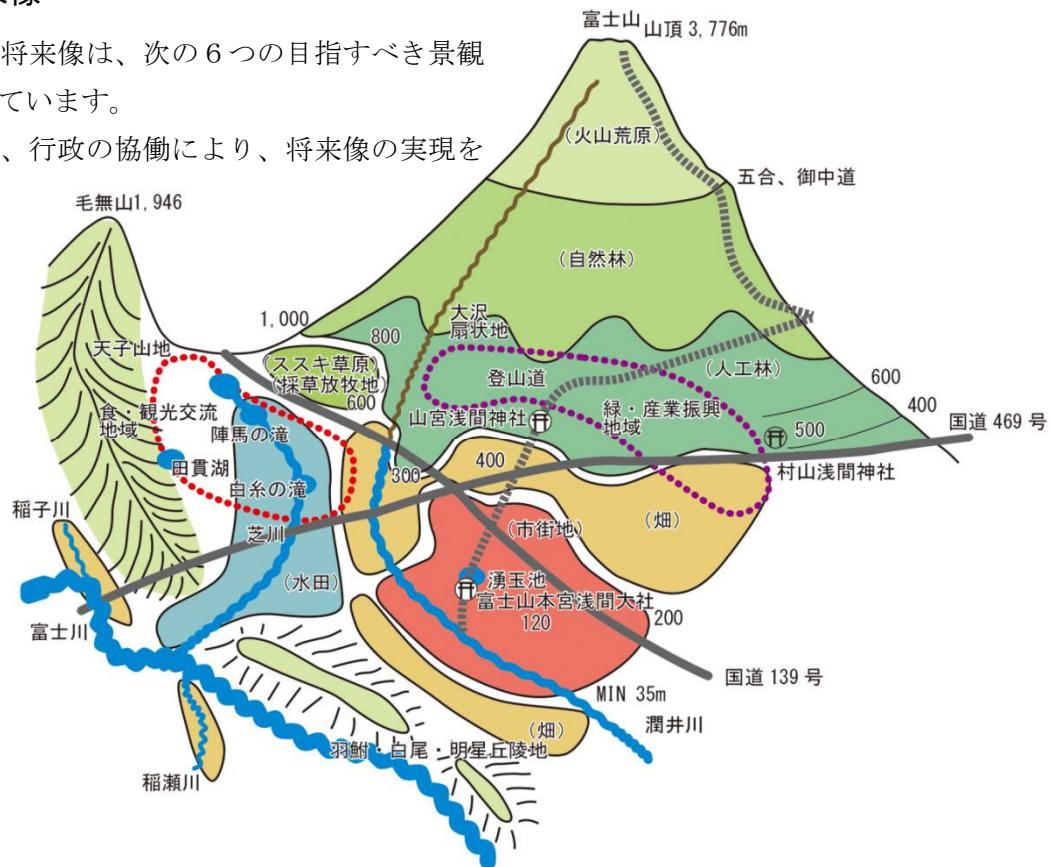
このようにして創出されていく景観を庭園都市と表現し、「富士山の庭園都市へ」を本市の景観形成の目標とします。



2 景観の将来像

本市の景観の将来像は、次の6つの目指すべき景観により構成されています。

市民、事業者、行政の協働により、将来像の実現を目指します。



2-1 ふるさとの原風景たる自然景観を大切にするまち



本市は富士山、天子山地などに囲まれ、その間に朝霧高原など富士の広大な山麓が広がっています。また、これら山地への降水が地下に浸透し湧水となって地表に現れ、芝川や潤井川となって流れ、芝川は急流富士川に合流し、富士川と潤井川はそれぞれ駿河湾に注いでいます。本市の恵まれた富士山を中心とする類稀なこれらの自然は、市民にとってふるさとの原風景となっているだけでなく、多くの観光客を惹きつける資源にもなっています。このような景観資源を未来に引き継ぐため、より豊かでより美しい自然景観のまちを目指します。

〈将来の景観イメージ〉

- ・富士山体に、フジアザミやブナ等の植生が復元され、よく手入れされた針葉樹の人工林が広がっています。
- ・富士山にはごみがなく、気持ちよく登山が楽しめます。
- ・市北部には、朝霧高原が広々と広がり、秋には一面ススキ草原となります。
- ・朝霧高原、田貫湖では、豊かな自然になじむように、観光・スポーツ・レクリエーション施設が立地しています。
- ・天子山地や丘陵地に、よく手入れされた針葉樹の人工林や四季が感じられる広葉樹林が広がっています。
- ・市街地や農村などに清く豊かな水流の潤井川、芝川、神田川などが流れ、市民が清流や河畔の緑に親しんでいます。
- ・白糸の滝、湧玉池などの景勝地は、自然本来の美しさと、周囲の環境と調和した施設があり、その美しさに惹かれ多くの人が観光に訪れています。

2-2 生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち



水田、牧草地、茶園などの農地や集落からなる農村地域には、それぞれの暮らしの中で形づくられてきた風景があります。今後もそれぞれの地域の農業やコミュニティの維持、振興と併せ、緑豊かな農村景観が継承される地域としていきます。

また、朝霧高原における農業に関する観光振興との連携を図りつつ、より充実した農村景観が維持、充実できる地域としていきます。

〈将来の景観イメージ〉

- ・潤井川や芝川沿いなどに、水田が広がり、農道や水路などがよく手入れされています。集落は、民家の形態などのまとまりがとれしており、屋敷林が残り、周辺の水田と一体となった景観となっています。
- ・丘陵地や富士山麓に、茶園や畠が広がり、農道などがよく手入れされています。集落は、民家の形態などのまとまりがとれおり、屋敷林が残り、周辺の茶園や畠と一体となった景観となっています。
- ・朝霧高原に牧草地が広がり、富士山を背景にして牛が草を食べています。統一性がある畜舎や牧柵などの景観が、酪農地帯の朝霧高原の印象をより強くしています。

2-3 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち



市街地は、富士山の麓にあり、緩やかな地形の上に形成されているため、市内随所から市街地を眺めることができます。

個々の住宅、商店、工場などがそれぞれ周囲と調和し、また、まち並みとして周囲の自然と調和することにより、より良い印象を与える市街地となります。また、本市では大規模な建造物などで富士山の眺望を阻害しないようにすること、富士山本宮浅間大社に代表される富士宮らしさを生かしたまち並み形成も大切です。

これらに配慮して、全体として調和し、地域の個性を生かした市街地景観を創出するまちとしていきます。

〈将来の景観イメージ〉

- ・富士の麓に、落ち着いた印象の建築物などから成る住宅地などのまち並みが広がっています。
- ・富士山本宮浅間大社や富士宮駅の周辺に、富士山本宮浅間大社の門前町をイメージした商店街のまち並み、歴史的な建物、生活の感じられる路地が見られ、多くの人が買い物や散策、観光に訪れています。
- ・まちなかに、建築物周りの緑や社寺林などが溢れ、清らかな水が湧き、流れており市街地周辺の自然と一体となった潤いのある景観となっています。

2-4 場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち



道路や河川、学校や庁舎など公共施設は、多くの市民が日常的に利用し、また、長い期間使用されるものであることから、その整備に当たっては景観に十分配慮することが大切です。

それぞれの立地場所や施設様態に対応し、その場所の眺望を活用すること、周囲の自然やまち並みと調和したものとすることとします。更に、市民の協力などによる美化活動など適切な維持管理にも配慮し、美観が保たれるまちとしていきます。

〈将来の景観イメージ〉

- 周辺の自然や歴史を生かした道路や公園が整備されており、草刈、花木の手入れなど、みんなの手で美しく保たれています。
- 官公庁施設や教育施設、コミュニティ施設などの公共建築物は、形態や色彩などが地域の自然やまち並みと調和しているとともに、四季を感じることのできる景観となっています。

2-5 富士山などに因む深い歴史を感じるまち



本市には富士山本宮浅間大社や村山浅間神社、あるいは、富士講の拠点である人穴遺跡など富士山信仰にかかる有形の歴史文化財が多数存在します。また、頼朝の巻狩にかかる史跡や伝承地、古民家、製紙業のレンガ建築などが市内各地にあります。

このような歴史資源は、本市を特徴づける貴重な景観を呈しています。これらを保存継承するとともに、周囲のまち並みなども調和に配慮し、より深い印象を与える歴史的景観のあるまちとしていきます。

〈将来の景観イメージ〉

- 富士山信仰にまつわる富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡などの歴史資源とその周辺が清々しい空気に満ちており、多くの人が参拝などで訪れてています。
- 狩宿の下馬ザクラ、曾我兄弟の隠れ岩、陣馬の滝など、源頼朝や曾我兄弟などにまつわる名所が往時を思い描くことができる姿で残っており、歴史に思いを馳せようと多くの人が観光に訪れています。
- 歴史的な寺社、民家、近代産業施設、道祖神などの石造物、巨木、水路や貯水池などが、各地域の景観の目印や象徴として大切に残されています。

2-6 多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち



市内の至る所から眺望できる富士山は、常に市民の生活中にあり、自然の美しさを感じさせてくれます。富士山本宮浅間大社、白糸の滝、朝霧高原などの名所、景勝地から眺める富士山は、これらの景観と相まって特に美しく、多くの観光客が訪れます。

市内外の多くの人を感動させる富士山の眺望は、本市の景観の最大の特徴であり、この眺望を保全し、更に活用していくことが大切です。市内各所の適切な地点、道路や河川沿いなどの整備を行い、その他の場所からも建造物等が富士山の眺望を阻害しないよう配慮し、市内随所で素晴らしい富士山の眺望を楽しめるまちとします。

〈将来の景観イメージ〉

- ・白糸の滝や富士山本宮浅間大社などの名所から、自然や歴史と富士山とが一体となった印象に残る眺望が得られます。
- ・一般国道139号、469号、登山道などの自然、農村地域の区間では、防護柵、電柱、屋外広告物などが周囲の景観を阻害せず、観光客などが富士山の美しい眺望を楽しんでいます。
- ・市街地内や富士山麓に立地する大規模な建築物などは、色彩や高さ、緑化などの配慮により、富士山への眺望を阻害しないものとなっています。

第3章 景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号 関連)

1 景観計画の区域

本市においては、全市域に良好な景観が形成されており、これらは市民共有の財産として市民すべてがこれを守り育て、次世代へ引き継いでいくべきものです。また、これまでの市域全域を対象とした景観施策の経緯を踏まえ、良好な景観形成を推進する区域は、市域全域を対象とします。

また、市内における富士山や天子山地等の景観を保全するため、景観計画区域内に「富士山等景観保全地域」と「富士山等眺望保全地域」を定めます。

富士山等景観保全地域は、富士山麓や天子山地などの森林景観、朝霧高原の草原景観を保全する地域です。

富士山眺望保全地域は、市街地や周辺の集落地、農業地域からの富士山等の眺望を保全する地域です。

景観計画の区域図



2 重点地区の設定

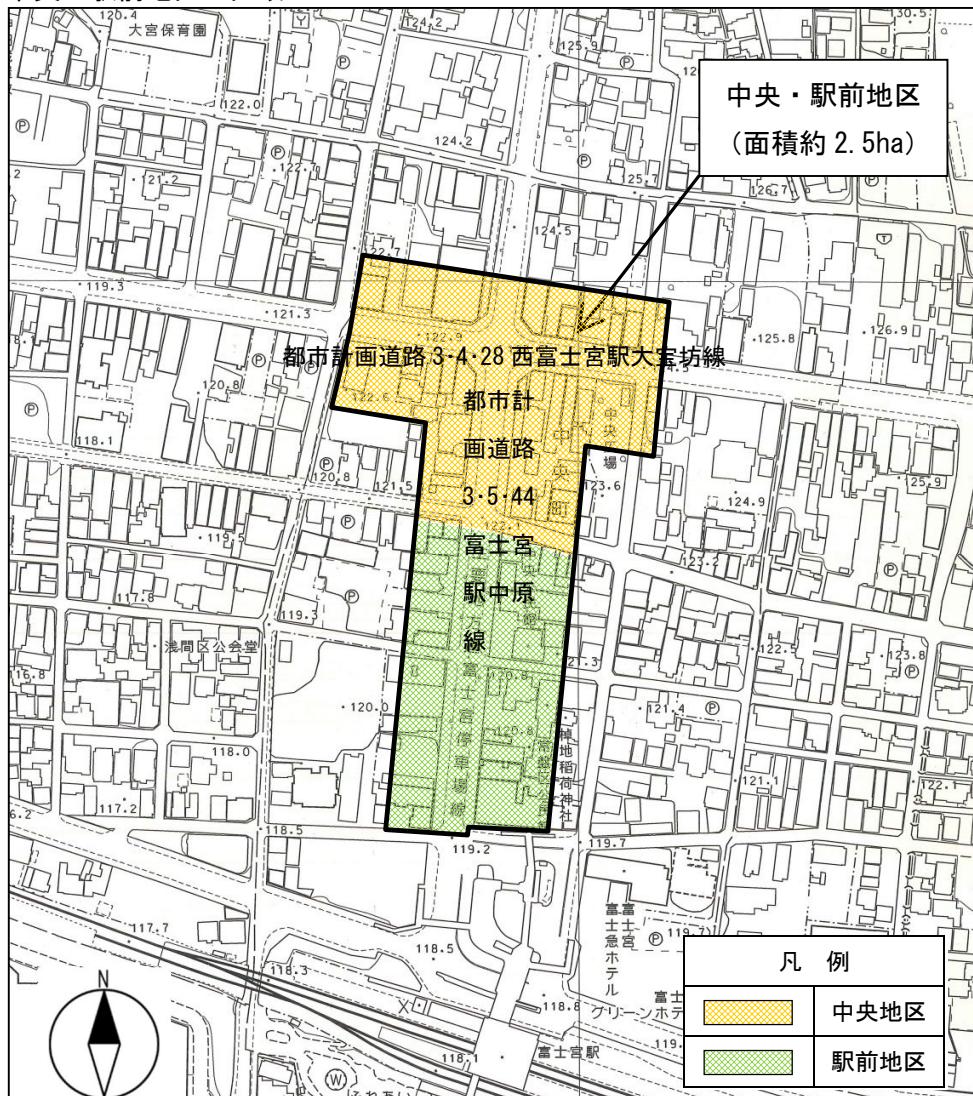
市域全域の景観計画区域の中で、地域の特性や資源を生かし、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として重点地区を設定し、地区レベルの景観計画区域として景観形成の目標、方針や景観形成基準（行為の制限）等を定めます。

地区名	面 積	概 要
中央・駅前地区	約 2.5 ha	平成 7 年度に地区計画を定め、地区景観形成モデル地区に指定した大社の門前通りを構成する地区。
神田地区	約 2.4 ha	平成 9 年度に地区計画を定め、地区景観形成モデル地区に指定した大社の近代的門前町の地区。
浅間大社周辺地区	約 36.6 ha	平成 28 年度に高度地区を定め、富士山の眺望確保や大社の神聖さと調和した街並みを形成する地区。
朝霧高原地区	約 367 ha	令和 7 年度に重点地区に追加し、国道 139 号沿道の広がりのある草原景観の保全を図る地区

※「中央・駅前地区」と「神田地区」は、旧都市景観条例で指定した「地区景観形成モデル地区」です。

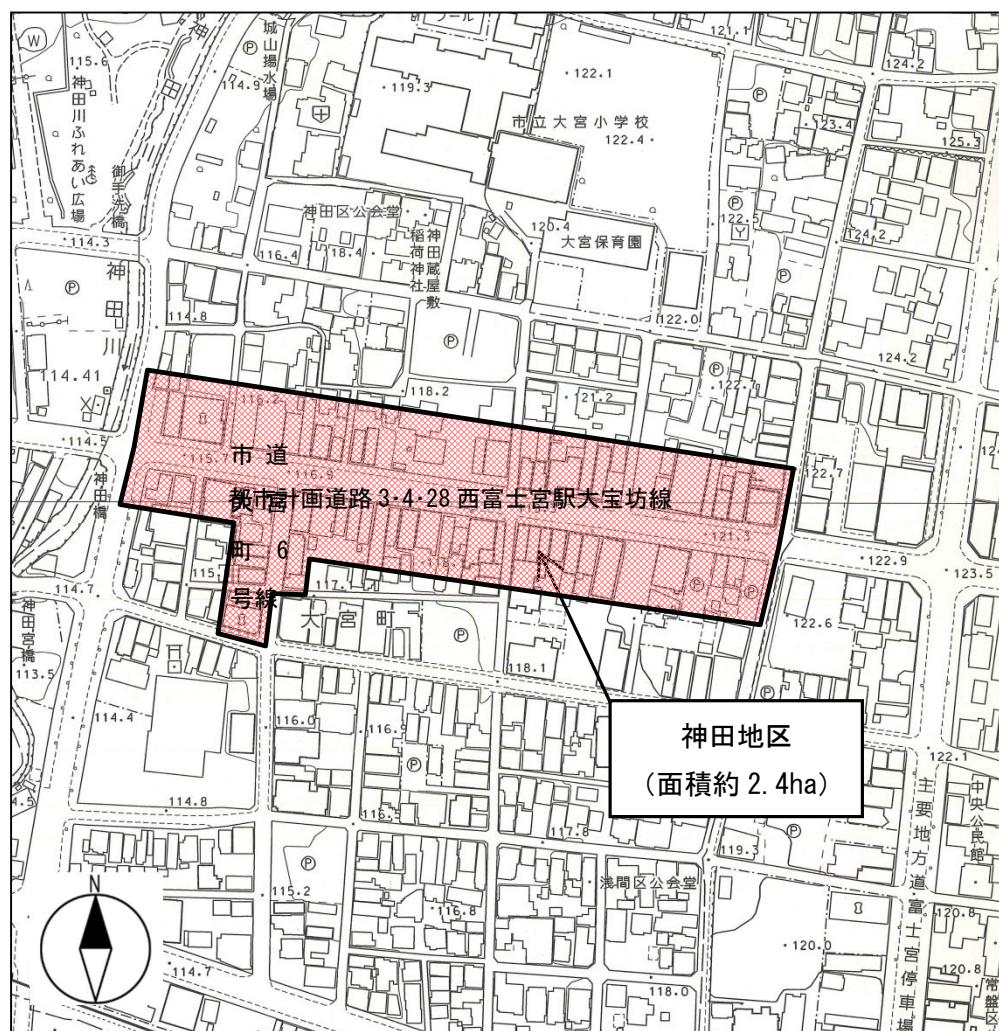
2-1 中央・駅前地区

中央・駅前地区的区域



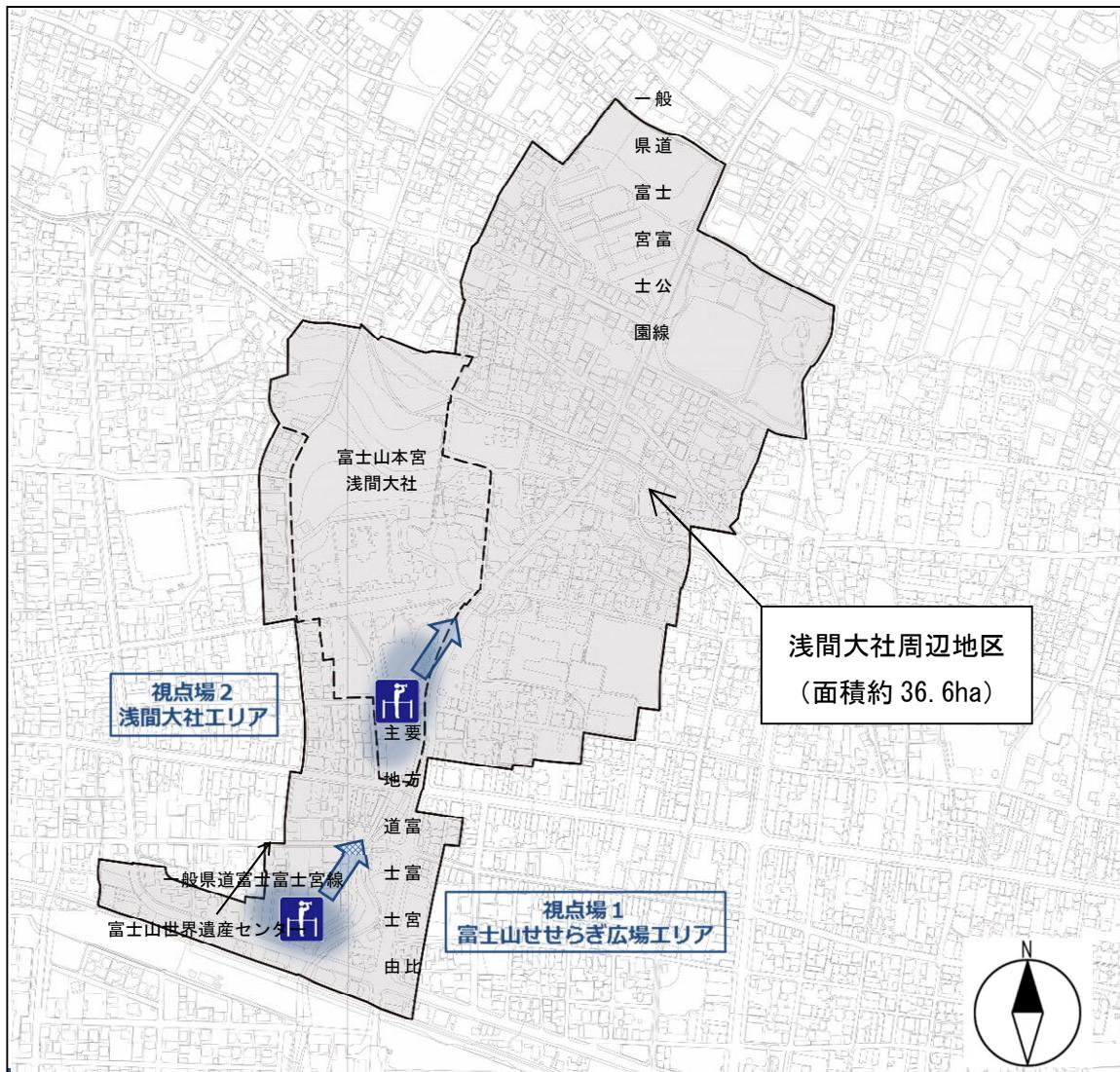
2-2 神田地区

神田地区の区域



2-3 浅間大社周辺地区

浅間大社周辺地区的区域



**視点場1
富士山せせらぎ広場エリア**
(一の鳥居、富士山世界遺産センター付近)



**視点場2
浅間大社エリア**
(二の鳥居、第二駐車場付近)



**視点場2
浅間大社エリア**
(神田川ふれあい広場、御手洗橋付近)

〈区域設定の根拠・概要〉

富士山の眺望を確保する上で、富士山せせらぎ広場から浅間大社への動線上における主要なエリアを視点場に設定し、高さのある建築物等の立地によって、富士山への眺望が阻害されないようにするとともに、浅間大社周囲における良好な市街地環境を誘導する範囲を設定。基本的には標高1,500m以上の範囲（構成資産としての山体）への見通しを確保するための建築物等の高さ抑制や、浅間大社周囲及び玄関口となる幹線道路沿道における良好な景観誘導を必要とする範囲。

2-4 朝霧高原地区

朝霧高原地区的区域



〈区域設定の根拠〉

- ・朝霧高原地域ならではの広がりのある景観の保全を目的とし、主要幹線である国道139号沿道を重点地区とします。
- ・北端は市境、南端は自然公園法特別地域と同様の高圧線との交差部とし、西側は自然公園法特別地域と同様の国道139号道路中心から100mの範囲とします。
- ・富士山眺望が望める東側は、原則、富士山標高1,500m以上の範囲（構成資産としての山体）への見通しを確保するための建築物等の高さ抑制や良好な景観誘導を必要とする範囲として、国道139号道路中心から250m（一部100m）の範囲とします。



西側沿道の草原景観



富士山が望める東側沿道の牧草地景観



東側の100m指定区間の沿道景観

第4章 良好的な景観の形成に関する方針

1 市域全域の景観形成基本方針

景観形成の目標の実現に向けて、将来像に描く景観形成の6つの方針に、今後大切となる市民協働の方針を加えて、市民、事業者、行政が共有する“7つの基本方針”として以下に示します。

基本方針の体系



1－1 ふるさとの原風景たる自然景観を大切にするまち

①森林が広がる富士山麓の景観を守り、生かします

- ・富士山麓の公有地などは、市民、事業者、行政の協働、周辺自治体の連携による自生種の樹木などの育苗、植樹を進め、彩りのある森林の景観を保全、育成します。
- ・フジアザミなどの高山特有の自然景観の保全に努めます。
- ・富士山麓の人工林は、間伐、除伐などの適切な維持管理を進め、緑豊かな景観を保全、育成します。
- ・市民、事業者、行政の協働、周辺自治体の連携による美化活動や登山客のマナーの啓発などを進め、ごみのない美しい景観を維持します。
- ・富士山麓において必要な土地利用がなされる場合は、建築物の形態や色彩、敷地の緑化などを誘導することにより、自然を主とした富士山麓の景観を保全します。

②自然の美しさが映える朝霧高原・田貫湖の景観を守り、生かします

- ・朝霧高原のススキ草原は、火入れ、刈り取りなど適切な管理を継続し、富士山を背景とした広がりのある景観を保全、育成します。
- ・田貫湖や小田貫湿原は、自然植生の保護、湿原乾燥化の防止などにより、良好な自然を保全します。
- ・田貫湖の人工林は、間伐、除伐などの適切な維持管理を進め、緑豊かな景観を保全、育成します。
- ・観光施設やスポーツ・レクリエーション施設は、周辺の自然と調和した形態や色彩、敷地の緑化を誘導します。
- ・まちづくりのルールが導入されている朝霧高原地区は、ルールを遵守し、文化に根差した広がりのある草原景観を守ります。

③市街地などの背景となっている緑豊かな天子山地等と丘陵地の景観を守り、生かします

- ・天子ヶ岳、白鳥山は市域西部の骨格を形成する優良な自然環境として適切に保全します。
- ・天子山地、羽駒丘陵、白尾丘陵、明星丘陵、天母山は、人工林の適切な維持管理を進めるとともに、広葉樹林の保全に努め、緑豊かな景観を保全、育成します。
- ・丘陵地において、散策路や広場、案内サインの整備、改良を進め、丘陵地の自然や富士山への眺望を楽しむことのできる空間を充実します。
- ・丘陵地において必要な土地利用がなされる場合は、周囲と調和した建築物の形態や色彩、敷地の緑化などを誘導します。

④安全で清らかな水の流れる河川の景観を守り、生かします

- ・市民、事業者、行政の協働による河川のごみ拾い、草刈りや堆積土砂の除去などの活動、市民のマナーの啓発を拡充し、ごみのない清らかな河川の景観を保全します。
- ・下水道整備などにより家庭排水などの浄化を進め、清流の流れる河川の景観を保全します。
- ・河川改修に際しては、市民生活の安全を確保するほか、河川の特性などに配慮し、周辺と調和した景観を創出します。また、河川沿いの樹林地の保全や並木の整備などにより、四季を感じさせる河川の景観を保全、創出します。
- ・親水護岸、河川沿いの散策路や公園など河川に親しむことのできる空間の整備を進めます。また、小中学校の自然体験学習の場に活用するなど親しみやすい川づくりを進めます。

- ・ 良好的な河川の景観が見られる場所では、河川沿いの建築物の形態や色彩などのルールをつくり、河川とまち並みが一体となった良好な景観を創出します。

⑤湧水池の景観を守り、生かします

- ・ 湧水池とその周辺の自然環境の保存に努めるとともに、まちなかなどにおいては周辺の環境整備を行い、水が感じられる景観を保全、創出します。
- ・ 白糸の滝や湧玉池などの観光名所となっている湧水池や猪之頭地区などの湧水群の周辺では、清流を生かした散策路の整備、建物などの景観誘導などにより、富士山麓の自然と潤いの感じられる景観を創出します。
- ・ 淀師地区や大中里地区の潤井川沿い、猪之頭地区や精進川地区の芝川沿いなどにある養鱒施設では、水を生かした地域産業の景観を保全します。

⑥谷間の落ち着いた景観を守り、生かします

- ・ 緑の斜面に囲まれた谷間では、斜面地の保全に努めるとともに、集落の周辺環境の維持により、落ち着いた景観を保全、創出します。
- ・ 谷間を流れる稻子川、稻瀬川は、河川の環境を守り、ふるさとを感じることのできる景観を保全します。

1－2 生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち

①水田のある農村景観を育みます

- ・白糸、精進川、上野、青木、柚野、稻子地区などでは、優良農地の保全や耕作放棄地の発生防止とともに、農業者や住民の協働による農道や水路などの清掃や手入れに努め、水田の景観を保全します。
- ・静岡棚田等十選に選ばれた棚田をはじめとする稻子、柚野地区の棚田は、美しい水田のある農村景観の重要な要素として保全に取り組みます。
- ・農業生産基盤施設などの整備に際しては、地形や周辺の自然環境に配慮し、周辺との調和を図ります。
- ・集落では、地域のまちづくりを検討する中で、適宜、建築物の形態や色彩、屋敷林の保存や緑化などのルールをつくり、周辺の水田や自然の景観との調和を図ります。また、新たな宅地化に際しては、集落内又は近接する区域に誘導し、農村景観や農業環境に配慮していきます。
- ・湧水や水路、社寺、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して集落の環境整備を行い、地域らしさを創出します。

②茶園や畑、竹林のある農村景観を育みます

- ・明星丘陵上にある高原地区、山本地区の茶園や畑、富士山麓にある栗倉、村山、杉田地区などの茶園や畑では、優良農地の保全や耕作放棄地の発生防止とともに、農業者や住民の協働により農道などの清掃や手入れに努め、茶園や畑の景観を保全します。
- ・農業生産基盤施設などの整備に際しては、地形や周辺の自然環境に配慮し、周辺との調和を図ります。
- ・内房地区にある竹林は、農業者や住民の行動による適切な管理により周辺集落との調和のとれた景観を保全します。
- ・集落では、地域のまちづくりを検討する中で、適宜、建築物の形態や色彩、屋敷林の保存や緑化などのルールをつくり、周辺の茶園や自然の景観との調和を図ります。また、新たな宅地化に際しては、集落内又は近接する区域に誘導し、農村景観や農業環境に配慮していきます。
- ・湧水、社寺、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して集落の環境整備を行い、地域らしさを創出します。

③牧草地に畜舎の点在する景観を育みます

- ・朝霧高原では、良好な牧草地の保全、畜舎や納屋の回りの美化により、牧草地に牛の見られる良好な景観を保全します。
- ・朝霧高原では、畜舎や民家、牧柵などの形態や色彩などのルールづくりなどにより、牧場らしさやもてなしが感じられる景観を創出します。

1－3 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち

①調和があり地域らしさの感じられる住宅地の景観をつくります

- ・富士山への眺望や周辺の自然に配慮した屋根や壁面の形態、色彩の設計、地形の活用、ヒノキ、スギ、富士山の土石など地場の素材の活用などにより、富士宮らしい住まいの景観をつくります。
- ・庭、玄関や駐車スペース周りの緑化、生垣の設置及び維持管理などを進めて、それぞれの住宅において緑豊かな景観を育てます。
- ・より快適な住環境をつくっていくために、向こう三軒両隣、更には街区、地区の単位で、建築物の形態や色彩、緑の種類や位置などのルールをつくり、調和のとれた落ち着きのある景観を育てます。特に、土地区画整理事業などにより開発される住宅地においては、ルールづくりを推進します。
- ・地域にある湧水や河川の自然資源、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して、生活道路や公園、広場の整備、河川改修などを行い、住宅地の核となる魅力的な景観を創出します。

②賑わいのある中心商業地の景観をつくります

- ・まちづくりのルールが導入されている中央・駅前地区、神田地区の商店街は、ルールを遵守し、門前町をイメージしたまち並みを育成していきます。更に、宮町などの商店街にも門前町をイメージしたまち並みづくりを広げていきます。
- ・富士宮駅周辺を中心に景観やユニバーサルデザインに配慮した空間として整備を進め、歩いて楽しめる魅力的な地域を創出していくとともに、建築物や屋外広告物の形態、意匠などを適切に誘導し、本市の玄関口にふさわしい格調高い景観を創出します。
- ・まちなかにある湧水、水路、歴史的な建築物などを活用して、広場や休憩スペース、遊歩道、路地などを整備し、魅力的な景観を創出します。

③周辺と調和した沿道商業地の景観をつくります

- ・一般国道139号、県道富士富士宮線、登山道などの沿道の商業地は、建築物の壁面の位置、形態や色彩、接道部や駐車場の緑化、屋外広告物の規模や高さなどの誘導により、周辺のまち並みや背景となる自然と調和した景観を創出します。

④緑・産業振興地域、産業共生振興地域などにおける周辺と調和した良好な景観をつくります

- ・第6次総合計画に示される緑・産業振興地域や産業共生振興地域などでは、企業の誘致が計画されています。既存あるいは今後整備される工業団地では、宅地造成や道路整備などの方法、緑化、緑地保全、建築物の形態、色彩の誘導などにより、富士山麓の自然と調和した景観を創出します。
- ・都市景観条例の施行前に建設された工場などは、増築や大規模な修繕などの際における建築物の形態、色彩の誘導や緑化の推進などにより、周辺のまち並みや自然と調和した景観を創出します。

⑤周辺のまち並みなどに配慮した大規模な建築物などの景観をつくります

- ・大規模な建築物などは、市街地の景観に大きな影響を与えることから、圧迫感を和らげるための壁面位置の後退や壁面デザインの工夫、周辺のまち並みのスカイラインや屋根形状、色彩などとの調和などに一層配慮します。

⑥緑と水のあふれる市街地の景観をつくります

- ・敷地の外縁部、玄関、出入口、駐車スペース周り、垣、柵、擁壁などの緑化と維持管理、敷地内の既存樹木の保存などを進めて、緑豊かな景観を育てます。
- ・中高木の植栽やベランダ緑化を推進します。
- ・舞々木地区の樹林地をはじめ、市街地内に残るまとまりのある樹林地、里山は、その維持管理に努め、良好な緑の景観を保全します。
- ・市街地内の湧水池、河川や水路は、周辺の自然環境の保全、親水護岸、散策路や公園など水に親しめる空間の整備を進め、まちなかで潤いが感じられる景観を創出します。

1－4 場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち

①道路の景観をつくり、良好に保ちます

- ・沿道の良好な自然、田畠や集落などに配慮し、防護柵や街路灯などの形態や色彩、位置などの工夫、無電柱化や電柱の色彩の工夫などを推進します。
- ・街路樹の植栽を推進し、緑豊かな道路の景観を創出します。更に、道路網の構成に合わせて樹種を選定し、視覚的にわかりやすい道路網を構築します。樹種は市の木、郷土樹木、花の咲く木などを適宜選択し、特色ある並木づくりを図ります。
- ・まちの入口である国道の行政界付近や北山、上井出ＩＣなどにおいて、花木の植栽や維持管理、屋外広告物の整理などを進め、良好な景観を保全します。
- ・市民、事業者、行政の協働によりごみ拾いや草刈、街路樹の維持管理、路面補修などに努め、道路をきれいに保っていきます。
- ・本市を含む富士山広域地域において、観光名所などの案内標識の形態、意匠の統一、体系的な設置により、周囲との調和を進めるとともに、サイクリングルートなどの目的地へ円滑に移動できる環境を整えます。

②安心が感じられる歩行者空間の景観をつくります

- ・段差解消、歩道幅員の確保、休憩スペースの確保などに配慮した歩行空間の整備を進めます。
- ・公園、親水空間、文化財、公共施設などを結ぶ歩行者ルートを設定し、歩いて楽しい道づくりを推進します。

③地域と結びついた公園の景観をつくり、良好に保ちます

- ・公園と周辺の道路やまち並みとの連続性の確保や、周辺の林、河川や湧水池、文化財、既存の地形などの活用により、地域の景観と一体となった公園の整備を推進します。
- ・地域の行事の場としての活用、地域の名所となるような四季が感じられる花木の植栽などにより、公園を人々が集まり賑わいを生む場としていきます。
- ・市民、事業者、行政の協働により既存公園の美化、植栽などの維持管理に努めるほか、公園や富士山などへの眺望を良好に保っていきます。

④モデルとなる公共建築物の景観をつくります

- ・官公庁施設や教育施設、コミュニティ施設などの新築、改築、増築などにおいては、建築物の景観のモデルとなるように、建築物の配置、形態、意匠、色彩、植栽などについて、周辺のまち並みや自然などに一層配慮していきます。
- ・小中学校、高校の建築物は、色彩が周辺のまち並みや自然となじんでいないものも見られることから、外壁の塗替えなどの際に色彩を見直します。また、広い敷地に植えられた豊かな緑は、地域の貴重な緑であることから、維持管理に努めます。

1－5 富士山などに因む深い歴史を感じるまち

①富士山信仰に関連する景観を守り、生かします

- ・富士山本宮浅間大社では、境内地に残された遺跡や資源を整備し、富士山信仰を体感できる景観を整備・保全します。
- ・富士山本宮浅間大社の周辺において、門前町をイメージした建築物などの形態や色彩などの誘導により、富士山本宮浅間大社と一体となった歴史的な景観を創出します。
- ・村山浅間神社、山宮浅間神社、人穴浅間神社、人穴富士講遺跡などは、建物や石碑などの歴史資源の保存、周辺の森林や集落景観などの保全などにより、富士山信仰の歴史を感じることのできる景観を保全します。更に、多くの人が訪れる場所として歴史資源周辺の環境整備を進めます。

②富士の巻狩にまつわる景観を守り、生かします

- ・井出家高麗門及び長屋と狩宿の下馬ザクラ、曾我兄弟の隠れ岩、音止の滝、陣馬の滝などの歴史資源を保存し、周辺の環境整備を進め、富士の巻狩にまつわる歴史的な景観を保全します。

③地域の歴史を感じる神社や樹木などのある景観を守り、生かします

- ・各地域にある神社や寺院、巨木や古木、鎮守の社、石造物、古民家などを保存・活用し、歴史を感じる景観を保全します。

④農業や地域の生活の歴史を表す水路や貯水池の景観を守り、生かします

- ・かんがい用水として整備された北山用水、安居山用水などの用水路、渴水時の対策として整備された田貫湖、水久保貯水池の維持管理に努め、農業や地域の生活の歴史を表す景観を保全します。
- ・朝霧高原の茅場と戦後酪農のために作られた牧草地と放牧の景観を保全します。

⑤製紙業などの近代産業の歴史を感じる景観を守り、生かします

- ・大手製紙会社に残るレンガ造りの工場や倉庫などを保存するとともに、敷地外からも見られるように配慮し、本市の近代産業である製紙業の歴史を感じることのできる景観を保全します。
- ・製紙業などの操業を支えた芝川、潤井川沿いなどに立地する明治時代から昭和時代初期頃の発電所や関連施設（しづおか遺産）を保存するとともに、周辺の環境整備を進め、近代産業の歴史を感じることのできる景観を保全します。

⑥地域の祭りの躍動する景観を守り、生かします

- ・各地区で行われている盆行事、神社への奉納相撲、どんど焼きなどの祭りや行事は、地域の文化として継承に努めます。
- ・お山開き、富士山御神火まつり、富士宮まつり、信長公黄葉まつりなどは、本市を代表する祭りとして継承に努めます。

1-6 多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち

①市北部からの富士山への眺望を守り、生かします

- ・白糸の滝、田貫湖など主要な眺望スポットにおいては、最低でも森林限界である標高2,500m以上の部分への眺望を建築物や人工林などが遮らないようにし、富士山への眺望を守ります。更に、眺望スポット周辺における電柱の移設や無電柱化、まち並みの形態や色彩などの調和を目指したルールづくり、屋外広告物や電波塔の設置の誘導などにより、富士山をより良く望むことができるようになります。
- ・一般国道139号（根原～北山）周辺は、周辺自治体と連携しつつ、電柱や防護柵等の景観への配慮、沿道の建築物や屋外広告物の形態や色彩などの誘導、眺望確保のための人工林の適切な維持管理、駐車スペースの整備などにより、富士山への眺望を楽しむことができるようになります。
- ・道の駅朝霧高原は、森林越しの眺望を保全するため、森林帯手前の土地利用のほか、建築物・工作物、屋外広告物の規模、形態、意匠などを誘導します。また、樹林の繁茂などにより眺望が阻害されないよう、森林の適切な管理を継続します。
- ・狩宿の下馬ザクラは、富士山への眺望を阻害しないよう、建築物・工作物、屋外広告物の規模、形態、意匠などのほか、電柱などの公共公益的施設の配置、色彩などを誘導します。また、眺望範囲内の住宅や倉庫などが目立たなくなるよう、植栽などに必要な措置を行います。

②市南部からの富士山への眺望を守り、生かします

- ・市南部の丘陵地から富士山を眺望した際に、市街地内や富士山麓に立地している大規模な建築物などが目に留まるところから、地形、地物に合わせた造成、敷地への高木などの植栽、建築物の外壁などを落ち着いた色彩とする、稜線を遮らない高さにするなどの取り組みにより、富士山への眺望に一層配慮します。
- ・富士山への眺望をゆっくりと楽しむことのできる場所を整備します。
- ・主要な眺望スポットにおいては、最低でも森林限界である標高2,500m以上の部分への眺望を建築物や人工林などが遮らないようにし、富士山への眺望を守ります。更に、富士山をより良く望むができるよう眺望スポット周辺における電柱の移設や無電柱化、まち並みの形態や色彩などの調和を目指したルールづくり、屋外広告物の設置の誘導などに取り組みます。

③富士山麓からの富士山への眺望を守り、生かします

- ・一般国道469号（北山～村山）、登山道（一般国道469号交差点以北）は、周辺自治体と連携しつつ、電柱や防護柵等の景観への配慮、沿道の建築物、屋外広告物の形態、意匠、色彩のルールづくり、眺望確保のための人工林の適切な維持管理、広葉樹への樹種転換、駐車スペースの整備などにより、富士山への眺望を楽しむができるようになります。

④市街地からの富士山への眺望を守り、生かします

- ・富士山本宮浅間大社、潤井川河川敷緑地など主要な眺望スポットにおいては、最低でも森林限界である標高 2,500m以上の部分への眺望を建築物や人工林などが遮らないようにし、富士山への眺望を守ります。更に、富士山をより良く望むことができるよう眺望スポット周辺における電柱の移設や無電柱化、まち並みの形態や色彩などの調和を目指したルールづくり、屋外広告物の設置の誘導などに取り組みます。
- ・まちなか、潤井川や神田川の川沿いなどにおいて、自動車などを停めて、富士山への眺望をゆっくりと楽しむことのできる場所を整備します。
- ・市街地から富士山を眺望した際に、市街地内や富士山麓に立地している大規模な建築物などが目に留まることから、地形、地物に合わせた造成、敷地への高木などの植栽、建築物の外壁などを落ち着いた色彩とする、稜線を遮らない高さにするなどの取り組みにより、富士山への眺望に一層配慮します。

1-7 みんなで取り組む協働の景観づくり

ここでは、“景観の将来像”に示す①から⑥までの6つの柱を実現していくため、市民、事業者、行政が協働で取り組むための方針を示します。

景観形成の初段階として、例えば、まち並みにごみがなく清潔であること、また、各建物などに緑や花があって潤いを感じられることなどが大変重要です。これらは市民ひとりひとりの心がけや、地域のコミュニティの活動でできることです。まち全体の景観を向上させる基本として、市民個人や地域の団体、NPO、事業者とその業界団体などの活動を促進することが大切です。

景観は、田畠、住宅、店舗、工場、敷地内の緑などの民有の要素と、道路、河川、コミュニティ施設などの公有の要素が絡み合って構成されています。景観を良くしていくためには、個別の取り組みだけでなく、市民、事業者、行政が連携して取り組んでいくことが重要です。

取り組みを進める際には、景観の向上のみならず住環境の向上、文化財の保存、地域の活性化なども合わせながら展開し、より良いまちづくりを目指していきます。

①景観を知る、学ぶ機会を設けていきます

- ・市の広報紙やホームページなどにより景観に関する情報を発信します。更に、景観やまちづくりに関連したイベントや学習会などを開催します。
- ・小学校、中学校における総合的な学習の時間において、景観を含むまちづくりをテーマに取り上げ、市民や事業者の協力を得つつ、まちづくりの学習を推進します。
- ・公民館、地域学習センター、交流センターの講座において、自然観察会や歴史探訪、庭木の剪定など景観につながるテーマを取り上げていきます。

②景観や環境の美化、保全の意識を高めていきます

- ・ごみのポイ捨て防止、敷地の緑化や維持管理、空地の維持管理、河川水質への配慮、道路や河川の美化への参加などの意識を高めるために、広報などによる情報発信、小中学校での環境教育などを推進します。

③景観に係る市民、事業者のまちづくり活動を支援します

- ・市民や事業者が主体となったまちづくり活動、地区レベルでのまちづくり活動を推進するために、市と市民団体などとの協働により、情報提供、専門家の派遣による技術面の支援、活動費などの資金面の支援などの体制を整えます。
- ・景観上重要な建造物や樹木などの保存などに対し、資金面の支援を推進します。

④活動の励みとなる場を設けていきます

- ・優れた景観の建築物や敷地内の緑化などの表彰を定期的に行います。
- ・住民による道路や河川の美化、自主的なまち並みのルールづくりなど、良好な景観を保全、創出している活動の表彰を定期的に行います。

⑤公共施設整備への市民参画を推進します

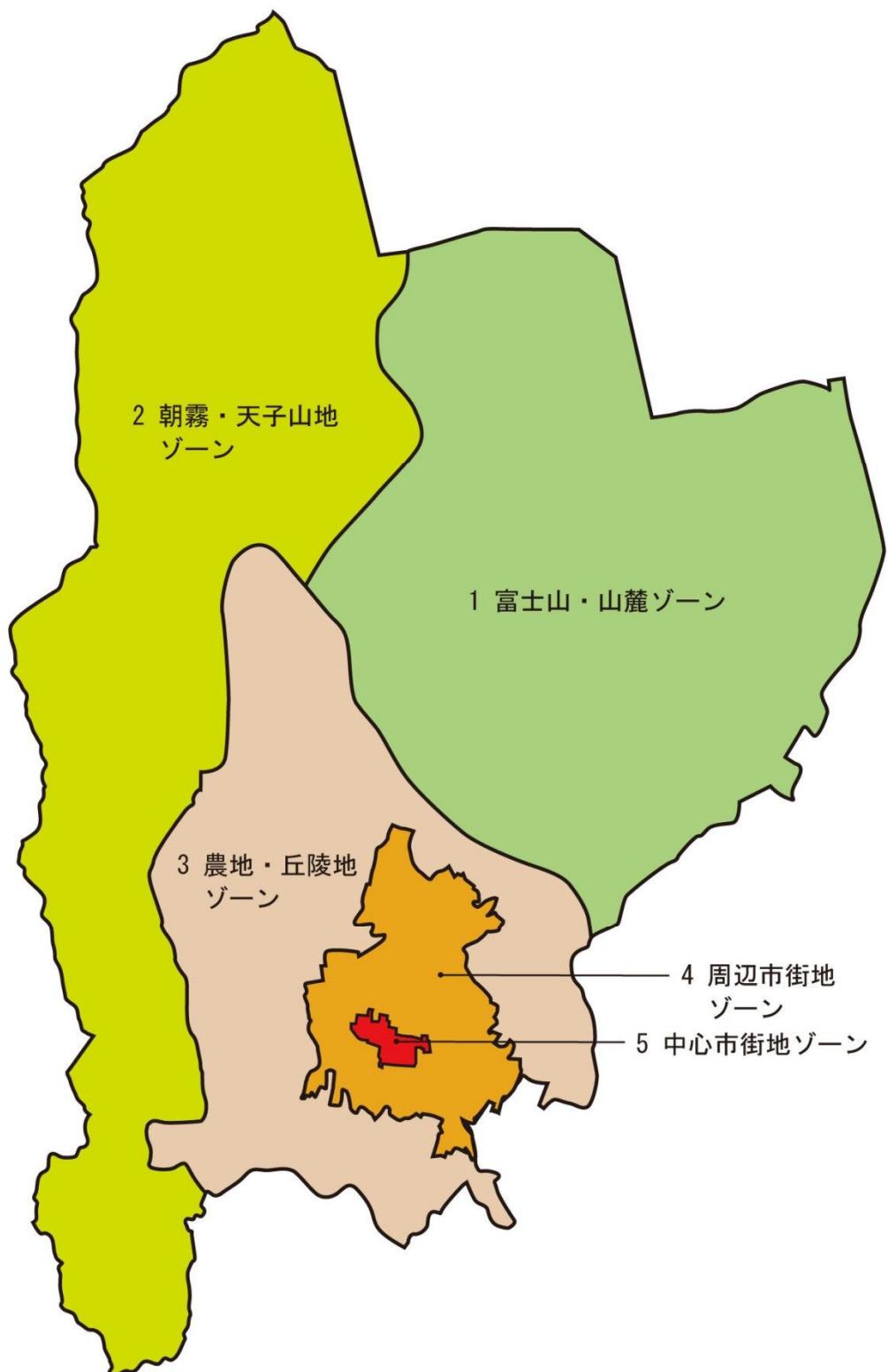
- ・市域や地域の各種整備計画の策定、道路や公園、公共建築物などの整備計画の策定に当たっては、市民参画の機会を設け、市民の意見を反映し、市民が良好と思える景観づくりを目指します。
- ・整備後の公共施設の維持管理などにおいて、市民、事業者、行政が協力して進めることができる体制を整えます。



2 ゾーン別の景観形成基本方針

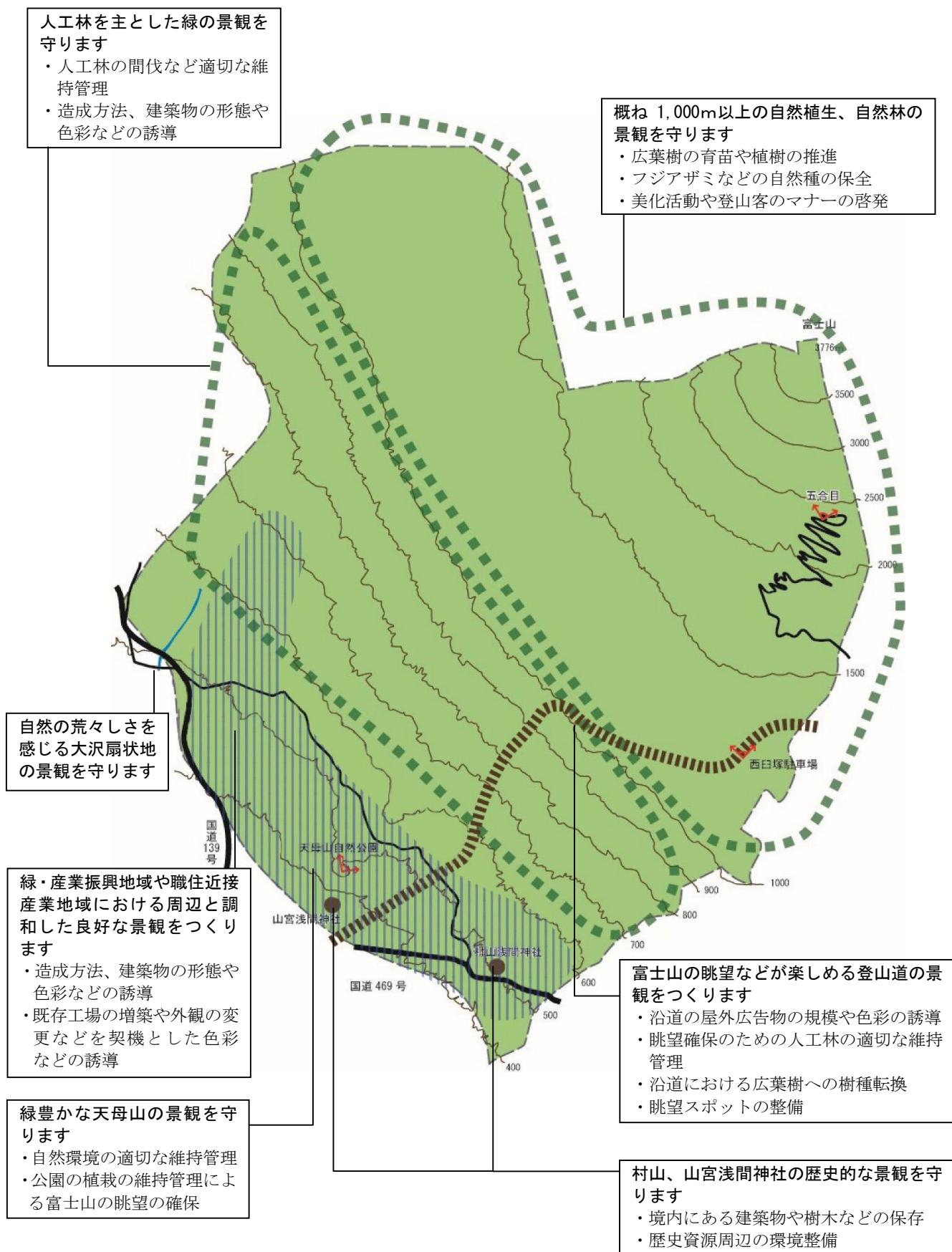
本市の景観は、富士山の印象が強いですが、広大な市域は幾つかの異なる景観的特性を持った地域によって構成されています。例えば、中心市街地のように商業活動の場として賑わいを見せる都市性の高い地域から、郊外に住宅地が形成されている地域、稲作や酪農などが営まれている地域などの対比があげられます。

従って、前章で整理した本市の景観の特性などに基づいて、下図のように5つの景観ゾーンを設定し、各ゾーンの景観形成基本方針を示します。



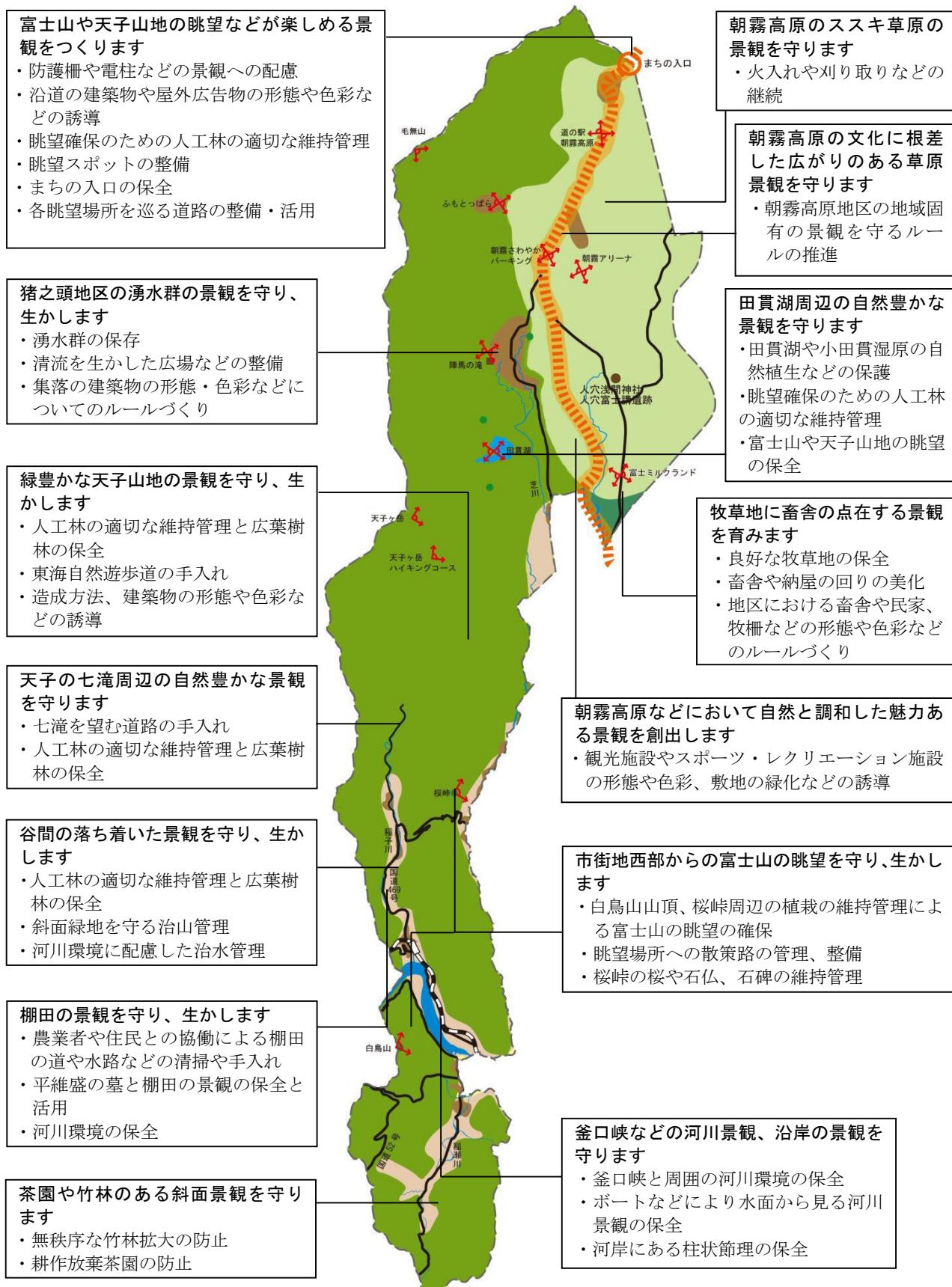
2-1 富士山・山麓ゾーン

富士山麓の自然植生、自然林や人工林からなる雄大な景観、富士山信仰に関わる歴史的な景観を守っていきます。



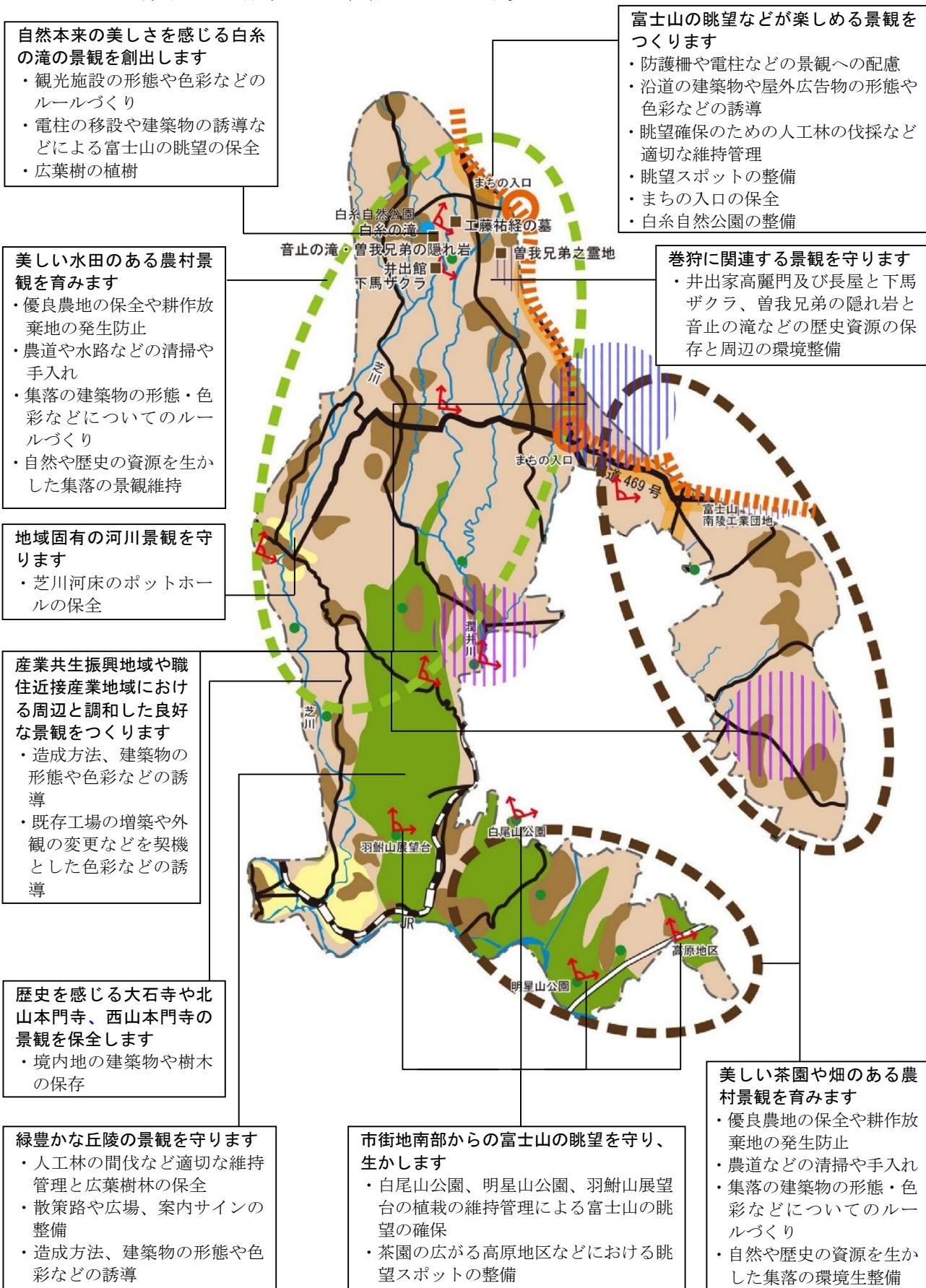
2-2 朝霧・天子山地ゾーン

緑豊かな富士山や天子山地を背景とした朝霧高原や田貫湖の広がりのある景観を守るとともに、市民や観光客が自然や食を楽しんでいる景観をつくっていきます。



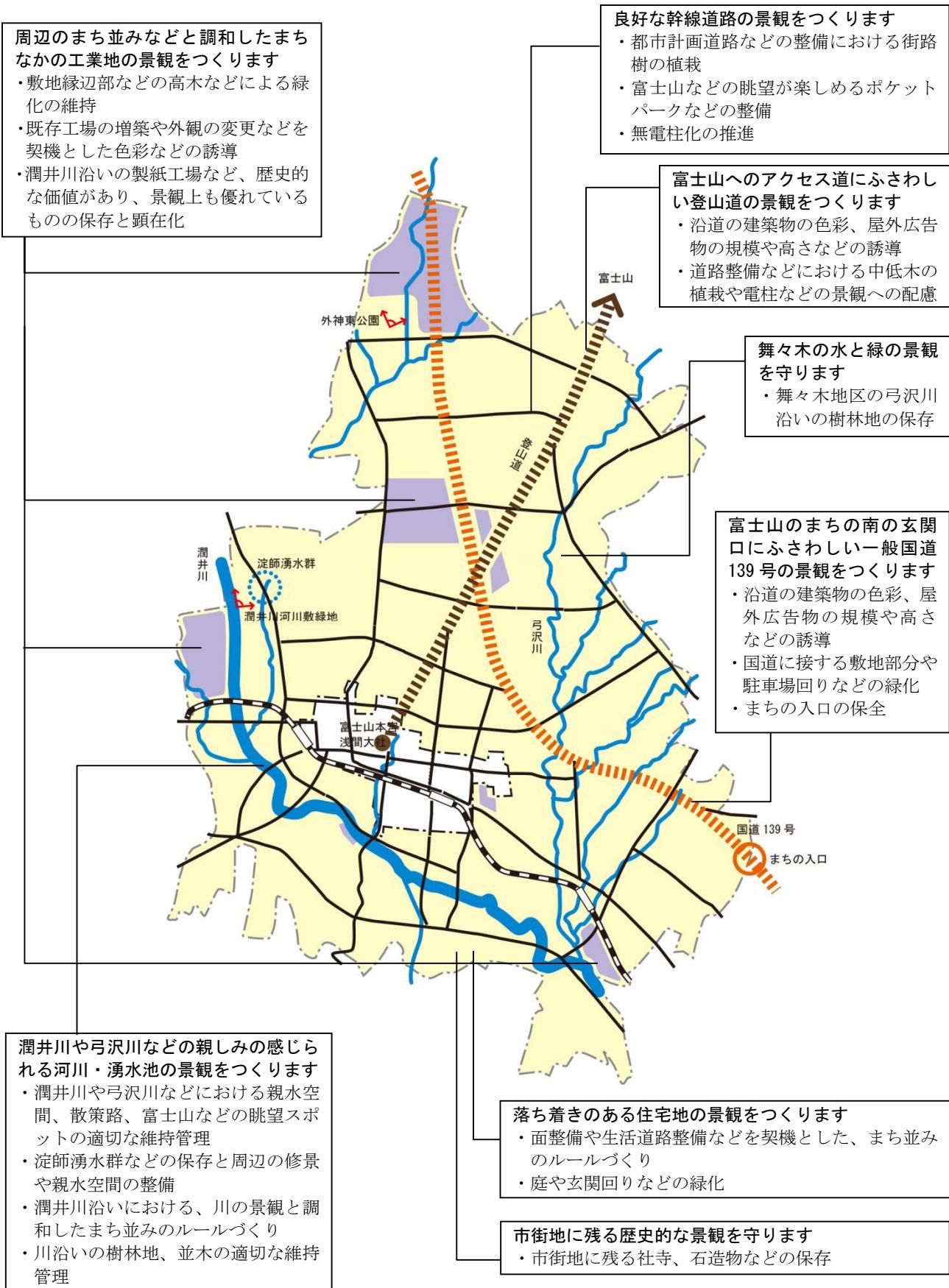
2-3 農地・丘陵地ゾーン

丘陵地や湧水池などの良好な景観や、人々と自然が共生する中で生み出されてきた田畠や集落などの景観を守り、育てていきます。



2-4 周辺市街地ゾーン

住、工、商の調和のとれた景観と、水と緑豊かな市街地の景観をつくりていきます。



2-5 中心市街地ゾーン

富士山本宮浅間大社をはじめとする歴史資源や湧水、神田川、水路といった水を生かした魅力あるまちなかに、多くの人が集い賑わう景観をつくっていきます。

市民文化会館・中央図書館周辺の文化的で落ち着きのある景観維持に努めます

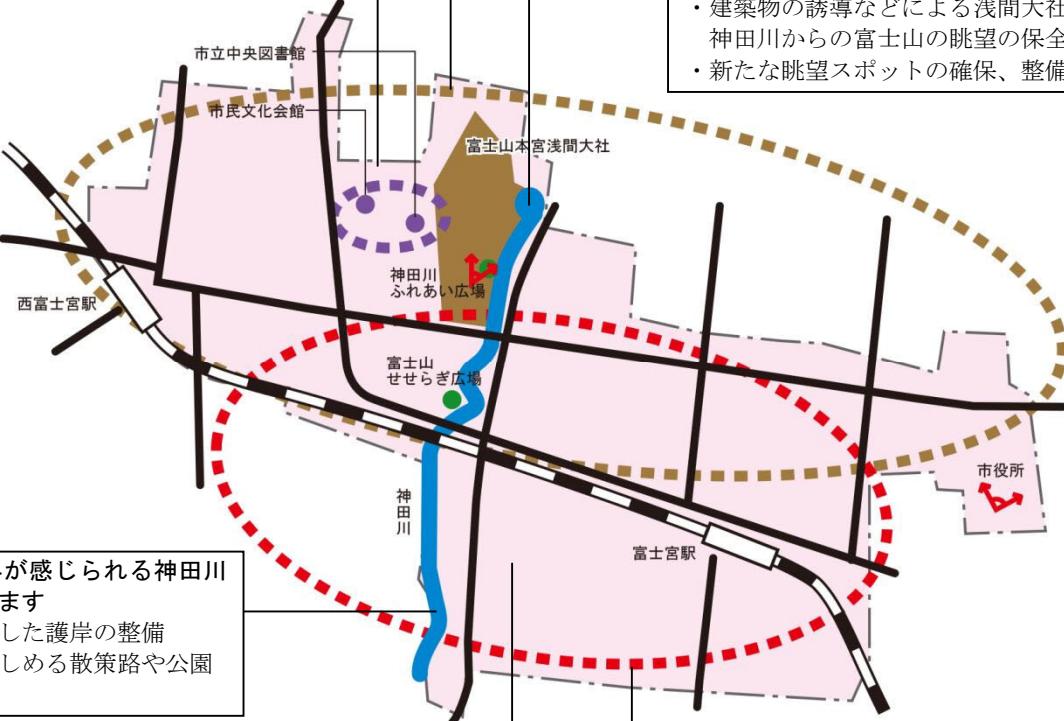
- ・市民文化会館・中央図書館及び周辺の歩道や休憩スペースの整備

浅間大社を核とした歴史的雰囲気と賑わいを有する市街地の景観をつくります

- ・浅間大社境内地の歴史的資源の整備
- ・大社周辺における門前町にふさわしいまち並みのルールづくりの推進
(中央・駅前地区、神田地区、浅間大社周辺地区的まち並みルールの推進)
- ・お祭りやイベントの充実
- ・無電柱化の推進

まちなかの富士山の眺望スポットを守ります

- ・建築物の誘導などによる浅間大社、神田川からの富士山の眺望の保全
- ・新たな眺望スポットの確保、整備



美しさや親しみが感じられる神田川の景観をつくります

- ・親水性に配慮した護岸の整備
- ・水の景観を楽しめる散策路や公園の整備

水や歴史を生かし魅力のあるまちかどの景観をつくります

- ・湧水池の保存と周辺の修景
- ・水路の親水性に配慮した修景
- ・社寺、町家、蔵、路地などの歴史資源の掘り起こしと保存・活用
- ・水辺や歴史的資源、公共施設などの回遊性を確保する歩行者空間の整備

まちの玄関口にふさわしい格調高い富士宮駅周辺の景観をつくります

- ・富士山のまち、大社の門前が感じられる北口、南口駅前広場、駅舎の修景
- ・駅周辺整備に伴う商業、業務機能の強化に合わせた建築物や屋外広告物の景観づくり
- ・無電柱化の推進

3 重点地区の方針

3-1 中央・駅前地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山本宮浅間大社を核として発達してきた中心商業地の中にあり、「富士宮駅」と「富士山本宮浅間大社」を結ぶ観光客の経路として、また、今後中心商業地の発展の核として重要な位置にあります。

本市の中心商業地には、富士山を背景に、富士山本宮浅間大社、湧玉池などの豊かな水、市街地を網の目状に通る水路、富士山の裾野扇状地の上に門前町として発展してきた商店街など富士宮固有の自然景観、歴史景観が多く残されています。

しかしながら、社会の発展に伴い、市民の生活は自動車中心の生活となっており、また、一般国道139号沿道などへの相次ぐ郊外型の大型店の出店により、中心市街地の求心力は、低下の一途にあります。一方、都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び3・5・44富士宮駅中原線の拡幅整備事業が実施されたことをはじめとして、まちにぎわいをもたらす整備が進められています。

以上、本地区を取り巻く状況の中で、中央地区については、本市の中心となる交差点を含んだエリアとして「富士門前」の通りづくり、駅前地区については、富士宮駅から門前通りのスタート部分として「富士山と水と緑」のまちづくりを目指します。

②まち並み景観の形成の方針

- ・富士山本宮浅間大社の門前通りを構成する地区として落ち着きのあるまち並みを実現します。
- ・色彩によるまち並みの統一感を持たせます。
- ・まち並みとしてのスカイラインをつくります。
- ・歩行者に対して圧迫感のないデザインとし、まち並みとしての美観を保ちます。
- ・広告物については、最小限の位置に効果的に配置します。
- ・建物を頂部、中間部、基壇部（1階部分、2階部分）の4つに構成し、個性的なデザインと門前通りとして周辺と調和させる部分とに分けます。

③公共施設景観の形成の方針

- ・富士宮駅から富士山本宮浅間大社へ向かう参道空間をイメージした歩行者空間を形成します。
- ・快適で安全で人にやさしい歩行者空間を創出します。
- ・水や緑などの自然資源を積極的に活用します。
- ・壁面後退用地（都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線の一部）は、道路と一体的に使える歩行者空間とするため、周辺の地盤の高さに配慮します。
- ・歩行者が快適に歩けるような美しい夜間景観を創出します。

3-2 神田地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山本宮浅間大社を核として発達してきた本市の中心商業地の中にあり、「富士宮駅」と「富士山本宮浅間大社」を結ぶ観光客の経路として、また、今後の中心商業地の発展の核として重要な位置にあります。

本市の中心市街地には、富士山を背景に、富士山本宮浅間大社、湧玉池などの豊かな水、市街地を網の目状に通る水路、富士山の裾野扇状地の上に門前町として発展してきた商店街など富士宮固有の自然景観、歴史景観が多く残されています。

しかしながら、社会の発展に伴い、市民の生活は自動車中心の生活となっており、また、一般国道139号沿道などへの相次ぐ郊外型の大型店舗の出店により、中心市街地の求心力は低下の一途にあります。一方、都市計画道路3・4・28 西富士宮駅大宝坊線の拡幅整備事業が実施されたことをはじめとして、まちにぎわいをもたらす整備が進められています。

以上の本地区を取り巻く状況から、本地区が目指す景観は、これまでに育まれてきた景観を継承しつつ、新たな社会情勢に対応した富士山本宮浅間大社の近代的門前町として優れた賑わいのある景観を、地元住民、商店街の協力のもとに形成していくことを目標とします。

②まち並み景観の形成の方針

- ・近代的門前町として、落ち着いたまち並みを実現します。
- ・商業地としての活力を維持するために、建物のファサードは全体と揃える部分、周辺と調和させる部分、個性的なデザイン（自由なデザイン）とする部分に分けた4つの構成とします。
- ・色彩によりまち並みの統一感を持たせます。
- ・まち並みとしてのスカイラインをつくります。
- ・歩行者に対して圧迫感の無いデザインとし、まち並みとしての美観を保ちます。
- ・広告物等については、最小限の位置に効果的に配置します。

③公共施設景観の形成の方針

- ・富士宮駅から富士山本宮浅間大社へ向かう参道空間をイメージした歩行者空間を形成します。
- ・快適で安全で人にやさしい歩行者空間を創出します。
- ・水や緑などの自然資源を積極的に活用します。
- ・壁面後退用地は、道路と一体的に使える歩行者空間とするため、周辺の地盤の高さに配慮します。
- ・歩行者が快適に歩けるような美しい夜間景観を創出します。

3－3 浅間大社周辺地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山を御神体として祀る富士山本宮浅間大社を核として、湧玉池を水源とする神田川が南へ流れ、中心市街地にありながら富士山を望むことができ、歴史文化や水と緑の豊かさを感じる地域固有の景観を形成しています。浅間大社南側には、既存の商店街が位置し、また、神田川の右岸沿いには「富士山世界遺産センター」が立地するなど、多くの観光客や市民が集まる場所です。

以上、本地区を取り巻く状況から、湧水や水路などの既存資源を生かしつつ、市街地の景観を更に高めていくため、浅間大社の神聖な雰囲気に調和し、富士山への良好な眺望を確保したまち並み景観形成を目標とします。

②まち並み景観の形成の方針

- ・視点場からの富士山眺望に対し、建築物、工作物の高さや形態意匠が富士山への眺望を阻害しないように誘導します。
- ・世界遺産の構成資産である富士山本宮浅間大社の周囲や玄関口となる幹線道路沿道においては、建築物の高さを一定程度抑制し、良好な市街地環境の創出を誘導します。
- ・建築物、工作物の色彩は、当該地区が有する浅間大社の歴史的情緒や文化的風土と調和し、趣と落ち着きのあるまち並みとなるように誘導します。

③公共施設景観の形成の方針

- ・富士山本宮浅間大社や神田川は、中心市街地内のアメニティ要素として、有効に活用し、魅力ある空間づくりを進めます。
- ・神田川を軸として、富士山せせらぎ広場から富士山本宮浅間大社へ向う経路は、門前町としての趣を生かしたにぎわいのある参道軸を創出するとともに、快適で安全な人にやさしい歩行者空間の形成と富士山の眺望確保を図ります。
- ・富士山本宮浅間大社や背後の杜、湧玉池、神田川などの自然環境を守るとともにまちなかの湧水や小水路などを生かしたやすらぎの景観づくりを進めます。
- ・公共施設の整備、改良に当たっては、富士山本宮浅間大社を中心とした歴史的景観や富士山への眺望に配慮します。
- ・公共案内サイン等は、必要に応じて効果的に配置し、周辺環境に配慮した統一感のある色彩、デザインとします。
- ・地区内の主要視点場からの富士山の眺望を阻害する電線・電柱類のほか、富士山本宮浅間大社や富士山世界遺産センターの周辺幹線道路沿道における電線・電柱類の整除を目指します。
- ・「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」[※]に沿った整備を目指します。

[※]富士山信仰の地としてのあるべき姿を広く市民と共有し、まちの再生を図るべく、富士山本宮浅間大社を核として、世界遺産を生かした今後のまちづくりの指標となる基本的な考え方や、ソフト・ハード両面での具体的な施策をまとめたもの。（令和7年3月改定）

3-4 朝霧高原地区

①景観形成の目標

本地区は、一般国道139号沿いなどに牛が放牧された牧草地等の牧歌的な景観やススキの草原が広がり、富士山を背景とした地域固有の景観を有しています。草原と富士山からなる独特な風景は、朝霧高原の冷涼な気候などの条件が生み出した自然景観であるとともに、地域の人々の生業として営まれた畜産業により維持されてきた文化に根差した景観でもあります。

このような景観は、本市を訪れる多くの観光客に楽しまれており、富士山や天子山地のスカイラインを遮るような構造物や人工的な印象を与える構造物の立地を抑制し、現在の優れた景観を維持創出していくことが望されます。

本地区が目指す景観は、雄大な富士山や天子山地を背景とした朝霧高原の広がりのある景観を地元住民、来訪者の協力のもとに形成していくことを目標とします。

②景観形成の方針

- ・草原景観は地域における人々の生活や生業により形成された文化に根差した景観です。ススキ草原の野焼きや牧草地の畜産業などの生活や生業が継続可能な環境を整えます。
- ・朝霧高原の恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ・レクリエーション施設やリゾート施設などの自然と共生し調和する施設や畜産資源を生かした活用を図り、広域的観光産業の拠点を形成します。
- ・農林水産物の生産と連携した観光産業振興を図るとともに、集落地域においては、湧水や地域の歴史、文化資源を生かした環境整備を進めます。
- ・畜舎や民家、牧柵等について、周囲の自然と馴染んだものとします。
- ・屋外広告物や公共サインは、「朝霧地区集約案内サイン ガイドライン」に準じ、富士山の眺望や草原景観と調和したものとします。
- ・電柱や鉄塔等について眺望や自然景観に配慮したものとします。
- ・多くの人が訪れる場所から見える富士山の眺望を保全します。
- ・地域住民との協働などにより、公共的な施設や道路の適切な維持管理を推進し、美しい景観を維持します。

【維持管理について】

- ・草原の維持には、牧草地の維持管理やススキ草原の火入れの継続実施が課題となります。
- ・文化に根差した景観として、牛の放牧などの生活や生業が見える景観も重要です。
- ・沿道の樹林は、安全上及び景観上支障がないよう適切な伐採管理を適宜行います。特に沿道南部は、かつて草原であったことを踏まえた間伐の実施も考えられます。
- ・建築物やその付帯設備、工作物などにおいても、景観の阻害要因とならないよう維持管理を適切に行います。

③公共施設景観の形成の方針

- ・公共施設の整備、改良に当たっては、周辺の良好な自然景観、富士山の眺望などに配慮します。
- ・道路は、眺望や周辺環境に配慮した防護柵等により良好な景観を保全します。
- ・周囲の景観に配慮し、「朝霧地区集約案内サイン ガイドライン」に準じた体系的な案内標識を設置し、公共案内サイン等は必要最小限なものとします。

4 今後重要と考えられる地域・地区の考え方

今後、中央・駅前地区、神田地区、浅間大社周辺地区、朝霧高原地区のほかに重点地区としていくことを検討していきたい地区があります。

以下の地域においては、景観形成の目標、方針を示し、今後、住民等の意向を踏まえながら、重点地区に指定することを検討していきます。また、これらの他にも良好な景観形成が求められる地区がある場合は、同様の検討プロセスを踏まえて「重点地区」とすることを検討していきます。

4-1 白糸の滝周辺地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山を望むことのできる自然環境の中に、白糸の滝や音止の滝のある優れた観光地として、地域固有の景観を有しています。

名勝及び天然記念物として指定されている白糸ノ滝は、富士山麓に湧き出る湧水が地層の分かれ目から湧出し滝となっている莊厳な景観であり、紅葉シーズンをはじめ一年を通じて多くの観光客が訪れています。

白糸ノ滝の本質的価値は、特徴ある地質構造に加え、白糸の滝、音止めの滝と富士山の眺望を加えた風致景観です。その景観を次世代に継承するため適切に維持管理し、「名称及び天然記念物」指定当時の景観を保つことが望されます。

本地区がを目指す景観は、白糸の滝周辺から見る富士山や周囲の緑、滝などの良好な景観を地元住民、来訪者の協力のもとに形成していくことを目標とします。

②景観形成の方針

- ・白糸の滝に向かう散策路沿道の建築物等について、高さや屋根形状、色彩やデザインに統一感のある景観とします。
- ・白糸の滝の周辺や幹線道路沿いにある建築物等について、富士山や滝周辺の環境に調和したものとします。
- ・白糸の滝の周辺や幹線道路沿いにある屋外広告物や公共サインは、富士山の眺望や周辺環境と調和したものとします。
- ・電柱や鉄塔等について眺望や自然景観に配慮したものとします。
- ・地域住民との協働などにより、公共的な施設や道路の適切な維持管理を推進し、美しい景観を維持します。

③公共施設景観の形成の方針

- ・道路からの眺望や周辺環境に配慮した防護柵等により、良好な景観を保全します。
- ・公共案内サイン等は必要最小限なものとし、環境に配慮した色彩、デザインとします。
- ・眺望を楽しむことができる場所を確保します。

白糸の滝周辺における景観整備

白糸の滝周辺では、市による景観整備が順次進められています。現在は、様々な事業の検討が進められている段階のため、景観整備の完了時期を見据えて重点地区への指定検討を行います。

1. これまでの経緯

- 1936（昭和11）年 名勝及び天然記念物、富士箱根国立公園に指定
- 1988（昭和63）年 第1次保存管理計画策定（来訪者の増加、開発計画に対応）
- 2010（平成22）年 第2次保存管理計画策定（世界文化遺産構成資産候補として管理）
- 2012（平成24）年 整備委員会を組織する（世界文化遺産登録に向けた整備を実施）
- 2012（平成24）年 整備基本計画策定
- 2013（平成25）年 世界文化遺産富士山の構成資産に登録
- 2023（令和5）年 整備基本計画改定

白糸の滝は、1936年に名勝及び天然記念物として指定されてから、来訪者が急激に増加（昭和中期 200万人以上/年）し、白糸の滝や音止の滝を含む指定エリア内の開発が急速に進み、売店が尾根部や滝つぼに乱立しました。市は、1988年の第1次保存管理計画、2010年の第2次保存計画において、周辺の景観を含めた整備・活用の基本方針を定めてきました。

2. 名勝・天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画

2012年に整備基本計画が策定されてからは、滝つぼ周辺の整備が進められ、2011～2017年の間に、滝見橋、河川の自然護岸回復及び、展望場等が整備されました。また、売店集約化事業にも取り組んだことにより、急速に公有地化が進捗し、現在までに、約8割の取得率となっています。白糸ノ滝の玄関口となるエントランス整備として、売店集約事業、エントランス広場整備が2022年に完成しました。

2023年には、整備基本計画が改定され、滝つぼ周辺の整備から、白糸ノ滝と音止の滝に挟まれた尾根部を中心とした景観整備へと進む段階となりました。

3. 今後の景観整備

改定後の整備基本計画では、2023年から15年間を事業期間とし、売店集約化事業の引き続きの推進や、要配慮者の動線確保を含む歩経路の整備、富士山眺望の保全・整備のための景観伐採等を進めていくこととしています。

なお、白糸の滝周辺における実施事業の詳細は、第9章の景観形成の重点方策に記載しています。

第5章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号 関連)

方針に基づき、建築物、工作物の建築や開発行為などについて、良好な景観の形成のための制限を定めます。これらの行為に関しては、景観法などに基づく市への届出が必要となり、それぞれの景観形成基準への適合が求められます。

なお、届出の区分及び市域全域の行為の制限と重点地区の行為の制限の優先適用と、届出対象行為における建築物、工作物の定義については、下記のとおりとします。

届出の区分	届出対象行為	景観形成基準	区域図
市域全域の行為の制限に関する事項	75頁参照	76～90頁参照	43頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (中央・駅前地区)	91頁参照	91～94頁参照	44頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (神田地区)	95頁参照	95～99頁参照	45頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (浅間大社周辺地区)	100頁参照	101～105頁参照	46頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (朝霧高原地区)	106頁参照	106～107頁参照	47頁参照

《市域全域の行為の制限と重点地区の行為の制限の優先適用》

重点地区に届出対象行為及び景観形成基準の定めがある事項は、重点地区の行為の制限及び届出を優先し、定めのない事項は市内全域の行為を適用する。

《建築物、工作物の定義》

建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物

工作物：高架水槽、冷却塔／煙突、排気塔／電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）／記念塔、記念像／觀光用昇降機、コースター、観覧車／高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋／垣、柵、擁壁／石油タンク、ガスタンク、サイロ／花壇／屋外に設置されたクレーン等の生産設備／太陽光発電設備、風力発電設備などの再生可能エネルギー発電設備／蓄電池設備／自動販売機（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／屋外広告物（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／その他これらに類するもの

1 市域全域の行為の制限に関する事項

1－1 届出対象行為

建築物の新築など	<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内で、延べ床面積1,000m²を超えるもの ・住居系の用途地域又は市街化調整区域で、高さが10mを超えるもの ・商業、工業系の用途地域で、高さが15mを超えるもの ・太陽光発電設備の設置で、太陽電池モジュールの合計面積が1,000m²を超えるもの 				
工作物の新設など	<p>工作物（垣、柵、擁壁その他これらに類する物件及び太陽光発電設備を除く）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの ・橋りょうで長さが50mを超えるもの ・蓄電池設備などで、設置に係る面積（蓄電池設備を設置する際に敷地として整地し、フェンス等で囲む範囲を対象とする。）が1,000m²を超えるもの <p>垣、柵、擁壁その他これらに類する物件で、高さが3mかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>太陽光発電設備で、太陽電池モジュールの合計面積が1,000m²を超えるもの</p>				
開発行為	<p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為 				
都市計画法で開発行為から除外されている行為	<p>1ha未満の野球場、遊園地、動物園などの運動・レジャー施設である工作物、墓園の建設に係るもの、又は、野球場、遊園地などの運動レジャー施設である工作物で、学校教育法による学校（大学を除く）の施設に該当するもの</p> <p>都市公園法に規定する都市公園の施設に該当するもの及び自然公園法に規定する公園事業により建設される施設に該当するものの建設に係るもので、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為 				
その他	<table border="1"> <tr> <td>土石の採取、その他の土地の形質の変更</td> <td> <p>土石の採取、その他の土地形質の変更（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は変更による法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが50mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為 </td> </tr> <tr> <td>屋外における土石の堆積</td> <td> <p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は高さが3mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為 </td> </tr> </table>	土石の採取、その他の土地の形質の変更	<p>土石の採取、その他の土地形質の変更（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は変更による法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが50mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為 	屋外における土石の堆積	<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は高さが3mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為
土石の採取、その他の土地の形質の変更	<p>土石の採取、その他の土地形質の変更（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は変更による法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが50mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為 				
屋外における土石の堆積	<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は高さが3mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山等景観保全地域における1,000m²以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における3,000m²以上の行為 				

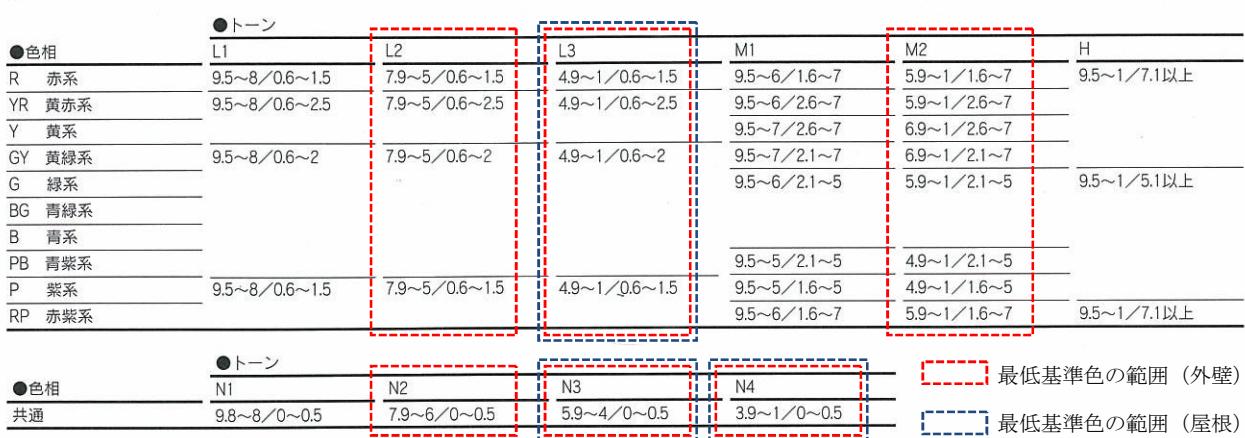
1-2 景観形成基準

～建築物の新築など～

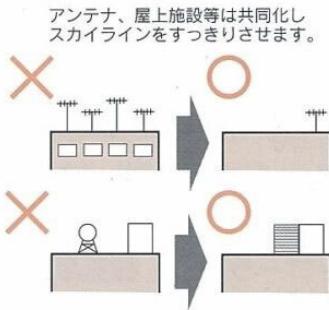
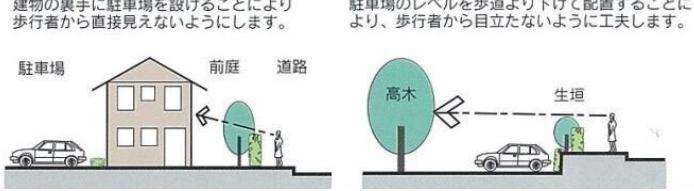
項目	景観形成基準
配置等	<ul style="list-style-type: none"> 尾根線上や主要な眺望点から目につく丘陵地での建築物の配置は避ける。 主要な眺望点からランドマークとなる富士山などへの見通し線を確保する。
壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路に面する壁面の位置は、原則として道路から見て圧迫感を感じない距離を確保することとし、それが困難な場合は、中高木による植栽帯を設け、建築物の圧迫感、違和感を和らげる。
壁面の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 地形等と調和した変化のある建物配置や壁面に凹凸をつけるなど、陰影のある建築形態とする。 歩行者の目に留まりやすい建築物の低層部は、飽きのこない、永く愛されるデザインとする。 商業・業務施設、住宅などの建築物にあっては、窓、ベランダ、バルコニーの形態や仕上げ材を工夫することにより壁面を分節化する。 外壁の仕上げ材は、周辺景観にじみ、かつ耐久性や耐候性に優れた素材を使用する。また、反射の強い素材の使用を避ける。 自然に囲まれた場所においては、木材（富士ひのき等）や石材などの自然素材を積極的に活用する。
屋根の形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、周辺の地形やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。 樹林地にあっては、後背地にある斜面緑地のスカイラインを遮ることなく、かつ斜面緑地ができるだけ多く見えるような建築高とする。 周辺のまち並みがつくるスカイラインに配慮した建築高とする。 市街化調整区域における高さは15m以下とする。ただし、景観上支障のない場合はこの限りではない。 重点地区「浅間大社周辺地区」の北側及び東側隣接地域については、重点地区内の視点場からの富士山眺望への影響に配慮し、2級市道北町宮町線、都市計画道路3・4・24阿幸地青見線、一般市道大宮48号線、一般市道大宮31号線、1級市道御殿町阿幸地線、1級市道富士宮駅中原線、一般市道大宮町2号線に囲まれた区域内における高さは25m以下とする。 <p>周辺の建物とのボリューム・屋根形態の違いにより違和感のあるスカイラインとなっています。</p> <p>高さを抑えることにより滑らかなスカイラインとなります。</p> <p>高さを抑えることが困難な場合は、周辺と調和するような形態となるようにします。</p>

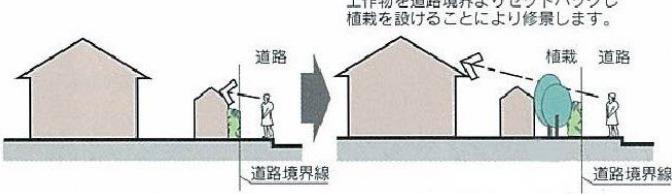
項目	景観形成基準																																								
壁面、屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、富士山麓などの景観にふさわしい穏やかな色彩（下表に示す範囲）を用いることとする。あざやかさを抑えた落ち着いた色彩を基本とし、自然景観とよくなじみ、建材の標準色がもっとも多く設定されているYR（黄赤）、Y（黄）系の一部色相については、緩和された彩度基準の中で選択するものとする。 <p>基準色の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁</td> <td>10 YR～5 Y</td> <td>7.9～5</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.9～5</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根</td> <td>10 YR～5 Y</td> <td>4.9以下</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.9以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ただし、上記の範囲内におさめることが困難と認める場合には、やや幅のある色彩の設定とした以下の範囲の色彩を用いることができるものとする。 <p>最低基準色の範囲（外壁）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士山等 景観保全地域</td> <td>R、YR、Y、GY、G、BG 無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>L2、L3、M2 N2、N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L2、L3、M2、 N2、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <p>最低基準色の範囲（屋根）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士山等 景観保全地域</td> <td>R、YR、Y、GY、G、BG 無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>L3 N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L3、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 建築物の外壁の強調色（アクセントカラー）は、各壁面見付面積の10分の1以下とし、必要最小限の使用を基本とする。 ただし、屋外広告物の壁面広告及び屋上広告において、強調色を使用しているものは、外壁の強調色として積算するものとする。 	項目	色相	明度	彩度	外壁	10 YR～5 Y	7.9～5	2.5以下	その他	7.9～5	0.5以下	屋根	10 YR～5 Y	4.9以下	2.5以下	その他	4.9以下	0.5以下	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG 無彩色（彩度0.5以下の全て）	L2、L3、M2 N2、N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG 無彩色（彩度0.5以下の全て）	L3 N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4				
項目	色相	明度	彩度																																						
外壁	10 YR～5 Y	7.9～5	2.5以下																																						
	その他	7.9～5	0.5以下																																						
屋根	10 YR～5 Y	4.9以下	2.5以下																																						
	その他	4.9以下	0.5以下																																						
対象区域	色相	トーン																																							
富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG 無彩色（彩度0.5以下の全て）	L2、L3、M2 N2、N3、N4																																							
富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4																																							
対象区域	色相	トーン																																							
富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG 無彩色（彩度0.5以下の全て）	L3 N3、N4																																							
富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4																																							

トーンごとのマンセル値による範囲



N1～N4 : Neutral 1～4 L1～L3 : Low Chroma 1～3 M1～M2 : Medium Chroma 1～2 H : High Chroma

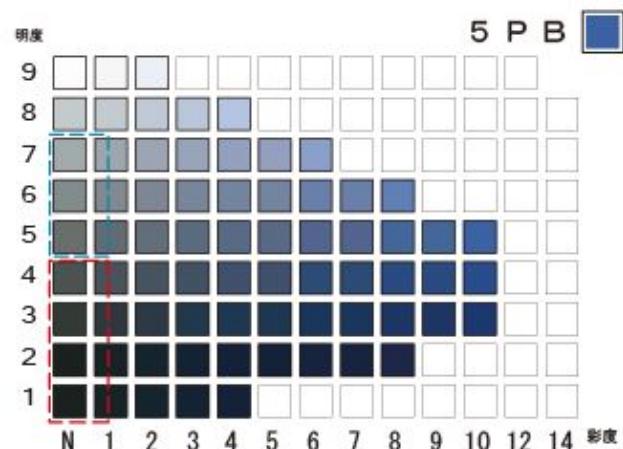
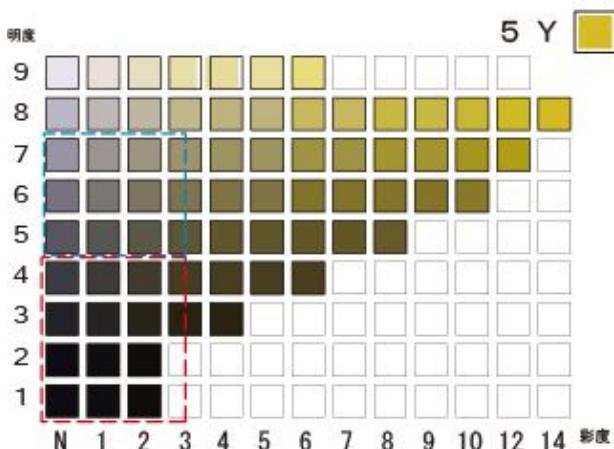
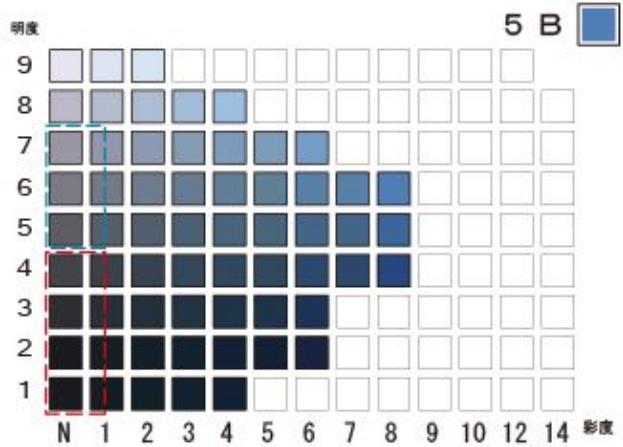
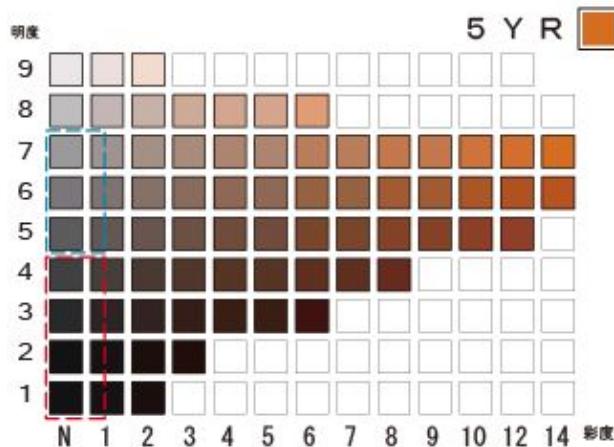
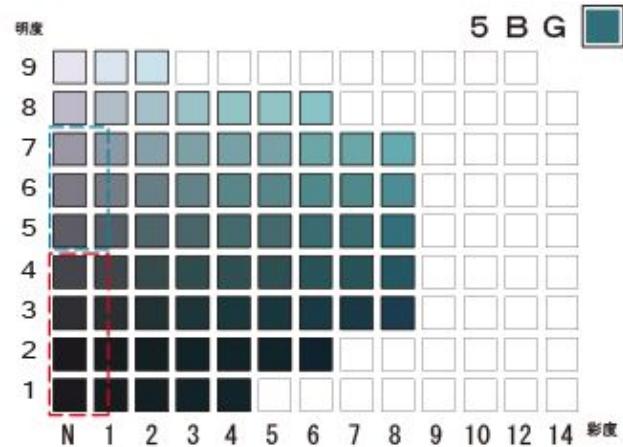
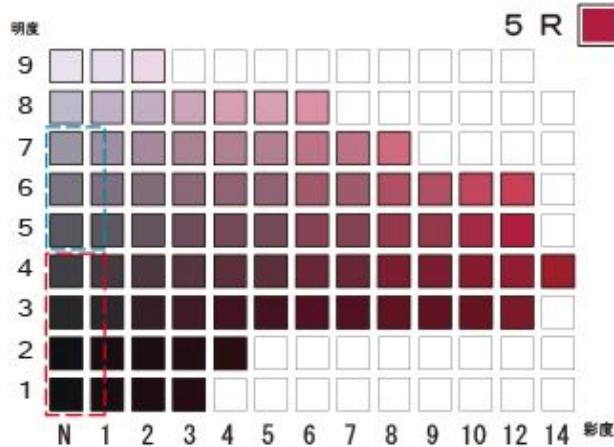
項目	景観形成基準
塔屋・設備類	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。 壁面の配管類、バルコニーの室外空調機器、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。 アンテナ類は共同化、集約化する。 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一緒に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 
垣、柵、門扉など	<ul style="list-style-type: none"> 原則として境界部デザインは、基壇に自然石（富士山の土石）を活用した石積みと植栽の組合せによるものとする。 敷地境界部に擁壁ができる場合は、緑化ブロックやツタ性植物により修景を図る。 垣の高さは、歩行者の視界が確保できる程度の高さとする。（参考：H=1.5～2.0m） フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景により周辺になじんだものとする。 門扉などは、周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
敷地内緑化	<ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。 敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和を得られる樹種とする。 屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。 エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、花壇やプランターボックスの植栽などによる演出を行う。 敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。
駐車場、駐輪場、サービスヤード	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、サービスヤードなどは、歩行者から直接見えない位置に配置する。 駐車場、サービスヤードなどがやむを得ず通りに面する場合は、植栽などにより歩行者から見えないよう修景を施す。 駐車場は緑の多用により周辺環境との調和を図る。 <p style="text-align: center;">建物の裏手に駐車場を設けることにより歩行者から直接見えないようにします。</p> 

項目	景観形成基準
ごみ置き場、資材置き場など	<ul style="list-style-type: none"> ごみ置き場は、回収方法を考慮しながら、歩行者の見えない位置に配置するか、建物と一体的なデザインとして修景する。 資材置き場は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全性や快適性に配慮した夜間の照明計画を行う。 自然地内での夜間の暗がりを侵すような照明の設置は避ける。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。 <p style="text-align: center;">  工作物を道路境界よりセットバックし 植栽を設けることにより修景します。 </p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物と一体となっている工作物は、建築物本体と同じデザイン、色調とする。 できるだけシンプルな形態とし、周辺景観になじむよう配慮する。

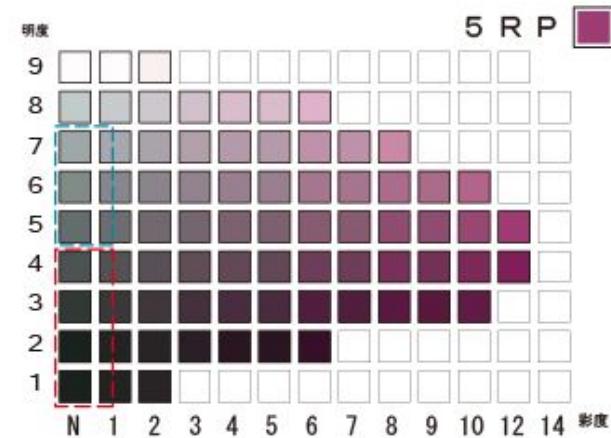
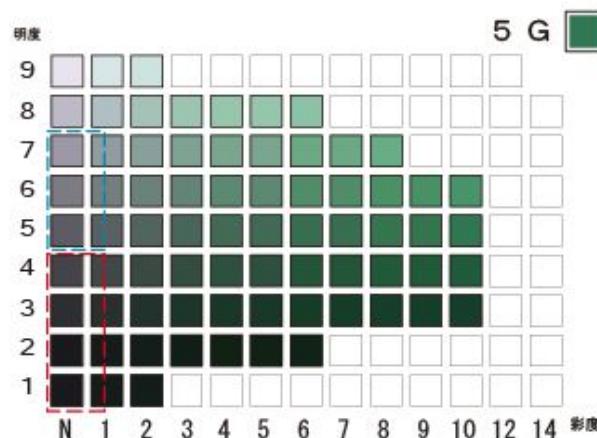
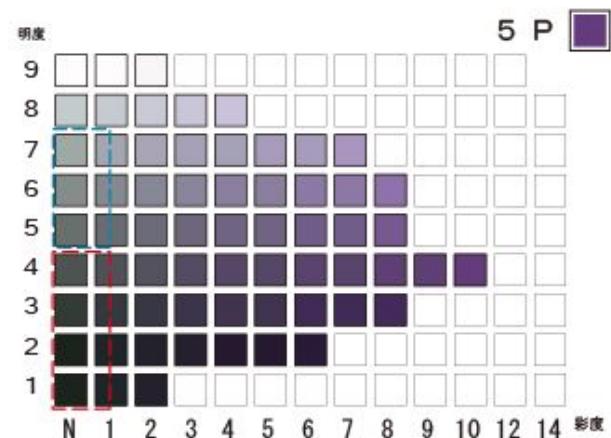
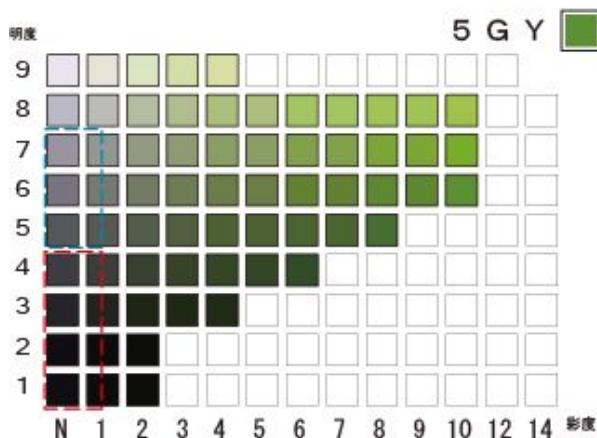
【補足：色彩基準のイメージ（明度・彩度）】

基準色・最低基準色における色相ごとの明度・彩度イメージを以下に示す。

基準色

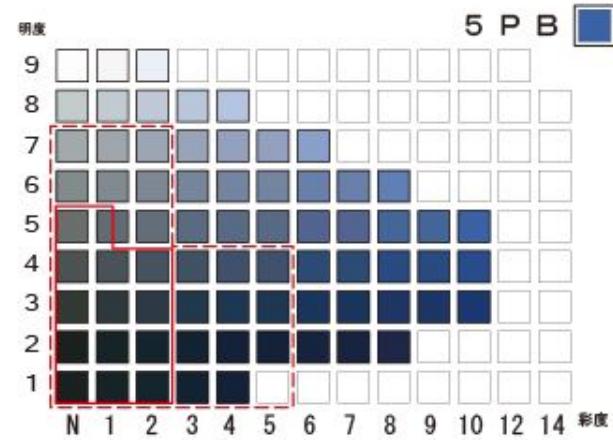
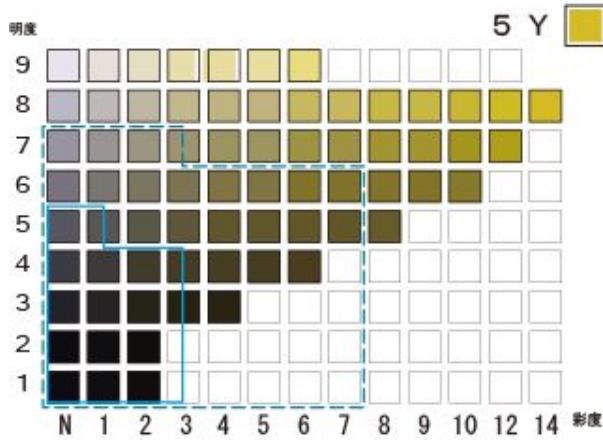
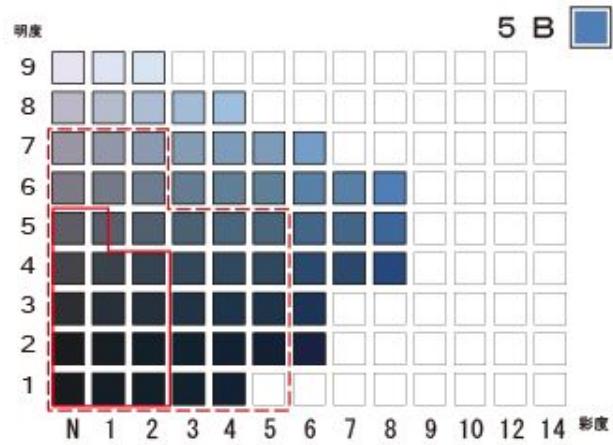
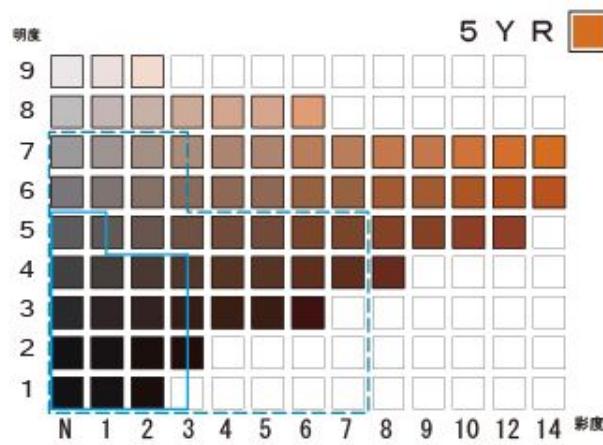
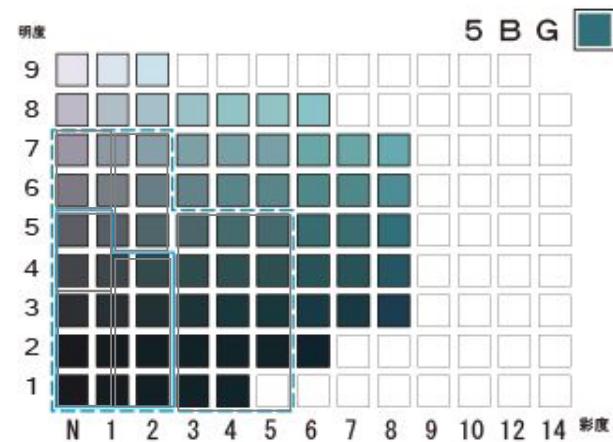
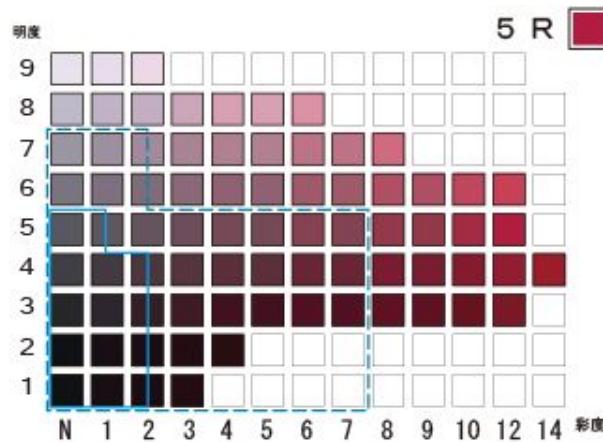


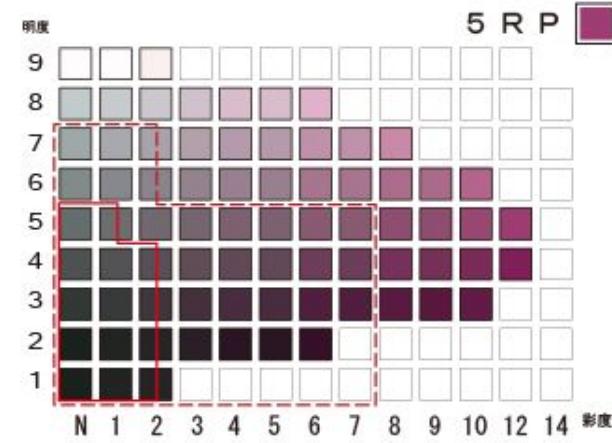
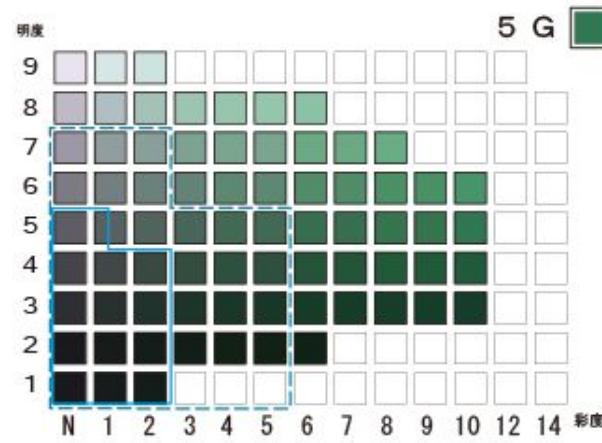
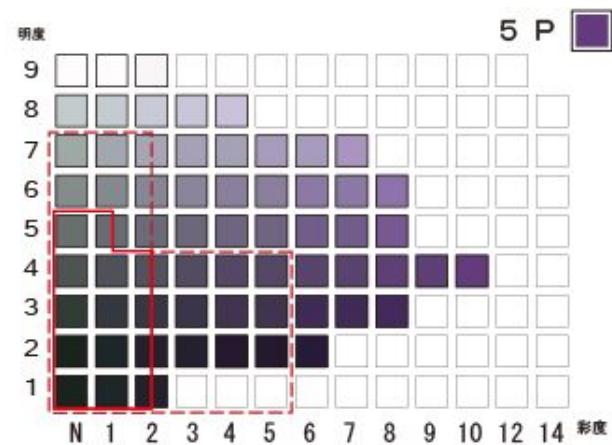
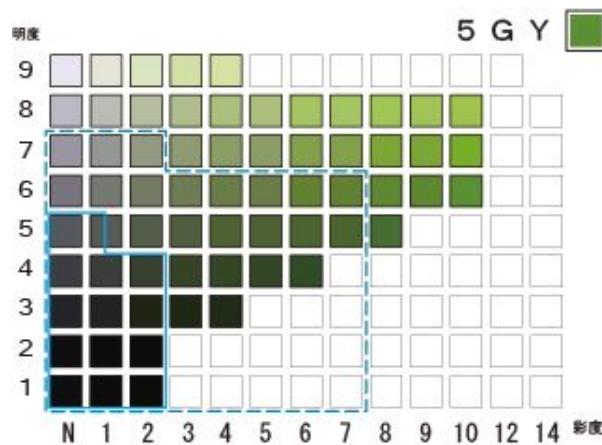
建材の標準色が最も多く設定されている 10 YR～5 Y の色相範囲について彩度 2.5 以下に緩和



基準色(外壁基調色) 基準色(屋根色)

最低基準色





(富士山等景観保全地域+富士山等眺望保全地域)で許容される範囲

□ 最低基準色(外壁基調色)

□ 最低基準色(屋根色)

富士山等眺望保全地域のみで許容される範囲

□ 最低基準色(外壁基調色)

□ 最低基準色(屋根色)

カラーシステムのしくみ

この環境色彩では、マンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって色をあらわしています。ここでは、マンセル表色系のしくみをはじめとして、環境色彩基準を理解していただくために必要な色彩の基礎知識をまとめています。

マンセル表色系は、「色相 (Hue)」、「明度 (Value)」、「彩度 (Chroma)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色をあらわすシステムです。

【色相】 色味の度合いを色相としてあらわします。色相は、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)など各色相の頭文字と、その度合いをあらわす0から10までの数字を組み合わせて用います。

【明度】 色の明るさの度合いを明度としてあらわします。0から10までの数字を用い、明るい色ほど数値が大きくなります。色相をもたない無彩色はN9、N5.5などのように最初にNをつけてあらわします。

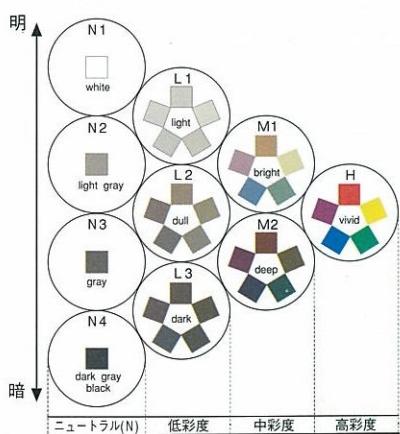
【彩度】 色のあざやかさの度合いを彩度としてあらわします。あざやかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。

マンセル値の読み方

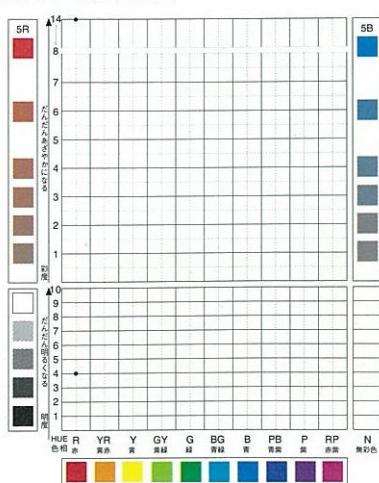
5R 4.0 / 14.0 (5アール4.0の14.0と読む)

色相 明度 彩度

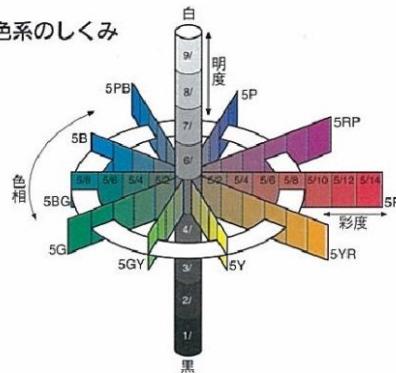
10種のトーン分類



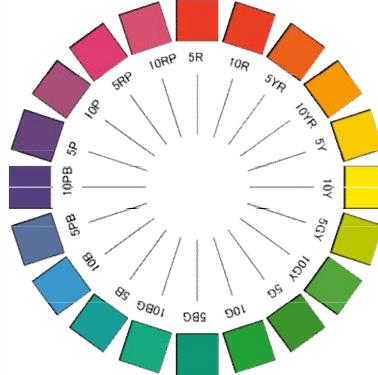
5R4.0/14.0のマンセル色度図



マンセル表色系のしくみ



マンセル色相環



【トーン】 この環境色彩では、色彩の明度と彩度の組み合わせをトーンとしてあらわしています。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色が与える印象と深く関わっています。また、各色相の色を彩度(あざやかさ)別に4段階に分け、更に明るさを加味して、最終的に10種のトーンを設定しています。

- 無彩色グループ N1、N2、N3、N4トーン
——白・灰色・黒の無彩色のグループ
- 低彩度グループ L1、L2、L3トーン
——くすんだ穏やかな色のグループ
- 中彩度グループ M1、M2トーン
——色味の強い色のグループ
- 高彩度グループ Hトーン
——非常にあざやかな色のグループ

【マンセル色度図】 マンセル表色系によってあらわされた色彩は、マンセル色度図としてグラフ化することができます。色彩のデータをマンセル色度図に変換することによって、周辺環境の色彩と計画している建物の色彩の関係などを客観的に把握することができます。

マンセル色度図は、〈色相—明度図〉と〈色相—彩度図〉の2つのグラフから構成されており、2つの点で1つの色彩を示します。

例えば、5R4.0/14.0のあざやかな赤は、左のグラフのようにあらわします。

参考

【マンセル値の範囲で示す色相・トーン分類】この環境色彩の基礎となっているマンセル表色系の色度値によって、色相とトーンの範囲を示しました。塗料や建材の色のマンセル値を測ると、どの色相のどのトーンであるかが判ります。各トーンの範囲は、色相によって異なります。

トーンごとのマンセル値による範囲

●色相	●トーン					
	L1	L2	L3	M1	M2	H
R 赤系	9.5~8/0.6~1.5	7.9~5/0.6~1.5	4.9~1/0.6~1.5	9.5~6/1.6~7	5.9~1/1.6~7	9.5~1/7.1以上
YR 黄赤系	9.5~8/0.6~2.5	7.9~5/0.6~2.5	4.9~1/0.6~2.5	9.5~6/2.6~7	5.9~1/2.6~7	
Y 黄系				9.5~7/2.6~7	6.9~1/2.6~7	
GY 黄緑系	9.5~8/0.6~2	7.9~5/0.6~2	4.9~1/0.6~2	9.5~7/2.1~7	6.9~1/2.1~7	
G 緑系				9.5~6/2.1~5	5.9~1/2.1~5	9.5~1/5.1以上
BG 青緑系						
B 青系						
PB 青紫系				9.5~5/2.1~5	4.9~1/2.1~5	
P 紫系	9.5~8/0.6~1.5	7.9~5/0.6~1.5	4.9~1/0.6~1.5	9.5~5/1.6~5	4.9~1/1.6~5	
RP 赤紫系				9.5~6/1.6~7	5.9~1/1.6~7	9.5~1/7.1以上

●色相	●トーン			
	N1	N2	N3	N4
共通	9.8~8/0~0.5	7.9~6/0~0.5	5.9~4/0~0.5	3.9~1/0~0.5

N1~N4 : Neutral 1~4 L1~L3 : Low Chroma 1~3 M1~M2 : Medium Chroma 1~2 H : High Chroma

参考

大規模建築物基準色の日本塗料工業会標準色見本一覧

大規模建築物の基準色の範囲内にある日本塗料工業会標準色を一覧表にまとめました。

●外壁基調色

色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本
N-75	N7.5		19-70B	10YR7/1		22-60C	2.5Y6/1.5	
N-70	N7		19-70C	10YR7/1.5		22-60D	2.5Y6/2	
N-65	N6.5		19-70D	10YR7/2		22-50B	2.5Y5/1	
N-60	N6		22-75B	2.5Y7.5/1		22-50D	2.5Y5/2	
N-55	N5.5		22-75C	2.5Y7.5/1.5		25-75B	5Y7.5/1	
N-50	N5		22-75D	2.5Y7.5/2		25-75C	5Y7.5/1.5	
19-75B	10YR7.5/1		22-70B	2.5Y7/1		25-70B	5Y7/1	
19-75C	10YR7.5/1.5		22-70C	2.5Y7/1.5				
19-75D	10YR7.5/2		22-70D	2.5Y7/2				

●屋根色

色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本
N-40	N4		N10	N1		22-30D	2.5Y3/2	
N-30	N3		19-40D	10YR4/2				
N-20	N2		22-40D	2.5Y4/2				

～ 工作物の新設など～

項目	景観形成基準
高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線を乱さないようにできるだけ尾根上での設置は避ける。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、周辺の景観がつくるスカイラインを遮らないようにする。 ・敷地境界から5m以上後退する。ただし、それが困難な場合は緑化等により周辺環境に配慮する。 ・形態は簡素化したデザインとする。 ・市街地にある工作物の基壇部には、できるだけ修景緑化を図る。
記念塔、記念像など	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 ・原則として敷地境界から10m以上後退する。ただし、周辺の景観との調和が図られている場合はこの限りではない。 ・主要な眺望場、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・周辺景観になじむ形態とする。 ・周辺景観との調和のため、修景緑化を図る。
観光用昇降機、コースター、観覧車など	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・敷地境界から10m以上後退する。 ・敷地外周部には、敷地の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 ・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。
風力発電設備など	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。
高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋など	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 ・周辺の景観を乱さないようにできるだけ簡素な形態とする。
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 ・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退する。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・周辺景観になじむ形態とする。 ・周辺景観との調和のため、修景緑化などを図る。

項目	景観形成基準
工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる自然景観や近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺の環境から著しく突出するような色彩を基調とすることを避ける。 富士山や朝霧、天子山系の山々の景観と融合する色彩を基調とする。 近隣の建築物との調和に配慮し、かつ富士山の眺望景観を阻害しない色彩を基調とする。 富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、鉄塔、電波塔などについては、次に示す色彩を用いることとする。 富士山等景観保全地域：低光沢のもの N4.5以下 富士山等眺望保全地域：低光沢のもの N4.5～N6（周辺環境により判断する） 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 パワーコンディショナーなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。

～ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

及び運動・レジャー施設である工作物の建設に関する開発行為～

項目	景観形成基準
造成	<ul style="list-style-type: none"> 地形、地物にあわせた造成とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。 法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。 地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。 敷地内に舗装等を施す場合は、できる限り、浸透性のある素材を用いる。 地下水脈を分断しないよう十分注意する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 地形、地物にあわせた道路線形とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。 道路の線形は、富士山、天子山系の稜線に対してのシークエンス景観に配慮する。 法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。 地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。 街路樹は、自然植生や周辺の樹木に配慮した樹種とする。 街路灯はできるだけ簡素な形態とする。 防護柵等の設置については、周辺環境に配慮したデザイン、色彩とする。 電柱の設置はできるだけ避け、電線の地中化を行う。その際、配電盤、変圧器などは周辺の景観から目立たないように配慮する。 やむを得ず電柱を設ける場合は、富士山に対して反対側に設置するとともに、周辺環境に調和した色彩とする。
緑、植栽	<ul style="list-style-type: none"> 緑地率は20%以上を確保する。ただし、それが困難な場合は、中高木を効果的に配置し、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。 植栽に当たっては、自然植生に配慮する。 既存の樹木の伐採は、小規模に留める。やむを得ない場合は、その周辺に移植する。 主な眺望点から見た場合に、富士山の標高400m以上の山腹での著しく確認できる大規模な自然樹林の伐採は避ける。 水源かん養保安林、環境保護林などの一団の樹林帯を分断する場合、適切な幅の林縁群落を設ける。 開発区域内に公園を設ける場合は、富士山を望むことができる眺望空間を確保する。
河川、調整池など	<ul style="list-style-type: none"> 河川、水路や湧水池がある場合は、その水質を汚さないように十分注意する。 河川、水路や湧水池がある場合、その護岸はできるだけ自然石などの自然素材を用い、必要に応じて親水性のある形態となるようにする。 調整池の周囲は緑化等により修景を行う。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工事用仮囲いは、できるだけ周辺の景観を乱さないよう修景を図る。

～その他～

項目	景観形成基準
土石の採取、その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・採取後の状態が、採取前の自然に近づく工法を採用する。 ・採取する土地は、周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地の周囲を緑化等により修景する。 ②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。
屋外における土石などの堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。 ・周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地の周囲を緑化等により修景する。 ②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。

2 重点地区の行為の制限に関する事項

2-1 中央・駅前地区

①届出対象行為

- 対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

②景観形成基準

項目	景観形成基準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、道路に対して原則として平入りとする。 都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物は、道路に対して原則として妻入りとする。 やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続性に配慮した傾斜のある屋根とする。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物の壁面は、和風のデザインを基本とする。やむを得ずその他のデザインとする場合は、まち並みの連続性に配慮する。 開口部は、格子、蔀戸などをデザインに入れることとする。

項目	景観形成基準										
庇	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の1階部分には、傾斜のある庇を設けるものとし、軒下の高さは3m以上とする。 										
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面、庇など通りから見える建築物の色は、低彩度の自然素材色とする。 アクセントなどに高彩度の色を使用する場合は、各壁見付面積の1割以下とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>●屋根ベースカラー 低彩度、低明度</th> <th>●外壁ベースカラー 低彩度、高明度</th> <th>●アクセントカラー 高彩度、高明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> N-912 茄子紺 (なすこん) 6版 N-898 鉄錆 (てつこん) 6版 N-854 海松藍 (みるあい) 6版 N-868 鉄色 (てついろ) 6版 N-778 憮法色 (けんぽういろ) 6版 N-959 壹色 (くいいいろ) 6版 N-958 消慶色 (けいきみいろ) 6版 N-960 墨色 (すみいろ) 6版 2.5PB2.5/0.5 </td> <td> N-903 薄藤 (うすふじ) 6版 N-869 蓝白 (あいじろ) 6版 N-856 青青班 (させいせい) 6版 N-953 利休鼠 (りきゅうねずみ) 6版 N-948 桜鼠 (さくらねずみ) 6版 10RP6.5/1 </td> <td> N-920 杜若色 (かきつばたいいろ) 6版 N-891 琥珀色 (るいいろ) ラビスラズリー 6版 N-847 常盤綠 (ときわみどり) 6版 N-725 西色 (あかねいろ) 6版 N-722 唐紅花 (からくれない) 6版 N-808 葵の花色 (なのはないいろ) 6版 5Y7/12 </td> </tr> <tr> <td>イメージ: にぶい、暗い</td><td>イメージ: おだやか、あさい</td></tr> <tr> <td></td><td>イメージ: 冴えた、強い</td></tr> </tbody> </table>	●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度	 N-912 茄子紺 (なすこん) 6版 N-898 鉄錆 (てつこん) 6版 N-854 海松藍 (みるあい) 6版 N-868 鉄色 (てついろ) 6版 N-778 憮法色 (けんぽういろ) 6版 N-959 壹色 (くいいいろ) 6版 N-958 消慶色 (けいきみいろ) 6版 N-960 墨色 (すみいろ) 6版 2.5PB2.5/0.5	 N-903 薄藤 (うすふじ) 6版 N-869 蓝白 (あいじろ) 6版 N-856 青青班 (させいせい) 6版 N-953 利休鼠 (りきゅうねずみ) 6版 N-948 桜鼠 (さくらねずみ) 6版 10RP6.5/1	 N-920 杜若色 (かきつばたいいろ) 6版 N-891 琥珀色 (るいいろ) ラビスラズリー 6版 N-847 常盤綠 (ときわみどり) 6版 N-725 西色 (あかねいろ) 6版 N-722 唐紅花 (からくれない) 6版 N-808 葵の花色 (なのはないいろ) 6版 5Y7/12	イメージ: にぶい、暗い	イメージ: おだやか、あさい		イメージ: 冴えた、強い
●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度									
 N-912 茄子紺 (なすこん) 6版 N-898 鉄錆 (てつこん) 6版 N-854 海松藍 (みるあい) 6版 N-868 鉄色 (てついろ) 6版 N-778 憮法色 (けんぽういろ) 6版 N-959 壹色 (くいいいろ) 6版 N-958 消慶色 (けいきみいろ) 6版 N-960 墨色 (すみいろ) 6版 2.5PB2.5/0.5	 N-903 薄藤 (うすふじ) 6版 N-869 蓝白 (あいじろ) 6版 N-856 青青班 (させいせい) 6版 N-953 利休鼠 (りきゅうねずみ) 6版 N-948 桜鼠 (さくらねずみ) 6版 10RP6.5/1	 N-920 杜若色 (かきつばたいいろ) 6版 N-891 琥珀色 (るいいろ) ラビスラズリー 6版 N-847 常盤綠 (ときわみどり) 6版 N-725 西色 (あかねいろ) 6版 N-722 唐紅花 (からくれない) 6版 N-808 葵の花色 (なのはないいろ) 6版 5Y7/12									
イメージ: にぶい、暗い	イメージ: おだやか、あさい										
	イメージ: 冴えた、強い										
建築付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置される塔屋、設備機器などは、通り側から見えないように工夫する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、建築物と調和するデザインを行うかルーバーなどで囲うなどの目隠しなどを行う。 太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。 風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。 休業時や夜間にウィンドーショッピング等ができるよう照明、シャッターを工夫する。 										

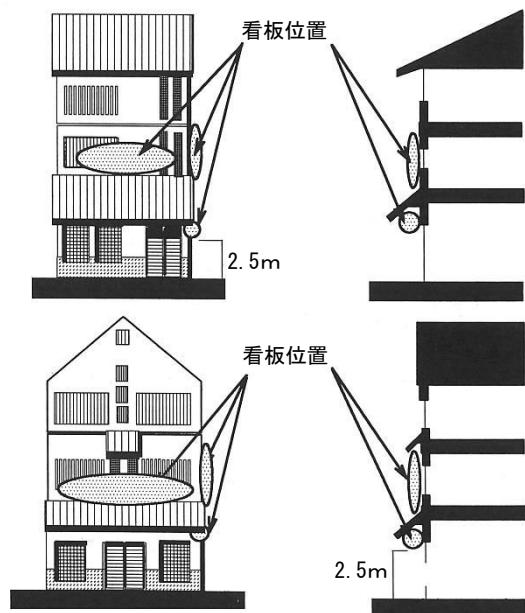
参考 推薦するデザイン

地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

項目		中央地区	駅前地区
敷地	植栽	低木、プランター	空地がある場合は積極的に配置
	外構	駐車場舗装	歩道との調和
		壁面後退部分舗装	歩道との調和
	水等演出部分	通りから見えるように積極的に配置	
	設備	太陽光発電設備	通りから見えない位置に設置し、色彩は周囲の景観と調和するものを使用する。
		風力発電設備	
建築物	屋根	材質	和風瓦等の瓦材を使用する
		色	低彩度中間色
		形状	平入り（神田通り） 妻入り（駅前通り）
		スカイライン	連続性に配慮
	外壁	壁面形状	和風のデザインとし、開口部は格子、蔀戸などを基調にデザインする
		壁面位置	周辺との調和
		材質	周辺との調和
		色	低彩度中間色
		窓	格子、蔀戸などを取り入れる
		庇	1階部分に傾斜状の庇を設ける、軒の高さを3m以上とする 庇を設ける場合は、1階部分に傾斜をつけ、軒下の高さ3m以上とする
	ショーウィンドー	積極的に設ける	
付属設備等	機械、EV室	通りから見えない位置に設置	
	設備機器上部	通りから見えない位置に設置	
	設備地上型	壁面のデザインと調和する覆い方を工夫する	
	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根に設置する太陽電池モジュールの色彩は、濃い灰色、黒色又は濃紺色とし、フレームの色彩は黒色を使用する。 ・屋根材一体型又は形状が屋根材と調和した太陽電池モジュールを屋根の形に合わせて設置する 	
	風力発電設備	通りから見えない位置に設置し、色彩は建築物と調和するものを使用する	

項目	中央地区	駅前地区
看板	位置	3ヶ所のみ
	規模	まち並みに配慮
	形状	まち並みに配慮
	種類	原則として自己看板
	材質	金属・木製を主とする
その他	照明	看板、ショーウィンドーなどに間接照明
	門扉	通りの連続性に配慮
	日除け	のれんなど
	シャッター	シースルーシャッター
	角地	水と緑の活用を図る
	ポケットパーク	水と緑の活用を図る
	自動販売機	ダークブラウンやグレーベージュなどまち並みとの調和に配慮する

●看板の位置

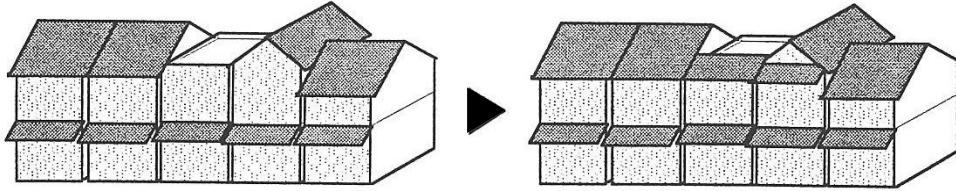
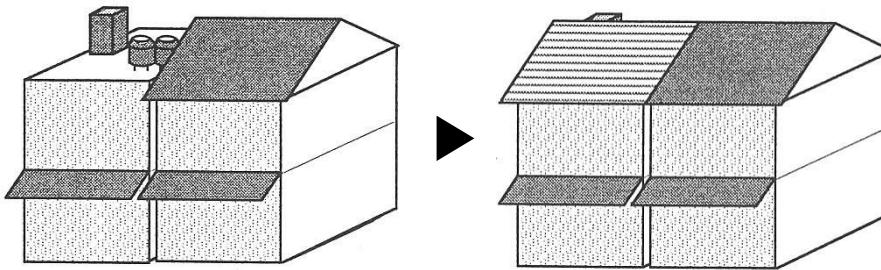
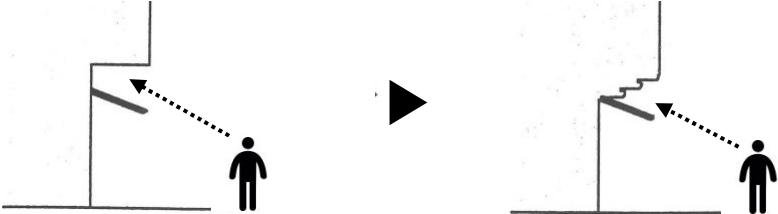


2-2 神田地区

①届出対象行為

- ・対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

②景観形成基準

項目	景観形成基準
屋根	<p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物は道路に対して原則として平入りとする。やむを得ず平入り屋根の形態をとらない場合は、道路に面する屋根部分はまち並みとしての連続感を損なわないものとする。</p>  <p>●平入りの屋根に、妻入りの屋根、陸屋根が混じるとまち並みのリズムがくずれる。</p> <p>●屋根は、道路に対して平入りとする。やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続感を損なわないように工夫する。</p> <p>・屋上に設置される塔屋、設備機器などが通りから見えないよう工夫する。</p>  <p>●通りから見える塔屋・設備機器が景観障害を引き起こしている。</p> <p>●デザイン屋根等により塔屋・設備機器が見えないように工夫する。</p> <p>・太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。</p> <p>・風力発電設備は、原則として屋上等に設置しないものとする。</p>
壁面	<p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、2階以上の部分（高さ3m以上の部分）で壁面後退線を超えて壁面を張り出す場合、軒下の部分は門前町のイメージに調和するデザインとする。</p>  <p>●2階以上の壁面が張り出すことにより、歩道景観に圧迫感を与える。</p> <p>●2階軒下に、伝統的建築様式をモチーフとしたデザインを施すことにより、圧迫感を軽減する。</p>

項目	景観形成基準																														
壁面	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物の壁面のデザインは、障子、蔀戸をモチーフとしたデザインを多用する。 <p>壁面のデザイン</p> <p>色彩 建物の主要な部分は低彩度の自然素材色を基調とする</p> <p>壁・窓 障子・蔀戸をモチーフとしたデザイン</p>																														
庇	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の1階部分には門前町のイメージに調和する庇を設けるものとし、軒先の下端の高さは3mとする。 <p>軒高</p> <p>●軒高が不揃いで煩雑な印象を与える。</p> <p>●高さの統一された軒の連続がリズム感を生む。</p>																														
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面、庇等の建築物の主要な部分については、低彩度の自然素材色を基調とする。 アクセントなどに高彩度の色を使用する場合は、各壁見付面積の1割以下とする。 <p>《基調色》</p> <p>《アクセント色》</p> <table border="1"> <caption><推奨色></caption> <tbody> <tr><td>10YR7.5/3</td></tr> <tr><td>2.5Y6.5/3</td></tr> <tr><td>2.5Y6.5/3</td></tr> <tr><td>10YR6/3.5</td></tr> <tr><td>10YR4/3.5</td></tr> <tr><td>7.5YR4.5/3</td></tr> <tr><td>7.5YR4/3</td></tr> <tr><td>10YR3/2</td></tr> <tr><td>5B3.5/2</td></tr> <tr><td>2.5PB4/1.5</td></tr> <tr><td>10B4.5/2</td></tr> <tr><td>2.5PB4.5/1</td></tr> <tr><td>2.5PB7/0.5</td></tr> <tr><td>N8.5</td></tr> <tr><td>2.5YR2/9</td></tr> <tr><td>10Y5/2</td></tr> <tr><td>2.5GY4.5/2</td></tr> <tr><td>5GY5/2</td></tr> <tr><td>5GY5.5/2</td></tr> <tr><td>5G5.5/4</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption><推奨色></caption> <tbody> <tr><td>連子</td></tr> <tr><td>四手</td></tr> <tr><td>丹波</td></tr> <tr><td>りむ</td></tr> <tr><td>5G7/8</td></tr> <tr><td>7.5G5/8</td></tr> <tr><td>5G6/10</td></tr> <tr><td>7.5R4.5/14</td></tr> <tr><td>7.5R5/14</td></tr> <tr><td>7.5R5/14</td></tr> </tbody> </table>	10YR7.5/3	2.5Y6.5/3	2.5Y6.5/3	10YR6/3.5	10YR4/3.5	7.5YR4.5/3	7.5YR4/3	10YR3/2	5B3.5/2	2.5PB4/1.5	10B4.5/2	2.5PB4.5/1	2.5PB7/0.5	N8.5	2.5YR2/9	10Y5/2	2.5GY4.5/2	5GY5/2	5GY5.5/2	5G5.5/4	連子	四手	丹波	りむ	5G7/8	7.5G5/8	5G6/10	7.5R4.5/14	7.5R5/14	7.5R5/14
10YR7.5/3																															
2.5Y6.5/3																															
2.5Y6.5/3																															
10YR6/3.5																															
10YR4/3.5																															
7.5YR4.5/3																															
7.5YR4/3																															
10YR3/2																															
5B3.5/2																															
2.5PB4/1.5																															
10B4.5/2																															
2.5PB4.5/1																															
2.5PB7/0.5																															
N8.5																															
2.5YR2/9																															
10Y5/2																															
2.5GY4.5/2																															
5GY5/2																															
5GY5.5/2																															
5G5.5/4																															
連子																															
四手																															
丹波																															
りむ																															
5G7/8																															
7.5G5/8																															
5G6/10																															
7.5R4.5/14																															
7.5R5/14																															
7.5R5/14																															

参考 推薦するデザイン

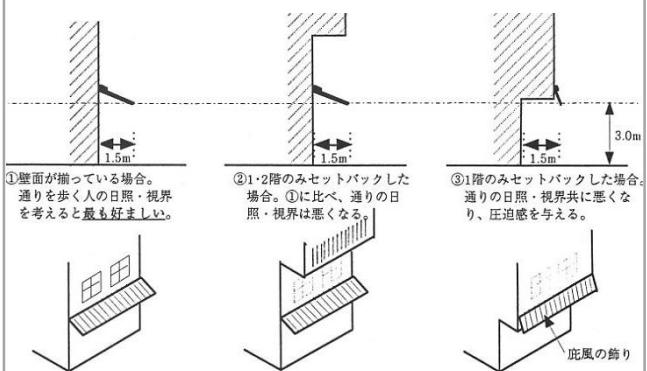
地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

項目	考え方	形態	素材	色
建築物・工作物等	屋根	・まち並みの統一感に配慮する。 ・スカイラインの構成、遠景の演出に配慮する。 ・通りに対して軒を積極的に出す。その際に上げ裏を門前町のイメージにふさわしいデザインとする。 ・自然素材色をイメージする色。	・平入りの勾配屋根	・黒、グレー、茶、緑青色
	3階以上の壁と窓	・全体のファサードデザインの構成を考慮する。 ・歩行者への圧迫感を感じさせないよう、できるだけ壁面の張り出しあはける。 ・間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。	・土塗壁風 ・タイル、石貼り	・和紙入りガラス ・障子 ・土塗壁をイメージするベージュ
	バルコニー	・全体のファサードデザインの構成を考慮する。 ・門前町をイメージしたデザインに配慮する。 ・歩行者に圧迫感を与えない。 ・通りに対して生活臭を見せない。	・張出型のバルコニーはできるだけ設けない。設ける場合はスクリーンで生活感をカムフラージュする。(洗濯物、空調室外機などが見えないようにする)	・スクリーン、腰パネルなどは、障子風の物や和風の連子、格子でつくる。 ・ベースカラー ・ただし、壁面との配色の関係を考慮する。
	2階の壁	・門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 ・間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。	・土塗壁風 ・タイル、石貼り	・和紙入りガラス ・障子 ・土塗壁をイメージするベージュ
	2階の窓	・門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。	・障子、蔀戸をモチーフとしたデザイン ・和風連子あるいは格子付き	・和紙入りガラス ・障子 ・ベースカラー
	庇	・まち並みの連續性に配慮する。 ・主要な交差点に面する建物は、道路に面する2面に庇を設ける。 ・上げ裏は門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 ・雨除け、日除けの機能を持たせる。	・間口前面に設け、庇を生かす形とする。	・自然素材又はそのイメージのもの ・障子風の透光素材 ・黒、グレー、茶、緑青色、障子をイメージする場合の白 ・軒裏は明るい色(白かベージュ)
	ショーウィンドー等	・ウインドーショッピングができるように、積極的に演出する。		
	シャッター	・夜間、休業時にウインドーショッピングが出来るように演出する。	・グリルシャッターやシースルーシャッター等の透視性のあるもの	
	日除け	・まち並みに配慮して、日除けの機能を確保する。 ・広告を兼ねたのれん等を積極的に活用する。	・アーム式の日除けテント ・のれん、簾	・庇の色と同色、あるいは調和する色

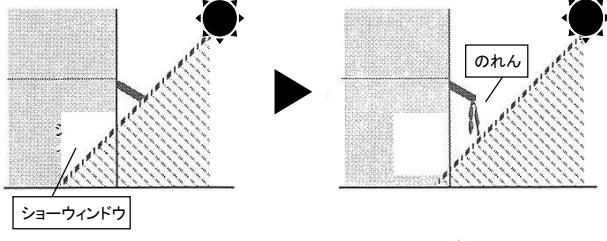
	設備機器類	・通りから見えない位置に設置、配管するか、目立たないようなデザインの処理をする。			
--	-------	--	--	--	--

項目	考え方	形態	素材	色	
建築物・工作物等	太陽光発電設備	・屋根材一体型又は形状が屋根材と調和したパネルを屋根の形に合わせて設置する。 ・土地に自立して設置するもの等、屋根以外に設置するものは、できるだけ通りから見えない位置に設置する。		・建築物や周囲の景観と調和する色	
	風力発電設備	・通りから見えない位置に設置する。		・建築物や周囲の景観と調和する色	
	広告物・看板等	・最小限の位置に効果的に配置する。 ・賑わいを演出するようなユニークなデザインに努める。 ・浅間大社で使われているカラーリングを積極的に用いる。ただし、面的に広い部分への配色は避ける。	・店の業態が一目でわかるデザイン、手作り感のあるデザイン	・ベースカラー及びアクセントカラー	
	照明	・夜間にウインドーショッピングができるように配慮する。 ・魅力的な夜間景観を演出する。			
	駐車場	・通り沿いに駐車場を設けない。やむを得ず設ける場合は、歩行者から車が見えないように、塀や垣根などで修景をする。			
	舗装材	・浅間大社に続く参道をイメージする。	・自然石大版	・無彩色	
	水路、緑	・潤いのある商店街として、積極的に演出する。			
その他	修景の範囲	・道路に面する壁面及びそれに接する壁面の道路側から1m以上の範囲は修景をする。			
	隣との関係	・まち並みの連続性を損なわないように、適切な建物の配置、あるいは塀、門扉などによる修景を施す。 ・建物のデザインは、隣接する建物と調和するように配慮する。			
	店先	・ベンチなどの歩行者がくつろげるストリートファニチャーは、歩行者の通行を妨げない範囲で積極的に配置する。 ・自動販売機などを設置する場合は、ダークブラウンやグレーベージュとするなど周囲の景観に配慮した修景を施す。 ・通りから直接見える部分に、空箱、空ケース、ごみなどを放置しない。			

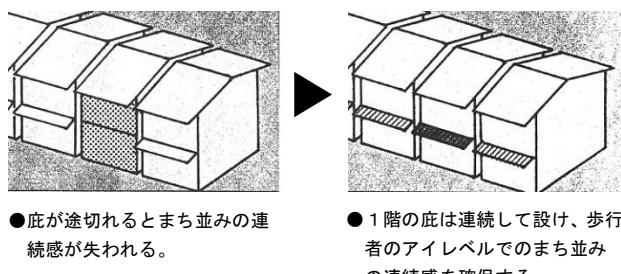
3階以上の壁面の位置と庇



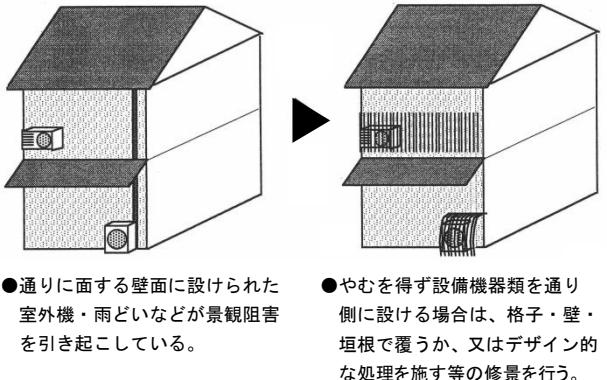
日除け



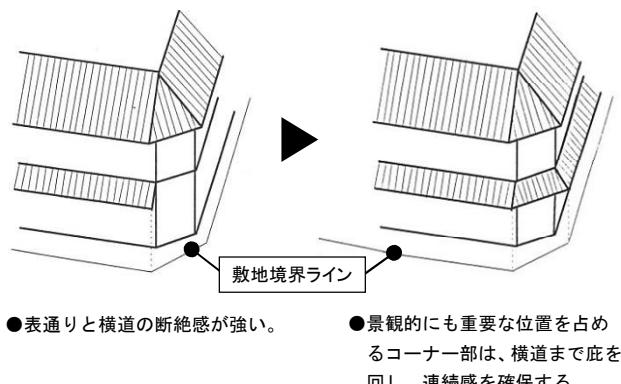
庇



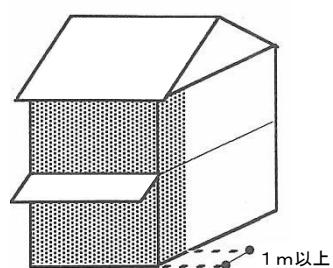
設備機器類（壁面）の修景



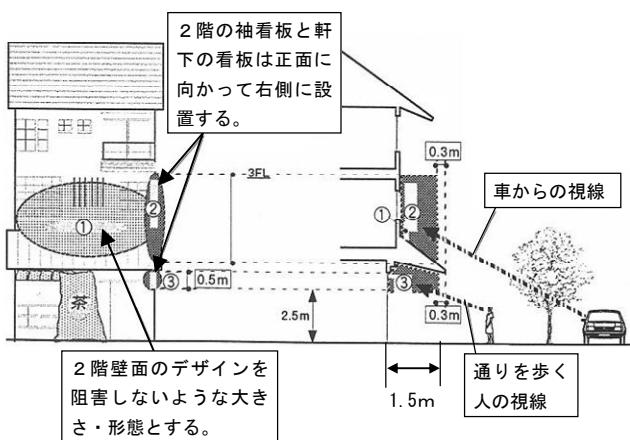
コーナー部の庇



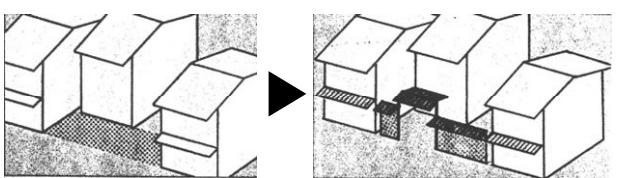
修景の範囲



広告物等



建物の大幅なセットバック又は駐車場による歯抜け地の修景



2－3 浅間大社周辺地区

①届出対象行為

建築物の新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
工作物の新築など	<p>工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）、記念塔、記念像、観光用昇降機、コースター、観覧車、石油タンク、ガスタンク、サイロ、屋外に設置されたクレーン等の生産設備、太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類する物件。 ・事業所又は1物件の表示面積の合計が0.5 m^2を超える屋外広告物で、一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。 ・自動販売機で一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。

※ 屋外広告物条例で許可を受けている屋外広告物は、景観計画上の届出は不要です。

②景観形成基準

項目	景観形成基準
建築物・工作物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> 緑色区域は、8m以下とする。 青色区域は、10m以下とする。 黄色区域は、13m以下とする。 桃色区域は、15m以下とする。 橙色区域は、20m以下とする。 建築物の高さの算定は、地盤面から階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の最上部までとする。高度地区の規定と同様とする。 建築物の屋上部分に設置する工作物の高さの算定は、地盤面から当該工作物の最上部までとする。 国・県・市指定の文化財・史跡等、及び高度地区の適用除外・許可による特例の物件については、この高さの規定は適用しない。 <p>※都市計画法において、緑色区域（8m以下）は「風致地区」、青色・黄色・桃色・橙色区域（10～20m以下）は「高度地区」の指定あり</p> <p>※重点地区の北側及び東側隣接地域（概ね都市計画道路3・4・24 阿幸地青見線まで）は、本計画書76頁の一般共通基準（一定規模以上の各種行為の届出に関する景観形成基準）において25m以下の規定あり</p> <p>凡例</p> <p>■ 重点地区区域</p> <p>■ 建築物の高さ制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 8m(風致地区 第1種) 10m(高度地区 第1種) 13m(高度地区 第2種) 15m(高度地区 第3種) 20m(高度地区 第4種) <p>■ 市域全域景観形成基準高さ制限</p> <p>— 25m(富士山眺望配慮)</p>

項目	景観形成基準																								
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根の色彩は、以下のとおりとすること。 <p>外壁基準色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td>0～10</td><td>—</td></tr> <tr> <td>R、YR、Y</td><td>8 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8 以下</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>屋根基準色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td>5 以下</td><td>—</td></tr> <tr> <td>R、YR、Y</td><td>5 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5 以下</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 建物各壁面見付面積の 10 分の 1 以下の範囲で使用可能な外壁の強調色（アクセントカラー）については、この限りではない。 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分については、この限りではない。 工作物の色彩は、建築物の外壁基準色の範囲において、かつ、近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺の環境から突出しないようなものを使用する。 	色 相	明 度	彩 度	無彩色	0～10	—	R、YR、Y	8 以下	4 以下	その他	8 以下	2 以下	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5 以下	—	R、YR、Y	5 以下	4 以下	その他	5 以下	2 以下
色 相	明 度	彩 度																							
無彩色	0～10	—																							
R、YR、Y	8 以下	4 以下																							
その他	8 以下	2 以下																							
色 相	明 度	彩 度																							
無彩色	5 以下	—																							
R、YR、Y	5 以下	4 以下																							
その他	5 以下	2 以下																							
建築付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。 壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、視点場や通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一緒に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射の物を使用するよう努める。 太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。 																								

項目	景観形成基準
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告は設置しない。 ・突出看板は、建築物等と一体化を図り、看板の面積は最小限に留める。 ・広告塔など独立した屋外広告物を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、落ち着いた色合いを使用するなど、周辺景観との調和に配慮する。 ・光源が点滅するネオンサイン等は行わない。 ・一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から 10m以内及び風致地区内における屋外広告物は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①壁面広告、突出看板は、地色を外壁と同系色とする。 ②広告塔、広告板は、脚柱をダークブラウン、地色を色彩基準の屋根基準色の範囲内とする。 ③日除けのれんなどは、落ち着いた色合いとする。 ただし、上記において、木材や石材などの自然素材を活用する場合はこの限りではない。
サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山本宮浅間大社の門前町や歴史的雰囲気との調和に配慮した材質、色彩、デザインとなるよう工夫する。
ストリートファニチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチやモニュメントなどは、富士山本宮浅間大社の歴史性と神田川のうるおいある緑や水辺に配慮したデザインとする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から 10m以内及び風致地区内に設置する場合は、周辺景観と調和するようダークブラウンやグレーベージュなどとする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・柔らかな光源色の落ち着きのある照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。

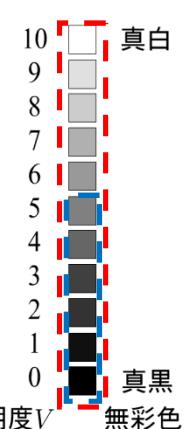
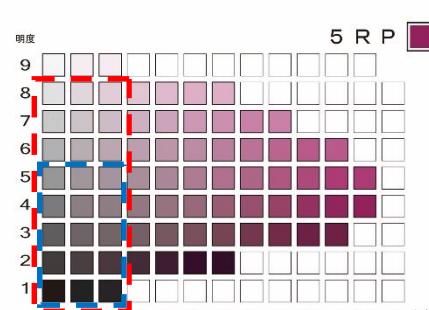
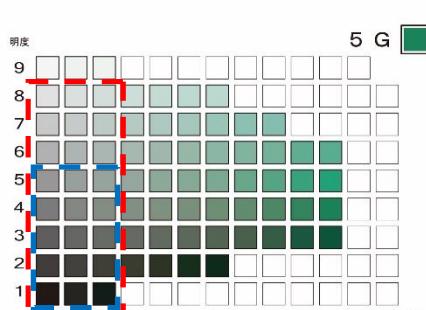
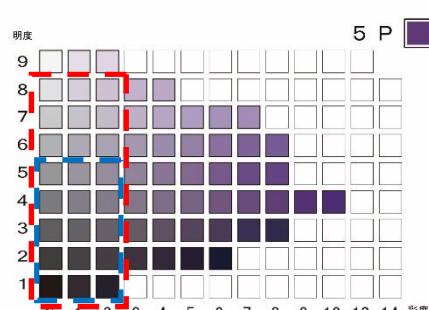
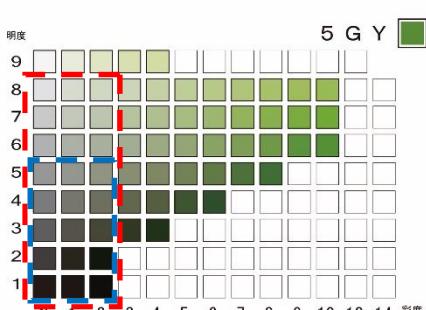
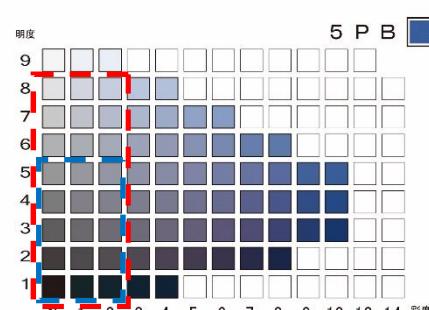
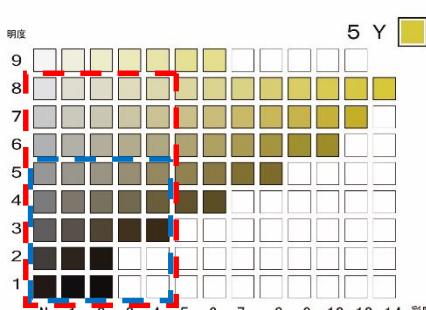
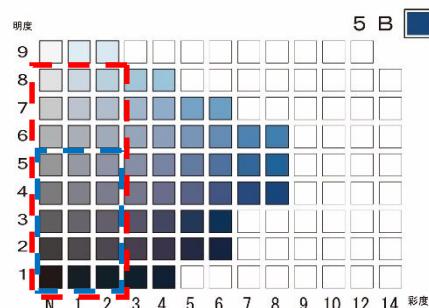
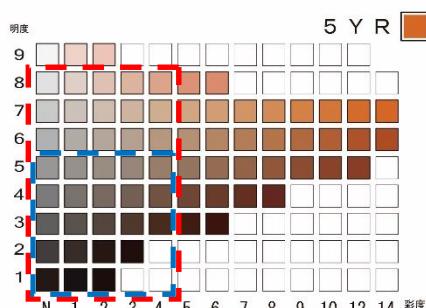
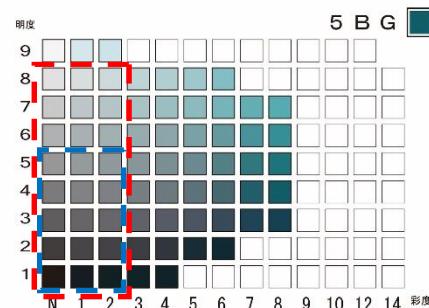
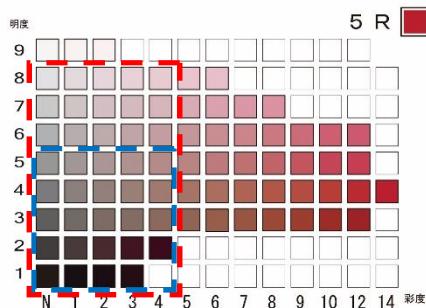
項目	景観形成基準
緑化など	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。 ・敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木との調和を得られる樹種とする。 ・屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。 ・エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、植栽などによりうるおいを与える演出に努める。 ・敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。 ・フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景に努める。 ・視点場を結ぶ動線上や神田川沿いの歩行空間を中心に、季節感のある花を用いたまち並みを彩る修景植栽など、水と緑が調和したうるおいのある景観形成に努める。

【補足：色彩基準のイメージ（明度・彩度）】

色彩許容範囲

外壁基準色

屋根基準色



2-4 朝霧高原地区

①届出対象行為

建築物の新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
工作物の新築など	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの。 ・高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）、記念塔、記念像、遊戯施設（観光用昇降機、コースター、観覧車など）、石油タンク、ガスタンク、サイロ、屋外に設置されたクレーン等の生産設備、太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類する物件。
木竹の植林	植林面積が 1,000 m ² を超えるもの。

②景観形成基準

- 自然公園特別地域内（道路中心から 100m の範囲）は、自然公園法により定められた基準に従うものとする。
- 市域全域の行為の制限の対象となる規模の行為については、市内全域の基準にも従うものとする。

		景観形成基準
建築物	配置	・主要な眺望点や道路から見たとき、草原景観を遮る位置への配置を避けること。
	高さ	・主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。 ・建築物の高さは 13m 以下とする。ただし、景観上支障のない場合はこの限りではない。
	色彩	・外壁、屋根の色彩は、市域全域の景観形成基準によるものとする。ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分についてはこの限りではない。
工作物	配置	・主要な眺望点や道路から見たとき、草原景観を遮る位置への配置を避けること。 ・主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。
	形態	・周辺景観に馴染む形態とする。
	色彩	・色彩は、建築物の外壁基準色の範囲において、富士山や朝霧、天子山系の山々の景観と融和する色を基調とする。 ・富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、電波塔などの色彩については、ダークブラウンとする。
木竹	植林	・主要道路から草原を望める位置での植林は避けること。 ・植林の樹種は、朝霧高原地域の植生に配慮すること。

参考 推薦するデザイン等

地域の景観をより良いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

		推薦するデザイン
建築物・工作物	規模	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要道路から極力後退させるものとする。 富士山眺望を望める位置に配置する場合には、後背の樹林よりも低い高さを基本とする。後背に樹林の無い場合には、必要最低限の高さとする。
	外部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は 10 分の 2 以上とする。ただし、水平投影面積 10 m²以下の小規模な車庫、倉庫等を除く。色彩は原則として灰黒系色（明度 4.9 以下、彩度 0.5）又は焦げ茶色（市域全域の屋根基準色のうち色相 R、YR、Y）とする。 壁面は努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、色彩は、茶系色（市域全域の外壁基準色のうち色相が R、YR、Y）、灰色（明度 7.9 ~5、彩度 0.5）とする。 複数の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 外柵は原則として生垣、築地等とし、ネットフェンス等による場合は、できる限りフェンスの道路側に植栽を行う。 門柱、標識、照明灯、牧柵等は、周囲の雰囲気を荒らさないような、落ちついたデザイン、材質、色彩とする。
	修景緑化方法	<ul style="list-style-type: none"> 緑化による修景を行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定する。

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号、第19条第1項、第28条第1項 関連)

本市の良好な景観の形成に重要な建造物及び樹木を、景観重要建造物、景観重要樹木として指定する際の方針を定めます。

指定されると、建造物や樹木の現状変更に関して許可が必要になります。

1 景観重要建造物

以下に示す建造物は、所有者の意見を聴取した上で景観重要建造物として指定していきます。

建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるもので、以下の各項に該当するもの。

- ・地域の自然や歴史、文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域の特性を表現している建造物
- ・優れたデザインを有し、地域のシンボルとなっており、良好な景観を形成している建造物
- ・ランドマークになっていることやアイストップに位置するなど、地域の景観形成において重要な要素となっている建造物

【指定番号第1号】富士高砂酒造（平成27年3月26日指定）



富士高砂酒造（店舗兼事務所）



富士高砂酒造（蔵）

【指定番号第2号】牧野酒造（令和2年1月10日指定）



牧野酒造（全景）



牧野酒造（土蔵）

【指定番号第3号】井之頭区民会館（令和5年6月20日指定）



井之頭区民会館（全景）



井之頭区民会館（正面）

【指定番号第4号】井出家高麗門及び長屋（令和5年6月20日指定）



井出家高麗門及び長屋（全景）



井出家長屋

【指定番号第5号】富士山環境交流プラザ（令和5年6月20日指定）



富士山環境交流プラザ（前面）



富士山環境交流プラザ（側面）

2 景観重要樹木

以下に示す樹木は、所有者の意見を聴取した上で景観重要樹木として指定していきます。

- ・樹姿(樹高や樹形)が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるもので、以下の各項に該当するもの。
- ・樹高があり樹幹が太いなど樹姿が、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ・地域の自然、歴史、文化などから見て、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴（地域らしさ）を、当該樹木の樹姿が有していると認められるもの
- ・ランドマークになっていることやアイストップに位置するなど、地域の景観形成において重要な要素となっている樹木

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

(景観法第8条第2項第4号のイ 関連)

屋外広告物の表示、掲出に関しては、以下の地区において、屋外広告物法第28条に基づく市の屋外広告物条例などにより、必要な制限を行い、規制、誘導を図ります。

屋外広告物誘導地区

対象地区	制限の方針
一般国道139号沿道 (外神～小泉若宮) 県道清水富士宮線 県道上稻子長貫線	本市の主要な観光ルートとして、周辺環境に調和し、統一性のある広告物に誘導する。
一般国道469号沿道 登山道沿道	富士山及び周囲の自然環境に配慮した配置、面積、数量、形態、意匠などに誘導する。
富士山本宮浅間大社 周辺地区	周辺の緑や水の景観、歴史ある神社等の景観を妨げないように配置、面積、数量、形態、意匠などを誘導する。

※登山道：県道富士宮富士公園線、富士公園太郎坊線

重点地区等

対象地区	制限の方針
中央・駅前地区	まち並みとの統一感、建築物との一体感のある門前町にふさわしいデザインとして、最小限の位置に効果的に配置する。
神田地区	まち並みとの統一感、建築物との一体感のある近代門前町にふさわしいデザインとして、最小限の位置に効果的に配置する。
浅間大社周辺地区	屋上広告やネオンサインを設置せず、まち並みとの統一感、建築物との一体感のある浅間大社の神聖な雰囲気に調和した落ち着いた色彩を誘導する。
朝霧高原地区	できるだけ集約して、運転者、歩行者などに圧迫感を与えない配置、面積、数量に誘導する。既存の看板で、老朽化、案内主体喪失などの状況で、すでに機能低下あるいは機能停止しているものを撤去する。
白糸の滝周辺地区	遠方に望む富士山、地区特有の水流や滝、緑あふれる景観を妨げないように配置、面積、数量、形態、意匠などを誘導する。

眺望地点

対象地区	制限の方針
眺望地点からの主な眺望の範囲	眺望地点から見られる富士山、天子山地への眺望景観を阻害しない配置、面積、数量、高さなどに誘導する。形態意匠や色彩は、眺望景観や周辺の景観と調和したものとなるよう誘導する。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号のロ 関連)

良好な景観形成を推進するためには、行政が先導的な役割を果たすことが必要です。道路や公園等の公共施設は、地域の景観形成の骨格や拠点を形成するが多く、地域の景観まちづくりを先導する役割を担っています。そのため、本市の景観形成の骨格を形成する施設、景観上重要と考えられる地域に関連する次に掲げる景観重要公共施設については、以下に示す施設整備方針に従い、地域の景観形成にふさわしい整備に取り組んでいくものとします。

《景観重要道路》

防護柵の色彩については、周辺環境等に応じて p. 114 に記載のとおり検討を行うものとする。

項目	内容	管理主体
一般国道 139 号 (北山 IC～根原(山梨県との行政界))	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山、天子山地、朝霧高原の牧草地などの雄大な自然を望むことのできる本市の南北軸となる道路。 観光ルートとして多くの利用があり、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などを背景として、更に多くの利用が期待されている。 周辺景観と調和し、眺望に配慮した休憩スペースや防護柵等が整備されつつあり、イメージが向上している。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 <p>② 道路景観の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 美しい景観を維持するために行われる、地域住民や自治体等各種団体の活動との協働に努める。 	国
一般国道 469 号 (山梨県との行政界～北山 IC) ※県道清水富士宮線、県道上稻子長貫線との重複区間含む。	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的に価値がある北山本門寺や大石寺を結ぶ道路で、農業者や住民との協働による棚田や水路などを望むことができる。また、稻子川などの河川景観も望むことができる。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 北山本門寺や大石寺の境内地の建物や樹木の景観の保全、及び、棚田、水路や河川の景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 <p>② 道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	静岡県

項目	内容	管理主体
一般国道 469 号 (北山 I C ~ 粟倉 (富士市との行政界))	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地や水田、集落などの農村景観や、富士裾野の森林を望むことでのりきる道路。 <p>《施設整備の方針》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①景観に配慮した法面等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・法面が生じる場合は、周辺の景観と調和した構造、形態として、できる限り緑化を行う。 ②眺望や緑と調和する景観の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 ③道路景観の適切な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	静岡県
登山道 (県道富士宮富士公園線、県道富士公園太郎坊線) (富士山本宮浅間大社前交差点～富士山富士宮口五合目)	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山本宮浅間大社から富士宮口五合目に向かう道路。富士登山の歴史を背景とした本市の軸となっている。 ・富士山に向かう登山道として多くの利用がある。 ・正面に富士山を望み、沿道緑化により緑の印象的な景観となっている。また、標高1,000m付近から広葉樹が林立し始める区間では、緑深い富士山麓の樹林帯を感じることができる。 <p>《施設整備の方針》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①眺望や緑と調和する景観の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 ②道路景観の適切な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	静岡県

項目	内容	管理主体
県道富士富士宮線(一般国道139号交差点～上井出交差点) 県道富士白糸滝公園線（上井出IC～上井出交差点） 県道清水富士宮線(一般国道139号猪之頭入口交差点～上井出交差点) 県道富士宮鳴沢線（県道清水富士宮線交差点～根原）	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山、天子山地、牧草地、集落などの景観がある南北方向の観光ルートとなっている。 観光ルートとして多くの利用があり、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などを背景として、更に多くの利用が期待されている。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>①眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵等の整備については、富士山、天子山地の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 <p>②道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	静岡県
県道清水富士宮線（静岡市との行政界～上井出交差点） ※一般国道469号との重複区間含む。	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的に価値がある狩宿の下馬桜や西山本門寺を結ぶ道路で、農業者や住民との協働による棚田や水路などを望むことができる。また、釜口峡、稻瀬川などの河川景観も望むことができる。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 狩宿の下馬桜の樹木の景観の保全、西山本門寺の境内地の建物や樹木の景観の保全及び棚田、水路や河川の景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 <p>② 道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	静岡県
県道上稻子長貫線（新内房橋～上稻子） ※一般国道469号との重複区間含む。	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的に価値がある平維盛の墓や観光施設のユートリオがある道路で、稻子川、富士川などの河川景観を望むことができる。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 河川景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵等の整備については、河川景観の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 <p>② 道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	静岡県

一級市道田貫湖線 一級市道横手沢田貫湖線 一般市道佐折2号線	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道富士富士宮線から田貫湖へ向かう道路。田貫湖への主要な観光ルートになっている。 ・緑豊かな自然の中を通過しながら、清流を眺めができる。 <p>《施設整備の方針》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①眺望や緑と調和する景観の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持・改良等に際しては、眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。 ②道路景観の適切な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	富士宮市
一般市道上井出34号線	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道富士富士宮線から白糸の滝へ向かう道路。道路沿道には、店舗が立ち並んでいる。 ・観光客の多くの利用があり、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などを背景として、更に多くの利用が期待されている。 <p>《施設整備の方針》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①眺望や緑と調和する景観の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持・改良等に際しては、周辺環境に調和する意匠、材質、色彩とする。 ②道路景観の適切な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。 	富士宮市

■防護柵の色彩について

	塗装面積小 ガードパイプ、ガードケーブル等	塗装面積大 ガードレール
山間地－森林（針葉樹）	ダークグレー、ダークブラウン	ダークグレー、ダークブラウン
山間地－森林（広葉樹）		
田園地	ダークグレー	
市街地・郊外部	ダークブラウン (グレーベージュ)	グレーベージュ
自然地－湖・河川・海岸等	ダークブラウン (グレーベージュ)	

※周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域等においては、オフグレーも候補色に加えて検討する。

※括弧内の色彩は、設置箇所の特性から推奨色以外の選択が望ましいと判断される場合に用いることができる。

※前後区間の防護柵の色彩も考慮し統一感のある景観形成に努める。

※各色彩のマンセル値は、ダークグレー（濃灰色、10YR3/2）、ダークブラウン（こげ茶色、10YR2/1）、オフグレー（薄灰色 5Y7/0.5）、グレーベージュ（薄灰茶色、10YR6/1）とする。

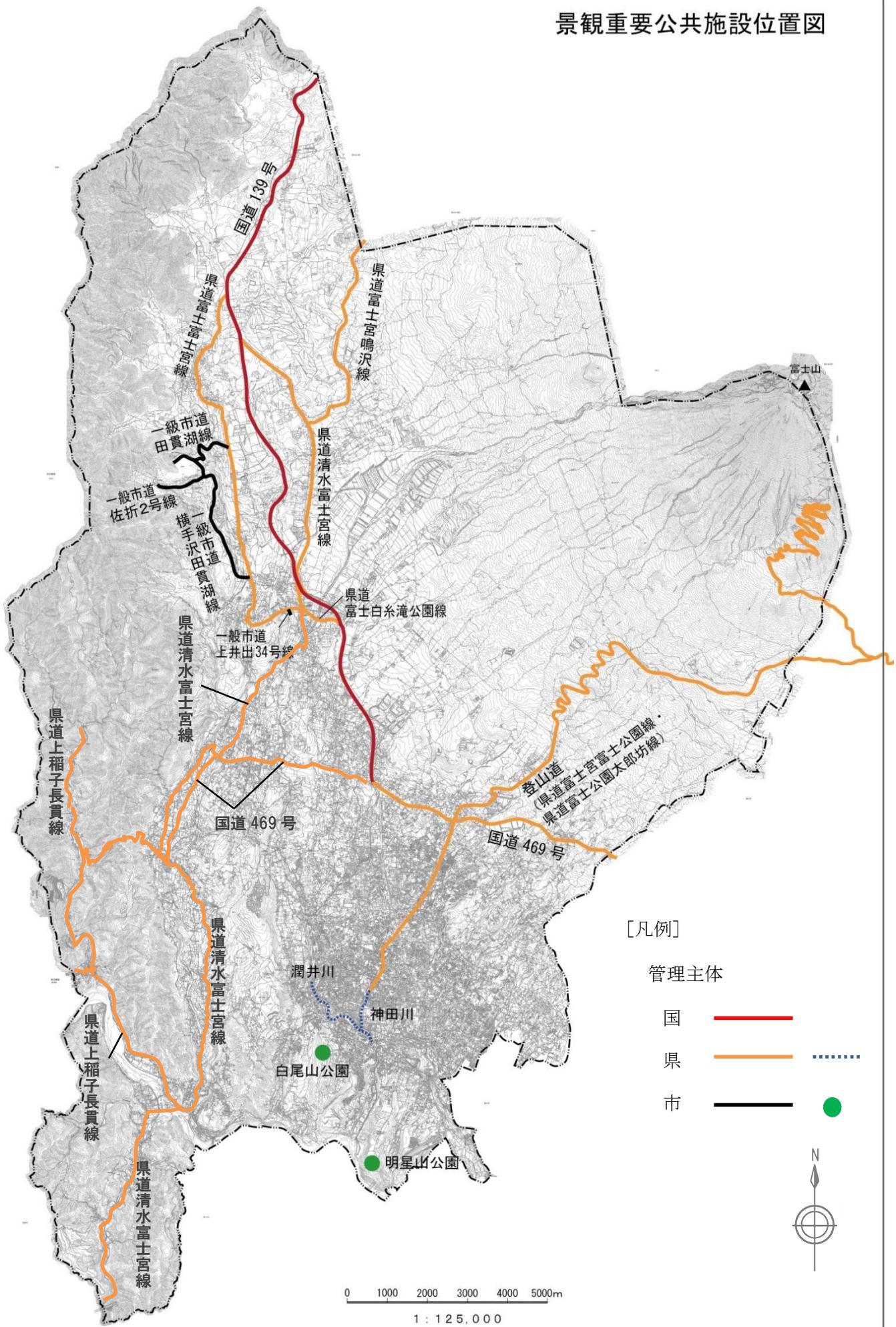
《景観重要河川》

項目	内容	管理主体
一級河川神田川	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山本宮浅間大社の湧玉池を水源とする神田川は、川沿いに神田川ふれあい広場や富士山せせらぎ広場が整備された河川。 清く豊かな流れを多くの市民や観光客がふれあい、楽しんでいる。 年に数回、市民による清掃活動が行われている。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>①水に親しむことのできる場所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 神田川の水を眺め、親しむことのできる場所を整備する。 河川整備においては、自然石護岸を基本とし、周辺環境や富士山本宮浅間大社の歴史的な形態に調和するデザインとする。 <p>②河川景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働などにより、河川の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観を維持する。 	静岡県
一級河川潤井川 (富丘桜橋～くすの木橋)	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> 神田川、清水川、方辺川などの水を集めて流れる河川。 河川沿いには、遊歩道や公園が整備されていて、豊かな緑や川の流れが見られ多くの市民が利用しています。また、春には桜並木と一体となった富士山が見られる。 年に数回、市民による清掃活動が行われている。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>①水に親しむことのできる場所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川等の整備においては、周辺環境に配慮し、市民の憩いの場や交流の場として親しまれるデザインとする。 良好な河川の景観を保全するために、適切な維持管理に努める。 <p>②河川景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働などにより、河川の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観を維持する。 	静岡県

《景観重要公園》

項目	内容	管理主体
白尾山公園 明星山公園	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山を背景として、眼下に富士宮の街を一望できる眺望場所となっている。 ・遊具や眺望施設、散策路などが整備されており、多くの市民の憩いの場所となっている。 <p>《施設整備の方針》</p> <p>①眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <p>公園施設等の維持、改良等に際しては、眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とし、色彩はダークブラウン〔こげ茶〕（10YR2/1程度）とする。</p> <p>②眺望・施設景観の適切な維持管理</p> <p>地域住民との協働により、眺望を確保するための樹木等の管理、公園内の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観を維持する。</p>	富士宮市

景観重要公共施設位置図



第9章 景観形成の重点方策

重点方策とは、富士宮市景観計画の方針を実現するための具体的な方策として、市民や企業との協働や関係機関との連携を図りながら、富士山を擁する本市の市民に親しまれる景観づくりのために重点的に取り組んでいくプロジェクトを取りまとめたものです。

重点方策のプロジェクトリスト

No.	名 称	概 要
1	白糸ノ滝・周辺地区整備プロジェクト	<p>白糸ノ滝は天下の名瀑であり、周辺の自然や歴史的な資源と共に観光の代表的なポイントとなっている。その価値を次世代に継承するため、適切な保存管理の整備が進められており、今後も名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」として望ましい風致景観の形成及び維持を図る。</p> <p>また、周辺拠点の歴史文化資源の活用と回遊性の向上を促進し、調和の取れた美しく心地よい景観の形成を図る。</p> <p>「白糸の滝周辺地区景観ルール導入プロジェクト」を継承し、白糸ノ滝周辺の特性を踏まえた景観方針により整備を進めることを目的とする。</p>
2	中心市街地整備プロジェクト	<p>富士宮駅前から富士山本宮浅間大社にかけて、景観とユニバーサルデザインに配慮した整備を進めている。世界遺産富士山にふさわしい美しく品格のあるまち並み景観の形成を図る。</p> <p>「親水空間整備プロジェクト」と「中心市街地まち並み創造プロジェクト」を統合し、湧水を利用した回遊空間の創出を含めた中心市街地整備を目的とする。</p>
3	朝霧地区景観形成ワークショップ会議プロジェクト	朝霧地区は自然と酪農等の豊かな景観が広がる地域である。行政や事業者、地元住民からなるワークショップ会議の構成員が協働して、良好な景観形成を通じた朝霧地区的イメージアップや、地域の活性化・観光振興などに寄与するさまざまな検討や活動を進める。
4	フジイチプロジェクト (ぐるり・富士山風景街道)	静岡・山梨両県共通の地域資源である富士山の周囲を巡るルートにおいて、サイクリングを活用した地域の魅力づくりを通して、優れた景観の創出や啓発を進める。
5	富士山眺望点整備プロジェクト	富士山を眺めることのできる優れた眺望場所を眺望点として指定し、眺望を確保するために必要な景観の誘導（工作物の高さや色彩等）を行う。また、眺望場所の修景整備及び啓発などを進める。
6	景観学習プロジェクト	<p>市民の景観に対する意識醸成、郷土愛の育成を目的に、景観に関する学習プログラムの制作など、啓発方法を検討、実施する。</p> <p>「屋外広告・サイン向上プロジェクト」により導入した景観ルールの広報を含め、景観づくりの啓発を図る。</p>

景観重点方策 1

項目	内容
名称	白糸ノ滝・周辺地区整備プロジェクト ～名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」の本質的価値の継承～
主旨	<p>白糸ノ滝は、1936年に国の名勝及び天然記念物として指定され、景勝地として、多くの観光客が訪れる場である。1988年には第1次保存管理計画、2010年には第2次保存管理計画を策定し、適切な保存管理及び周辺の景観を含めた整備・活用を行ってきた。2012年には名勝「白糸ノ滝」整備基本計画を策定（2023年に改定）し、白糸ノ滝が持つ本質的価値を次世代に継承していくための整備・活用を進めている。</p> <p>また、周辺拠点の歴史文化資源の活用と回遊性の向上を促進し、調和の取れた美しく心地よい景観の形成を図る。</p>
基本的考え方	<p>(1) 白糸ノ滝の本質的価値を回復させ、魅力的な景観づくりと活用を進める。 —国指定の名勝及び天然記念物に指定された際（昭和11年）と比して潜在した価値の顕在化や回復、望ましい風致景観への改善等、適切な保存管理を行う。</p> <p>(2) 白糸ノ滝の特性を踏まえた景観を誘導する。 —水と緑の自然豊かな景観や天然記念物としての地形・地質の適切な維持管理に配慮する。</p> <p>(3) 周辺拠点との調和を図る。 —白糸自然公園や狩宿の下馬桜等との回遊性向上を図る。</p>
方策(例示)	<p>① 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存管理計画に基づき適切に保存管理する。</p> <p>② 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画による整備を推進する。</p> <p>③ 富士山・白糸ノ滝テラス景観協定（令和5年4月1日締結）の運用による景観の維持保全を図る。</p> <p>④ 歴史文化資源の魅力と価値を市民に伝えるためのソフト事業を推進する。</p> <p>⑤ 景観計画重点地区の指定を検討する</p> <p>⑥ 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存活用計画を策定し、白糸自然公園や狩宿の下馬桜等の周辺拠点との回遊ルートを整備し、歴史的文化資源の活用と回遊性の向上を促進すると共に、白糸ノ滝周辺に滞在できる空間の整備を進める</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の専門家の意見を取り入れた上で、「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画」を策定し、地域の理解と協力を得ながら、滝っぽ周辺・公園・売店・展望場・案内サイン等の整備を行いました。 自動販売機の色彩変更や、公園等の積極的なゴミ拾い活動等を進めています。 ガイダンス施設や公園からの良好な富士山眺望の確保のために、周辺道路における無電柱化事業を実施しました。 主な眺望場所からの富士山眺望を確保するため、景観伐採を実施しています。

▶滝つば周辺の人工物撤去・滝見橋整備



整備前



整備後

▶無電柱化



整備前



整備後

▶公園整備



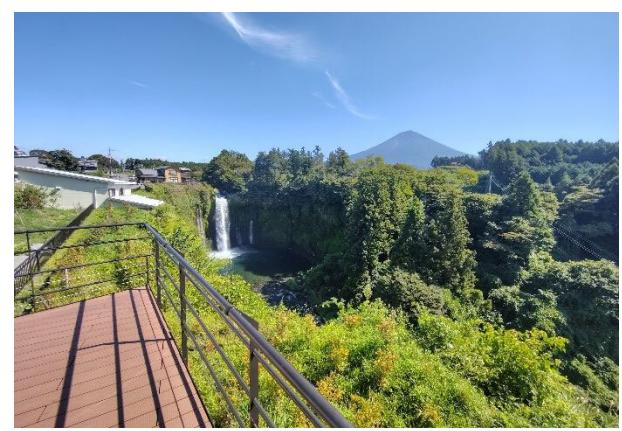
▶展望場整備（白糸の滝と富士山眺望の確保）



▶富士山・白糸ノ滝テラス（売店集約化）



▶展望場整備（音止の滝と富士山眺望の確保）



景観重点方策2

項目	内容
名称	中心市街地整備プロジェクト ～水や歴史を生かしたまち並みづくり～
主旨	富士山本宮浅間大社周辺を中心とした中心市街地エリアでは、富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想に基づき、世界遺産富士山にふさわしいまちづくりを進めている。富士山信仰の地として歴史・文化を生かしたにぎわいとおもてなしのまちづくりを推進する。
基本的考え方	(1) 地域の特性を生かしたまち並み景観を誘導する。 －重点地区に指定されている中央・駅前地区、神田地区、浅間大社周辺地区の景観形成を一層推進する。 (2) 住民にとっても観光客にとっても魅力的な景観づくりを目指す。 －「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」による整備を推進する。 (3) 富士山の眺望、水や緑の環境を生かす。 －まちなかからの富士山眺望や、まち並みの構成要素である湧水、花や緑の見えるまち並みを形成する。
方策(例示)	① 景観形成推進事業補助金による、重点地区内景観形成の推進 ② 公共サインガイドラインに基づく公共サイン整備及び公共サインガイドラインの見直しの検討 ③ 浅間大社周辺を世界遺産にふさわしいまち並みとするための整備推進 ④ 富士宮駅前広場等施設整備事業による、まちの玄関口である富士宮駅前広場を始めとした富士宮駅周辺のリニューアル整備 ⑤ 電線・電柱の移設、地中化の検討 ⑥ 花を活用した緑化事業の推進
取組実績	・「中央・駅前地区」「神田地区」「浅間大社周辺地区」を重点地区に指定し、景観形成基準による景観形成を図っています。 ・湧玉池周辺の電柱電線の撤去を行ったほか、県道の無電柱化事業が進められています。 ・商店街連盟などと協働し、フラワーポットへの植栽やフラワーバスケットなどにより商店街の緑化事業を推進しています。 ・「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」を策定し、世界遺産富士山にふさわしいまちづくりのため、各種事業を推進しています。

►一級河川神田川環境整備事業（富士宮市富士山世界遺産のまちづくり整備基本構想に基づく事業）



►公共サインガイドラインにもとづく公共サイン



►商店街の緑化事業



►湧玉池周辺の電柱電線の撤去



整備前



整備後

景観重点方策3

項目	内容
名称	朝霧地区景観形成ワークショップ会議プロジェクト ～官民連携による地域特性を生かした景観づくり～
主旨	朝霧地区は自然と酪農等の豊かな景観が広がる地域である。平成17年度より、地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに、景観形成のための地区会議（朝霧地区景観形成ワークショップ会議）を開催し、朝霧地区の景観形成方策を検討、実施してきた。 今後も当該会議の開催により、良好な景観形成を通じた朝霧地区のイメージアップや、地域の活性化・観光振興などに寄与するさまざまな検討や活動を進める。
基本的考え方	(1) 重点地区の朝霧高原地区ならではの景観形成を誘導する。 －豊かな自然と酪農からなる、広がりのある景観を維持・保全する。 (2) 様々な主体による協働を推進する。 －地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画と協働して活動することで地域の課題解決や活性化につなげる。 －勉強会を継続的に実施し、景観に対する理解促進を図り、一人一人が景観形成のために出来ることを積極的に取り組める環境を整える。
方策(例示)	① 朝霧地区景観形成ワークショップ会議の開催（富士山眺望確保のための景観伐採等の景観形成活動の検討） ② ぐるり富士山風景街道や富士山朝霧高原景観管理協議会との連携（ぐるり富士山風景街道一斉清掃への参加など） ③ フジイチやキャンスポ@あさぎりなど、地域活性企画への協力 ④ 景観と農業振興の調和を図るため、景観農業振興地域整備計画の策定の検討
取組実績	・地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに、景観形成のための地区会議（朝霧地区景観形成ワークショップ会議）を開催しています。 ・景観を楽しむための安全なウォーキングロードやサイクリングロードなどの検討のための社会実験、地域の歴史や文化を学ぶ学習機会の提供、老朽化等により美観を損ねている不要看板の撤去、根原地区への集合化看板の設置と周辺環境整備（ガードレール等のダークブラウン化）、朝霧さわやかパーキングの景観整備（ガードレールや自動販売機のダークブラウン化、フラワーポットやベンチの設置等）、朝霧地区ごみゼロ活動等、様々な取組を実施しています。

▶ぐるり・富士山風景街道一周清掃



▶「朝霧地区ごみゼロ活動宣言」啓発活動



▶屋外広告物（案内広サイン）の集約化



▶ススキ草原の景観



▶不用看板の撤去



▶車両防護柵の修景整備



▶富士山眺望が阻害されている状況



▶牧草地の景観



景観重点方策4

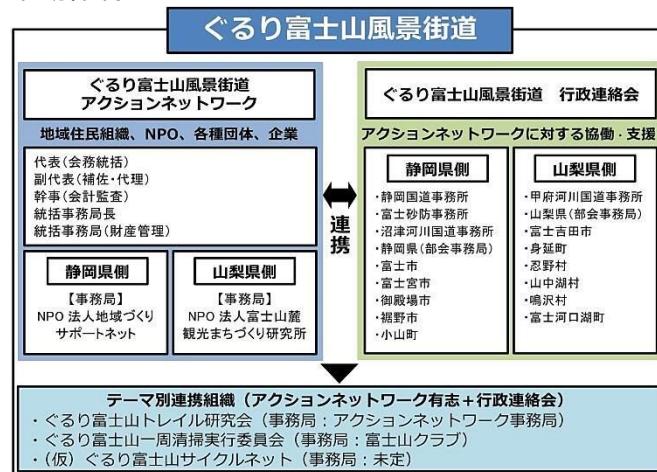
項目	内容
名称	フジイチプロジェクト（ぐるり・富士山風景街道） ～魅力的な景観を生かしたサイクリングによるまちづくり～
主旨	静岡・山梨両県共通の地域資源である富士山の周辺地域において活動を続けてきた「ぐるり・富士山風景街道」の取組において、令和6年3月に、富士山一周サイクリングルート（フジイチ）が決定された。静岡県・山梨県両県でフジイチの環境整備を進める取組が実施されており、国の「ナショナルサイクリングルート」の指定に向けて、風景街道として地域の機運を高める活動や魅力的な風景の情報発信、維持管理等の活動を行う。
基本的考え方	(1) ナショナルサイクルルート指定に向けた取り組みの推進 －走行環境整備の推進 －サイクリスト受け入れ環境整備の推進 －情報発信の推進 (2) フジイチを利用した地域振興の推進 －朝霧高原等の地域の魅力の発信 －フジイチと連携した自転車活用推進事業の推進
方策(例示)	① ナショナルサイクルルート指定要件の整備の推進及び指定後の施設の良好な管理 ② ホームページ・関連マップの作成、道の駅等の情報発信の充実 ② 眺望ポイントの設定、共通サインやロゴ等によるプロモーションの推進
取組実績	・平成19年度に登録した「ぐるり・富士山風景街道」を舞台に、静岡・山梨両県の関係機関や団体が連携し、風景価値の向上を目指したトレイルルートの設定や、清掃・除草等の環境美化活動などを進めています。 ・フジイチのナショナルサイクルルート指定に向け、官民協働組織「ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会」を令和5年度に発足し、サイクリング環境整備を進めています。 ・富士宮エリアでは、平成17年度から、地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに「朝霧地区景観形成ワークショップ会議」を開催しています（詳細は、重点方策3）。

▶ぐるり・富士山風景街道の対象区域・活動体制

対象区域



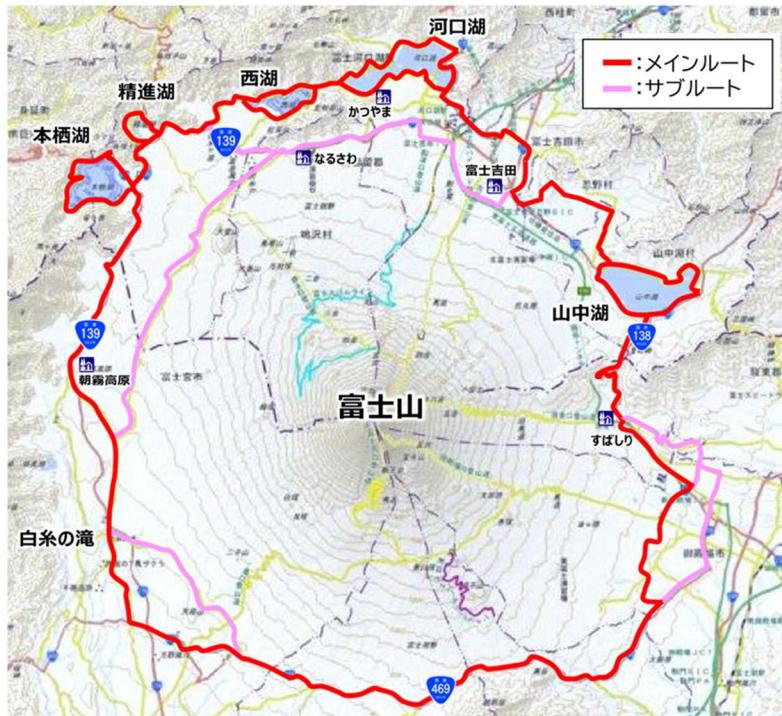
活動体制



(仮) ぐるり富士山風景街道後援会

後援

▶「フジイチ」ルート



▶「フジイチ」ロゴマーク



景観重点方策5

項目	内容
名称	富士山眺望点整備プロジェクト ～市民みんなの美しい眺望を守る～
主旨	市内の至るところから富士山を眺望できる本市では、富士山への眺望は大切な財産である。また、駿河湾や天子山地の眺望できる場所も数多い。 しかし、眺望の良い場所でも、森林の成長や開発等により、将来的に眺望が阻害される可能性がある。 このため、主な眺望場所の修景と富士山への眺望の確保を行うことを目的とする。
基本的考え方	以下の考え方で取り組むものとする。 (1) 眺望点の指定 －住民の意見を取り入れながら、公共的な場所を対象とした眺望点を指定する。 (2) 眺望点における眺望確保方策の実施 【高さ制限・色彩規制】 －富士山の眺望を守るために建築物や構造物などの規制誘導方策を導入する。 (眺望点と富士山を結ぶ地区の建築物などの高さを制限する景観計画の重点地区、眺望点周辺における広い面積をもつ構造物の色彩制限を検討) 【景観に配慮した森林管理】 －富士山の眺望を維持、創出するための樹木の剪定や伐採、良好な景観としていくための植栽を行う。 【眺望点の整備】 －眺望点では周辺環境と調和した修景、駐車スペース、ベンチ、トイレなどの整備を必要に応じて行う。 【無電柱化】 －眺望点周辺の電線や電柱の移設、地中化を検討する。
方策(例示)	① 眺望点の追加指定及び広報 (アンケートやワークショップの実施、眺望写真コンテスト等) ② 建築物・構造物の高さ制限の検討・導入 ③ 景観伐採・修景の支援の検討 ④ 眺望点の整備（眺望に影響する公共施設等の色彩配慮、樹木の伐採及び剪定等） ⑤ 電線・電柱の移設、地中化の検討
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 「富士宮市富士山眺望点指定基準」を定め、眺望点としての諸要素や機能が備わったものから、順次「富士宮市富士山眺望点」への指定を進めています。 富士山眺望点の広報のため、指定箇所に標識を設置しています。（設置が不適切な一部を除く） 公園内の富士山眺望確保のため、支障木の伐採及び剪定を行っています。

富士宮市富士山眺望点

(平成 27 年 3 月 27 日指定 : 17 か所 平成 29 年 3 月 27 日 : 3 か所追加 令和 8 年 3 月 : 3 か所追加)



道の駅 朝霧高原



朝霧さわやかパーキング



朝霧自然公園(朝霧アーニャ)



田貫湖



富士宮口五合目



西日塚駐車場



富士山さくらの園



天母山自然公園

取組実績



大石寺



潤井川河川敷緑地



城山公園



富士宮市役所(7階展望ロビー)



白尾山公園



明星山公園



興徳寺



羽鮛山展望台



白鳥山



白糸ノ滝



富士山本宮浅間大社



白糸自然公園



静岡県富士山世界遺産センター



狩宿の下馬ザクラ



山宮浅間神社

景観重点方策6

項目	内容
名称	景観学習プロジェクト ～市民による市民のための景観形成推進～
主旨	ひとりでも多くの人が積極的に景観まちづくりに関わるようになってもらうため、市民の景観学習を推進する。目的は、市民の景観に対する意識醸成、郷土愛の育成であり、景観に関する学習プログラムの制作など、啓発方法を検討する。
基本的考え方	以下の考え方で取り組むものとする。 (1) 地域の個性や魅力を発信し、郷土愛を育成する。 －本市ならではの魅力を理解することで、郷土愛を育成するためのプログラムを検討し、提供する。 －本市の景観に関わる情報を積極的に発信する。 －若年層に向けた発信を強化し、地域への愛着を醸成する。 (2) 誰もが気軽に参加できるプログラムを展開する。 －ひとりでも多くの市民に参加いただくため、気軽に参加しやすいプログラムを検討し、提供する。
方策(例示)	① 富士山まちづくり出前講座 ② 富士宮市景観賞の継続実施 ③ その他景観学習プログラムの製作
取組実績	・「富士山まちづくり出前講座」として、市民が「知りたい」「聞きたい」内容を、市職員が講師となり、出前講座を実施しています。様々なプログラムがあり、景観まちづくりや世界遺産のまちづくりに関する講座等も提供しています。 ・平成20年度から隔年で「富士宮市景観賞」を開催しています。優れた景観形成に貢献しているまちなみ、建築物、広場、水辺、森林、農地などや、活動団体などを募集、表彰し、その内容を広く公開することで、景観に対する市民の皆さんの意識を高め、美しいまちづくりを推進することを目的としています。

第10章 景観形成推進に向けて

良好な景観形成を進めていくために、景観計画、景観条例を運用し、市民、事業者、行政の協働による以下のような仕組みを構築します。

1 市民、事業者、行政の意識の醸成

本市において良好な景観を形成していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を認識し、協働により積極的な景観づくりに努めることが必要です。

《市民、事業者、市の役割》

【市民の役割】

○自らが良好な景観形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観形成に努めることとします。

○市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力して取り組むこととします。

【事業者の役割】

○事業者は、その事業活動を行うに当たっては、良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めることとします。

○事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力して取り組むこととします。

【市の役割】

○市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施します。

○市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成を先導する役割を果たすよう努めます。

○市は、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な取り組みを行います。

2 推進体制の確立

良好な景観を形成していくために、市民が積極的にかかわっていく仕組みを整えていくとともに、行政の組織を整備します。

建設や造園などの景観形成にかかわりの大きな事業者等については、意識啓発の取り組みを継続的に行うことによって、美しい景観形成のための主体的な取り組みが行われることに期待します。

①市民参加の仕組みづくり

景観形成の重点方策等の良好な景観形成推進への協力を要請し、自主的な取り組みを推進していく組織を設置、育成します。（朝霧地区景観形成ワークショップ会議など）

②団体・N P O活動等との連携

市域内及び近隣市町において良好な景観形成に取り組む団体、N P O等と市民、行政との協働を進め、より多くの市民が参加することのできる取り組みとしていきます。

③行政の組織づくり

良好な景観形成のためには、府内関係課（農林業、商工業、文化・教育等）が景観施策について、協議・情報交換、連絡調整を行う組織が必要となります。このため、府内に「景観連絡調整会議」を設置し、相互に連携した取り組みを進めます。

④富士宮市景観審議会の設置

本市の良好な景観形成のための調査、審議機関として、富士宮市景観審議会を設置します。

審議会は景観にかかわる学識経験者や専門家などから構成されます。審議会は、必要に応じて開催され、次のような事項の調査、審議を行います。また、景観上必要な案件、判断を要する場合は、富士宮市景観審議会委員の意見を聴くものとします。

《景観審議会を開催する場合》

- 景観計画の策定又は変更、景観計画重点地区の指定、富士山等景観保全地域等の指定又は変更
- 行為の届出に関する勧告、命令、公表、要請に関する重要な決定事項
- 景観重要建造物・樹木に関する指定、解除等

⑤景観整備機構（景観法第92条第1項）の指定

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけるものです。

本市では、下記の業務を想定しながら、必要に応じて景観整備機構を指定します。景観整備機構には、より良い景観形成を進める上で重要な設計や整備に関する情報の収集と対応などが期待されます。

《景観整備機構が行うことができる業務》（景観法第93条）

- 良好的な景観の形成に関する事業を行う者に対し当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと。
- 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、当該土地についての権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- 良好的な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- その他良好的な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

⑥美しいまちづくり協議会の認定

美しいまちづくり協議会は、主に対象地域の地域住民の発意により設置され、市長へ申請し、市長の認定により設置されます。

協議会は、良好な景観形成を図るため、美しいまちづくり整備計画の策定や景観形成にかかる活動を推進するものです。

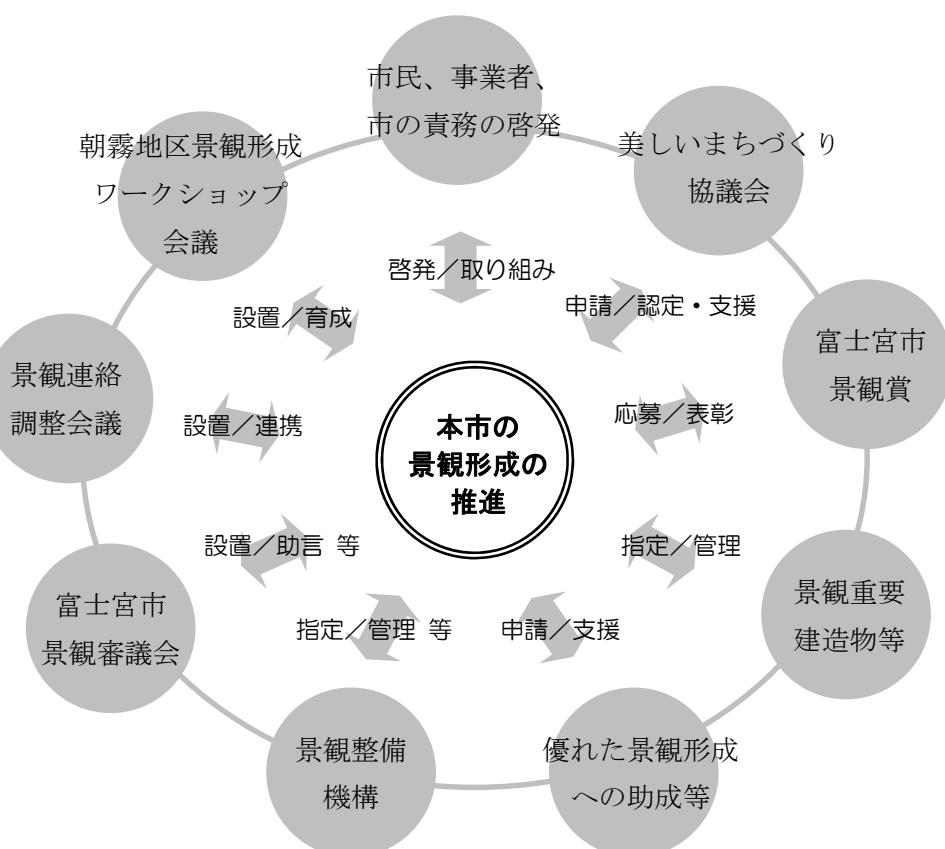
市は、協議会に対して、活動推進のために必要な情報提供や活動費の助成などの支援を行います。

⑦景観協定の活用推進

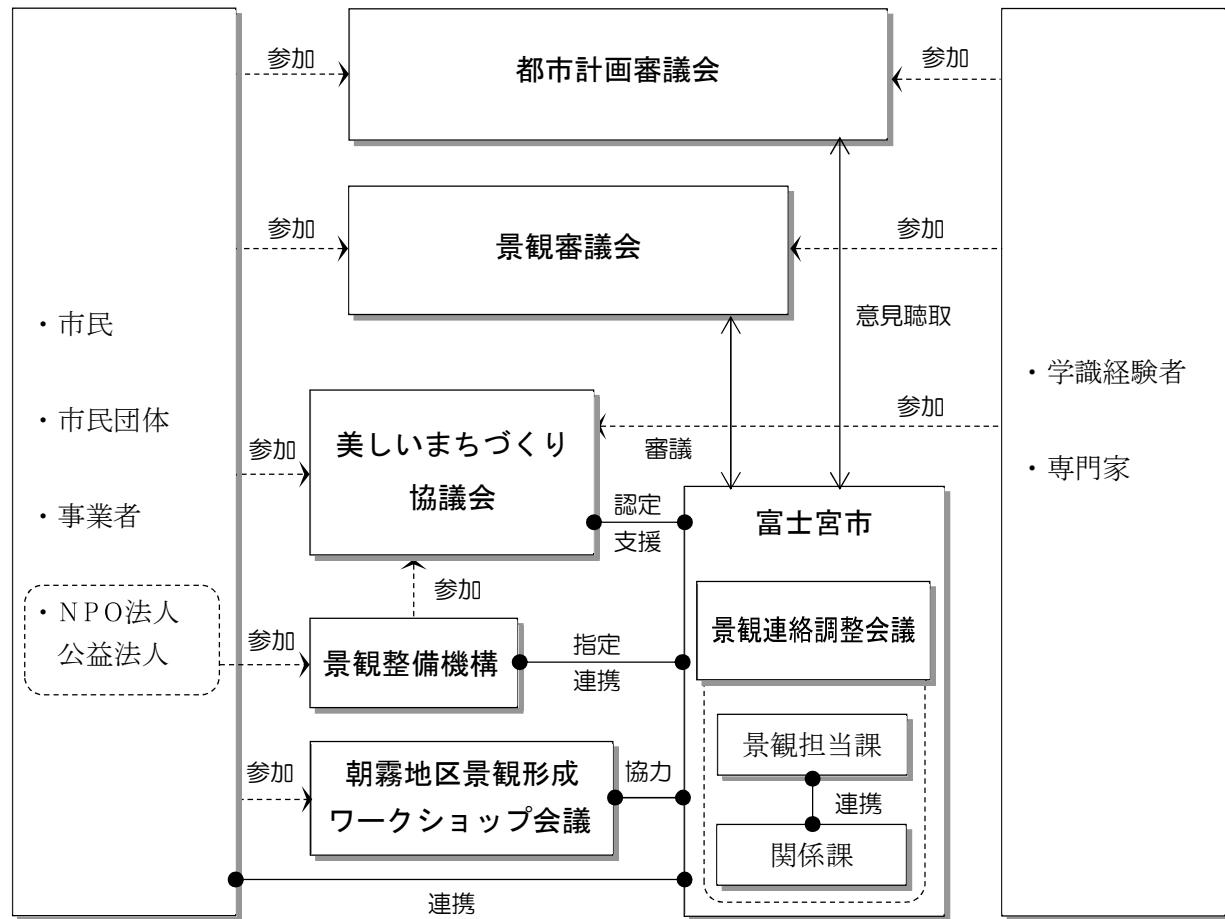
景観協定とは、景観法に基づき、地域の皆様が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度です。

富士宮市では、現在以下の景観協定が締結されています。今後も、地域の良好な景観を創出するため、景観協定の活用を推進します。

- ・ 第1号 富士山・白糸ノ滝テラス景観協定（令和5年4月1日締結）
- ・ 第2号 エンブルタウン富士宮大中里景観協定（令和6年3月19日締結）



■景観形成の推進体制のイメージ



■美しいまちづくり協議会の検討イメージ

